

曹法大 中



多摩校舍全景

1997. 5

中央大学法曹会

No.16

中央大学校歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

一、草のみどりに風薫る

丘に目映き白門を

慕い集える若人が

真理の道にはげみつつ

栄ある歴史を承け伝う

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも

揺るがぬ意気ぞいや昂く

春の驕奢の花ならで

みのりの秋やめざすらむ

学びの園こそ豊かなれ

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 誉れあれ

三、いざ起て友よ時は今

新しき世のあさばらけ

胸に血潮の高鳴りや

湧く歌声も晴れやかに

自由の天地ぞ展けゆく

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 栄あれ

中央大学応援歌

中央大学学友会選定 作詞
古関裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる

ああ中央の若き日に

伝統の誇る白門の

闘い挑むはた仰げ

力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が

精鋭こそりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は

闘魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

三、我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命

ああ中央の若き日に

今ぞ座らん覇者の座に

いぞ勝どきを揚げんかな

力、力、中央 中央

「中大法曹」第十六号目次

表紙題字揮毫 柳澤義信
 表紙写真 多摩校舎全景

中大広報課

中央大学の司法試験の歩み……………	中央大学法曹会幹事長	柳澤義信	(1)
ご挨拶……………	学校法人中央大学理事長	内海英男	(6)
ご挨拶……………	中央大学総長	高木友之助	(9)
トータル・システムの構築を目指して……	中央大学法学部長	長内了	(12)
中大法曹会に望む……………	中央大学学生会会長	大西保	(15)
評議員雑感……………	学校法人中央大学評議員会議長	信部高雄	(17)
中大理事に就任して……………	学校法人中央大学理事	安原正之	(22)
大学改革雑感……………	学校法人中央大学理事	高橋守雄	(28)
中大考……………	学校法人中央大学監事	松崎勝一	(32)



新しい研究施設の構築のために……………中央大学学術研究 山岸 憲 司 (34)

団体連合会委員長

学研連から駿河台記念館の施設利用の要望について…………… (41)

山本清二郎先生……………元広島高等検察庁検事長 竹村 照 雄 (44)

中大法学部 あるOBの感想……………東京弁護士会会長 榊 原 卓 郎 (52)

ポスト現職の生活と意見……………公証人 杉 山 英 巳 (55)

中央大学法曹会について……………公証人 中津川 彰 (62)

法制審議会の委員になって……………法制審議会委員 田 中 美 登 里 (66)

預金保険機構の現状と役割……………預金保険機構理事 松 田 昇 (71)

活力ある法学教育プラスα……………山形地方裁判所所長 高 木 新 二 郎 (79)

人権擁護行政……………法務省人権擁護局局长 大 藤 敏 (82)

「司法演習」から大学を学ぶ……………中央大学講師(司法演習) 吉 川 壽 純 (86)

座談会 司 法 試 験…………… (90)

——中大法学部の現状と我々の果たすべき役割——

会員の声と消息…………… (133)

関係諸規定…………… (164)

学校法人中央大学基本規定(寄附行為)

中央大学学員会会則

中央大学法曹会会則

中央大学法曹会人事委員会規則

法職教育検討委員会規則

大学問題委員会規則

会則検討委員会規則

参考資料

役員等名簿

学校法人中央大学等役員名簿（中大法曹関係）

中央大学学員会役員名簿（中大法曹推薦）

中央大学法曹会役員名簿（平成七・八年度）

中央大学法曹会各種委員会委員名簿（平成七・八年度）

平成九年度講師名簿

会務報告・主要開催行事

編集後記

中央大学法曹会事務局長 森田昌昭

(233)

(215)

(198)

中央大学の司法試験の歩み

中央大学法曹会

幹事長 柳澤義信



一 中央大学法曹会会報編集委員会の皆様のお骨折りにより、会報『中大法曹』第十六号を発売することになりました。

本号は、特に司法試験に関係の深い大学の先生方、直接司法試験の受験指導をされている学研連と中大法曹会の先生方が参集されて座談会を開催し、『中大法学部の現状と我々の果たすべき役割』をテーマとして意見を交換され、その結果が掲載されています。

本年度の中央大学の司法試験の成績を考えると、まことに時宣を得た企画であり、有意義であったと思います。二とところで、本年度の司法試験の出願者総数は二万五三九一人、最終合格者数は七三四人です。そのうち中央大学の出願者数は三七四九人、合格者数は五二人であり、昨年度の八七人より著しく減少しています。この合格者数を大学別に比較しますと、中央大学の合格者数は、東京大学、早稲田大学、京都大学、慶応大学に次いで第五位になっています。このような状態では、法曹になるためには、中央大学よりも他大学に入った方がよいということになり兼ねません。

かつては司法試験合格者数第一位から第三位を占めていたことに思いをいたすとき、あまりにも寂しく残念であり、今昔の感を深くしています。

そこで各大学の司法試験出願者数の推移をみますと、中央大学は、昭和六一年度の出願者数四九五二人（在学生八〇〇人）に対し、平成八年度の出願者数三七九人（在学生未公表）であり、一二〇三人、約二四％も減少しています。その結果、合格者数も出願者数の減少に伴って少なくなっています。

これに対し、他大学の出願者数をみますと、昭和六一年度より平成八年度までに、慶応大学では五〇％以上、京都大学では約三〇％、早稲田大学では約二〇％、東京大学では約一五％も増加し、合格者数も大幅に増えています。この中央大学不振の原因が一時的な現象であるか、それとも社会情勢の変化、特に司法試験制度の改革に対する対応の遅れ等の長期的原因によるものであるのかは検討しなければならぬ緊急かつ重大な問題であります。

三 多くの大学は、司法試験のために法職講座を開設する等して受験指導をしています。

また司法試験を受けるために多くの学生、卒業生が受験予備校に通って講義を受け、多くの合格者を出しています。更に受験予備校は、三回合格に備えてカリキュラムを作成し、高校生にも受験指導をするといわれています。

最近、朝日新聞社が発刊した『アエラ』によりますと、立命館大学は平成四年、専修大学は平成六年から受験予備校と組んでエクステンションセンター（課外授業）として司法試験講座を開設し、受験予備校の専任講師を招いて講義を行い、法学部の学生の半数が受講し熱心に講義を聞いているとのこと。ここでは、打てば響く教育の真髓が発揮されているようです。

更に立命館大学は、付属高校で司法試験のための法律演習が選択できるカリキュラムを準備しているとのこと。す。（朝日新聞社刊アエラ No.52）

合格枠制度、大学内に受験予備校の取入れの是非は別としまして、制度が変わればその対応も新しくなります。

時機を失せず、工夫して適切な対応ができた者が司法試験の勝者となり、制度の改革にたじろぎ、遅疑逡巡して積極的な対策を取らなかつた者は敗者の寂しさを味わうことになります。

四 中央大学の司法試験の成績不振の原因については、多くの學員より、主に次のような点が指摘されています。

まず第一に、校舎が多摩に移転し、これによって在學生は都心での受験指導、卒業生は多摩校舎にある学研連等の指導が受けにくくなり、また都心から多摩まで往復するのに時間がかかるために、合格者、若手法曹による受験指導が十分にできなくなっている。

次に、平成八年度から司法試験制度が改革され、いわゆる丙案（受験三年以内優遇案）の採用により、若年者が受験を控えた。

更に法曹を目指して中央大学に入学する者が減少し、在學生の法曹志望が少なくなっている。

また中央大学は、平成五年、法学部に国際企業関係法学科を設けた際に、法律学科の恒常定員八〇〇人のうちから一六〇人を削り、その分を臨時定員で補うことにした。その結果、臨時定員が廃止されると、法律学科の学生数は六四〇人に減り、早稲田大学の約半数になる。法律学科の學生が減少すれば、毎年、同数の受験予備軍が減り、合格者も少なくなる。

その外にも、かつては司法試験に多くの合格者を出してきた学研連、夜間部の司法試験の成績が良くない。

このように中央大学の司法試験成績不振の原因と言われているのは複雑であり、以上のような事情が重なり合っています。

五 中央大学は、明治一八年にイギリス法律学校として設立され、多くの実務法律家を輩出し、長い間、司法試験合格者数第一位の成績を上げてきました。大学もこのような誇り高い法科の伝統を継続し発展させるために、法職講座、司法演習講座を設けて、司法試験志願者のために特別の指導を行ってきました。

更に司法試験受験のために修学期間の延長を希望する学生には指定試験奨学制度を設け、学費を軽減することにしています。

中大法曹会と学研連は、法職講座、司法演習講座に若い法曹を推薦し、推薦された先生方は熱心に後輩の指導をしています。また学研連所属の各研究室は、私費で研究室を運営し、熱心に室員の受験指導を行っています。

このように、司法試験に関係のある先生方、合格者、若い法曹の熱心な指導があるのにも拘らず、中央大学では、何故、司法試験の出願者、合格者が減少したのが問題です。

以上のような中央大学の司法試験成績不振の原因とこれに対する関係者の対策を合わせて考えてみますと、これまでの対症療法には限界があり、その熱意と努力にも拘らず、司法試験受験者の動向、司法試験制度等の改革、社会情勢の変化に対応しきれなかったのではないかと思われれます。

六 最近、新聞や雑誌などで大学の改革問題が取り上げられています。

文部省は、現代の価値観の多様化、国際化、一八歳人口の著しい減少に対応するために平成三年六月に大学と大学院の設置基準を改正し、その大網化、弾力化をしました。

改革された大学設置基準では、大学は、その教育水準の向上を計り、当該大学の目的及び社会的使命を達成するために自ら点検、評価を行うことに務めなければならない、大学は、教育上必要と認められた場合には、昼夜開講制（同一学部において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う）を設け、また入学前の既修単位等の認定ができる、校地、校舎の面積、学部の種類及び収容定員を定め、その面積を下らないものとしています。

更に大学院の自己評価を定め、修士過程では、専攻分野における高度の研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要高度の能力を養うことを目的ととしています。

この大学設置基準の改正を機に各大学では、カリキュラム、学部、大学院の改革に取り組み、その改革は潮流の

ごとく進んでいるといわれています。なお大学審議会は、平成八年一〇月、大学の臨時定員の五〇％を恒常定員として存続させる方針をまとめたとのことです。

中央大学では、これに対応して平成三年より、カリキュラムの改正、新学科、新学部の新設等をしてきましたが、今後は夜間部と大学院の改革に取り組まれるとのことです。

七 我々学員は、中央大学が、更に積極的に学部、大学院の改革及び校舎、校地、学生の恒常定員の確保、大学施設の改善等を行うことを期待しています。

そして中央大学の司法試験の成績を向上させ、かつてのように誇り高いものにして頂きたいと念じています。中大法曹会は及ばずながらこれに御協力してゆきたいと考えています。



ご挨拶

学校法人中央大学理事長

内海英男

中央大学法曹会の会報第十六号発行を心からお祝い申し上げます。今日、母校中央大学が二十一世紀に向けて、着実に発展しておりますことは、日頃から幹事長の柳澤義信先生をはじめ、会員の皆様の力強いご支援・ご協力の賜物と、厚くお礼申し上げる次第でございます。

また、法曹会会員の皆様におかれましては、基本的人権の擁護と社会正義の実現のため、日夜ご活躍されておりますことに對しまして、深く敬意を表する次第でございます。

さて、本紙をお借りしまして、若干大学の近況について、ご報告申し上げたいと存じます。

最初に、学校法人中央大学役員の改選についてであります。

本年五月二十五日をもって、任期満了となりました理事・監事の改選につきましては、本年三月二十三日開催の評議員の議決に基づき、理事・監事選考委員会において、新たに理事十八名、監事三名が選任されました。

その内、法曹会からは、新たな安原正之先生、松家里明先生、高橋守雄先生が理事として、松崎勝一先生が監事としてご就任され、今後三年間母校の管理運営にご尽力をいただくことになりました。

この新しいメンバーによる第一回理事会が、去る五月二十七日に開催され、理事長には不肖私が再任されましたが、歴史と伝統に輝く名譽ある母校中央大学の経営を引き続きお預かりすることになり、その重責を痛感し、あらためて身のひきしまる思いであります。全力をそそいで参る決意でありますので、今後とも皆様方のご指導・ご鞭撻の程お願い申し上げます。

次に、大学改革についてであります。

既にご承知の通り、全学を挙げて平成二年度から取り組んで参りました学部関係の改革につきましては、平成六年度をもって一応一段落し、現在は引き続き、大学院の拡充・強化を中心とした改革を推進しておるところであります。近年、社会が急激に高度化・複雑化するに伴い、大学院は今や、研究者育成の場だけでなく、高度な専門職業人・社会人・外国人留学生と多様な要請に応える場となっております。本学では、そうした要請に的確に応えるべく、従来からの改革に加えて、先にもその新設に当たっては、法曹会の皆様に多大なご指導・ご協力を賜りました総合政策学部及び法学部国際企業関係法学科が、本年いよいよ完成年度を迎えることから、来年（平成九年）四月には、それぞれ大学院を開設すべく、着々とその準備を進めておるところでございます。

ところで、近年、社会は国内外ともに、めまぐるしく変化しておりますが、私立大学を取り巻く環境も十八歳受験人口の急激な減少、国庫補助金の低迷等により、極めて厳しい状況にあり、私ども大学経営を預かる者にとりましては、大変厳しい冬の時代であることを認識しております。

しかしながら、今日、日本の教育システムは大きな変革の時にあり、今こそ、中央大学が総合大学として、二十一世紀に向けて、確固たる礎を築くべき時であると考えております。そのためには、従来にも増して、全学一致協力し、大学改革を推進し、新しい中央大学を創造してゆかなければなりません。その実現を通じて、社会からは期待と信頼を得、学生や学員からは自信と誇りを持ち得る、魅力に溢れた大学として認められることになると、私は強く確信を

致すものであります。

どうか、法曹会会員の皆様におかれましても、母校中央大学の発展のため、尚一層のご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、中央大学法曹会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。

(平成八年九月二十四日 記)

ご挨拶



中央大学総長

高木 友之助

隔年ごとに発行の「中大法曹」が、巻を重ねること十六回、本学法曹界の輝かしい伝統の継承維持発展の為に並々ならぬご尽力を賜った歴代の関係各位に対して、まずもって衷心より敬意と謝意を表します。

本学は創設以来百十余年を経た現在、六学部・六大学院研究科・九研究所・附属三高校を擁するわが国有数の総合大学の形を整えました。偏えに関係者各位の有形無形のご支援ご尽力の賜に外なりません。特に今日中央大の名声を高からしめている要因の中で、もっとも大きな支柱は長年月にわたる法曹各位の活躍であることは、誰も異論を狭む余地はないものと考えます。

さて、ご高承のように新しい司法試験制度の施行によって、従来に比べてその合格者が激減してしまいました。他大学も同程度の減少ならば致し方のないことではありますが、競争校の合格者がかえって相当な増加傾向にあることを勘案しますと、ここ数年の本学の新試験制度に向けての対応が必ずしも十分でなかったのではないかと、大学運営に大きな責任を負う者の一人として、まことに残念であると同時にわが不徳のいたすところと率直にお詫びを申し上げます。

目下、学長・法学部長を中心として関係各位が挙げてその対応策を真剣に検討いたしております。詳細につきましては、当事者からご報告があらうかと存じますが、法人といたしましては理事長をはじめとして役員すべてがこの結果を厳しく受け止め、可能な限りの措置を惜しまぬ所存であります。捲土重来、この新しい対応策が、明日へのスプリングボードとなることを祈るばかりでございます。

上述のように合格のための学習方法手段については、専門の諸先生にお任せすることとして、法律の門外漢の私がかく申すことも憚られますが、日頃私なりに考えておりますことを率直に申し上げます。

最近はやより質の時代といわれます。ご存知のように現在日本の大学は大へん厳しい氷河期に入っております。「学員時報」で、本年年頭のご挨拶に申し述べましたように、ここで選択を誤れば百十余年の伝統に支えられたわが中央大学といえども、将来の発展どころかその存続さえも危うくなりかねない状況に在ります。大学の優劣は組織規模の大小によって評価されるものではありません。司法試験合格者についても、単に数多きをもって善しとせず、各人の質を厳しく問われる時代になってくるのは必定であります。それぞれの修習生諸君が確かりとした基盤の上に立つて、特色のある法曹になるように努力し成長していただきたいと思っております。確かりした基盤とはなにか、世上いわれるように社会正義の実現が法曹の究極の目的であるとするならば、まず人間そのものを深く掘り下げて知らなければなりません。ただ単に法律の知識をその場の自己の主張に都合よく合わせ、断章取義し、それを縦横に駆使して有能であると誤信するようでは、世の信頼をかち取ることはできません。質を問われる所以であります。

孔子は「古の学者は己れの為めにし、今の学者は、人の為めにす」と言っております。己れの為めとは自己の修養の為に学ぶのであり、人の為めとは他人に自分を認めてもらう為めに学ぶという意味であります。孔子の時代にも、人に知られる為めに他人を押しつけてまで自分を売り込もうとする利己的な人物がかなりいたようです。申すまでもなく質の良い修習生は己れの為に学ぶ者ということになりましょう。

わが中央大学出身の修習生諸君が人間の純粹の良心を自覚し、それを基盤として焦らず怯まず若者らしいしなやかな感性を忘れずに正々堂々と正面を向いて一步一步進まれるならば、わが中央大学法曹の栄光が再び蘇るであります。

良質の諸君が、春の潮のように自ずからひたひたと溢れみなぎって、やがてそれが努濤のごとく大きなうねりになる日を期待して止みません。

専門家の各位からごらんになれば、素人のたわいもない話であるかもしれませんが、それを恐れず敢えて思う所を述べさせていただきます。偏に中央大学を愛し、わが法曹界の復活を熱望するからに外なりません。

私の意のある所をお察し下さって何卒ご海容のほどをお願い申しあげて、一言ご挨拶とさせていただきます。



トータル・システムの構築を 目指して

中央大学法学部長

長内 了

学部長就任から満一年目を迎えた平成八年一月、中央大学の緑をはむ人間として、生涯忘れることのできない痛恨事を経験することになりました。いうまでもなく、司法試験合格者の激減という事態がそれです。択一試験の結果からある程度の厳しさを覚悟していたとはいえ、最終合格者五七名という数字は、その予測を遙かに超える厳しいものでした。多くの先輩がこれを「屈辱的な事態」と受けとめられたのも、まことに当然と言わなければなりません。学部教育の現場を預かる者として、こうしたお叱りやご批判を重く真摯に受けとめさせていただきます。

しかし、私たちが今なさねばならないのは、徒に悲観論に陥ることではなく、いかにして「災いを転じて福となす」かであり、そのためには、衆知を集めて、実現可能な方策を模索し、具体化していかなければなりません。その意味で、本誌掲載の「座談会」は、まことに貴重な機会を私たちに与えてくれました。さらに、一〇月には大学問題委員会にお招きをいただき、極めて率直な意見交換をさせていただきました。このような中大法曹会のご努力に報いるためには、単にご高説を拝聴するだけでなく、私たちがまた、あらゆる機会をとらえて大学の実情をお伝えし、ご理解とご協力を求めながら、ともに創意工夫を重ねていく姿勢を持續することこそ、取るべき道であると信じます。

このような信念から、ごく大まかではありますが、この間における私たちの司法試験問題に対する取り組みをご紹介します。ご挨拶に代えさせていただきますたいと存じます。

まず最初にお伝えすべきは、年明け早々、法学部内に「法学教育問題検討委員会」を発足させたことです。司法試験委員経験者を中心に構成されるこの委員会は、司法試験の課題に对应していくためには、何よりも学部教育全体のレベル・アップをはからなければならぬという認識を基本とし、同時に、受験指導体制を含めた環境整備のために何が必要とされているかを大所高所から検討する役割を担っています。

同委員会は発足早々、「一・二年生を対象とする基礎演習の拡充」という具体案をとりまとめました。法律学科の授業科目である基礎演習は、従来、一次試験免除科目にカウントされる教養科目と位置づけられてきた関係で、司法試験科目を直接対象とすることができず、早い段階での基礎体力作りを考える民法担当者グループから「隔靴搔痒の感あり」と批判されてきました。法学教育問題検討委員会の提言を受けた教授会は、基礎演習のうち約一〇講座を司法試験科目対象講座に組み替えることを急遽決定し、この四月から実施する運びとなっています。

法学教育問題検討委員会の作業は、今後多様な問題について、続けられていくこととなります。例えば、実質的受験母数を確保するための法律学科の入学定員問題、学生のチャレンジ精神を持続させるための環境整備、専任教員一人当たりの法職講座と学研連の機能の見直しと両者の関係の調整、さらには予備校活用の方策等々、いずれも中長期的な展望をもって取り組まなければならない課題が山積していますが、経験豊かなメンバーで構成されるこの委員会は、広い視野から総合的な問題解決の方向性を打ち出してくれるものと期待しています。

しかしながら、学部の基本的な役割が「法学徒としての基礎体力の養成」にある以上、学部教育に即時的効果を求めるのは、到底無理な相談です。したがって、少なくとも昨年の実績を上回る成果をあげるためには、受験指導に当たる法職講座と学研連による緊急対策を講じる必要があります。わけても今年度択一試験合格者に対する論文指導の強化

が不可欠の課題となっています。この点について、法職講座は、一昨年開設した多摩研究室（在学生対象）の施設拡充とともに、駿河台研究室（卒業生対象）についても収容定員の増加を決定しました。他方、学研連でも、山岸委員長をはじめとする関係者の並々ならぬご尽力によって、都心に合同指導体制を作り上げる方針が固まっています。

こうした試みは、当然のことながら、所要施設の確保について法人の理解と協力が必要です。まことに心強いことに、理事長、学長は、司法試験問題がひとり法学部のみ課題ではなく、中央大学全体にとっての課題であるとの立場をさまざまな機会に表明してこられました。去る一月、理事会の中に「司法試験問題対策小委員会」が設置されたのも、こうした大学トップの姿勢が表れたものと言えるでしょう。委員に任命された濱田惟道常任理事、松家里明理事、渥美東洋理事は、さっそく法職講座と学研連の施設問題に取り組まれ、精力的な調整の結果、このほど駿河台記念館の中に不十分ながらもスペースが確保される運びとなりました。さらに、来年一〇月には、中大生協の働きかけに応じて、二つの有力受験予備校が多摩キャンパスの隣接地に進出してくることも決まっています。

このように、今大学では、学部・法職講座・学研連がそれぞれの機能を果たしていくために、分業と協同の必要性が意識され、それを法人がバック・アップする体制が整いつつあります。これを司法試験という課題に向けたトータル・システム構築の第一歩であるところさえ、近未来に明るい展望を思い描くのは、あるいは辛い立場に置かれた学部長なるが故の妄想に過ぎないかも知れません。しかし、私は、基礎演習担当を志願してきた若い同僚の眼差しの中に、そして研究室の壁を乗り越えて、新しい指導体制を構想された学研連関係者の英断の中に、これまでにない確かな手応えを感じています。

もちろん、取り組まなければならない課題は依然として多く、中央大学が司法試験において往時の力を取り戻すためには、まだまだ多くの時と努力が必要なことは言うまでもありません。中大法曹会の倍旧のご支援とご鞭撻を、心から願ひ上げる次第です。

中大法曹会に望む



中央大学学員会会長

大西 保

一 学員会は正副会長一〇名、常任幹事二五名、幹事七四名、会計幹事五名、協議員七六八名の役員を有し、現在支部は地域支部九七、年次支部三〇、職域その他四四で支部の会計は一七一であります。年次支部というのは卒業年度の同期の学員によって結成され、昭和二六年頃から毎年のように年次支部が出来るようになりました。年次支部は同期生という立場で横の連絡がとり易いのか最近急増の傾向にあります。

二 私は会長就任以来各支部に出席して参りましたが、スポーツ関係の支部は箱根駅伝優勝をはじめ、陸上・水泳・その他の競技で全国制覇が多く、その祝賀会は先輩後輩が参加して活気が溢れています。努力の結果が直ちに判明するので、参会者の意気が上がるのでしよう。

三 中大法曹会が大学に協力して司法試験合格のために非常に貢献しておられることに深く敬意を表したいと思います。大学当局や教学関係においても司法試験の成績向上のため心を砕いておられるようですが、その成果は思うようにならないのは甚だ残念であります。

四 中大法曹会は十数年来大学の振興について意を注いでおられますが、教学関係者は教学について他の容喙を許さ

ないとの基本観念を維持しているようであります。

教学の独立についてはそれなりの歴史的理由がありましよう。

曾て、法曹会から出た中大理事が、当時東大を定年となった有名な学者を中大に迎えるよう提案したことがありましたが、教授会の厚い壁で実現されませんでした。

五 大学で立派な研究と教育が行われることは、母校を愛する学員として強く望むところであります。大学で立派な研究と教育が行われているかどうかは、外部からは学者の著書・論文などで知るほかはありません。週刊朝日が平成七年七月一〇日「無能教授のあきれた生態」と題して発表したところによれば、「何もしくなくていい大学教授が多数を占めているからです。学内の物事は多数決で決まります。自浄能力を持っている教員が少しいてもなかなか変えられない。採用から昇格まで役員人事の全ての権限を教授会が握り、自分達の人事を自分達で行っているから、競争原理など働きようがないのです。」と某大学教授の内部告発が述べられています。大学の教育のことにまで目を光らせて弊害があればこれを是正することは中大法曹会以外の団体では困難であります。

私は大学における研究・教育の成果について中大法曹会が常に注目を怠らないことをお願いしたい。

六 最後に、私どもの中大法曹の先輩が、中大の基本規定について、永い間尽力して築き上げた大学運営についての貴重な成果を、私どもの時代において失うことがないように、その改変に当たっては中大法曹の先輩諸氏の意見を充分徴して誤りなきを期して貰いたいと思えます。

評議員会雑感

学校法人中央大学

評議員会議長

信 部 高 雄



一 私は、平成五年四月に母校中央大学の評議員会副議長に、ついで平成六年四月に評議員会議長に、夫々選任され、爾来今日まで微力ながらその職務を全うすべく盡力いたしております。

ところで中央大学の基本規定は、昭和二十九年三月一日から施行されているが、その後昭和五十三年四月一日改正され、今日にいたっている。右改正に際しては、荻山虎雄委員長の下に「学校法人中央大学基本規定（寄付行為）の検討委員会」が設置され、慎重に審議された結果、昭和五十三年四月二十四日渋谷理事長宛に「学校法人中央大学基本規定の改正に関する答申」が提出されている。この答申に基づき現行基本規定が制定され、今日にいたっている。その後母校中央大学は、多摩地区において益々充実発展しつつあり、現在は六学部を擁する総合大学となっている。一方基本規定についても時代の変遷に伴い検討することとなり、平成五年五月二十二日、基本規定（寄付行為）検討委員会（初代木戸口久治委員長、現在設楽敏雄委員長）において、目下慎重審議されているところであり、何れ立派な成案がえられるものと期待している。そこで基本規定の一部について若干検討してみる。

二 評議員会の権限

基本規定第三十三条は、評議員会の議決事項として次の如く規定している。

- (一) 予算、決算、借入金及び重要な資産の処分に関する事項
- (二) 基本規定の変更
- (三) この法人の業務に関する重要な規定の制定又は改廃
- (四) 合併
- (五) 解散
- (六) 残余財産の処分に関する事項

右議案のうち通常審議される重要事項は、予算、決算、借入金及び重要な資産の処分に関する事項である。

三 さて現在基本規定検討委員会では、目下評議員会について種々検討されている。評議員会については、一、選任評議員の適正な定数、二、選任評議員の構成及び選任方法、三、職務上の評議員について、等が検討されている。右三点について現況は次のとおりである。

1 選任評議員の定数については、学校法人中央大学基本規定（寄付行為）の第二十七条により、選任評議員は、その定数を二百人以内とし、学员中二十五才以上の者から選任するとしている。この評議員を二百人以内とすることについては、当初活発な議論があったが、中央大学の伝統、規模、その他を考慮して、慎重に決定されている。

2 選任評議員は、教職員を始め、学员会の地域支部代表、職域支部の法曹会、南甲倶楽部、体育会、学研連等各方面の有識者、実力者がそれぞれの分野を代表して選任されている。その選任は、現在においては極めて平穩に行われている。

3 職務上の評議員は、基本規定第二十九条は、この法人の役員、顧問、学部長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長、高等学校長及び事務局長は、その在任中評議員となるものと規定されている。この規定は他大に例を見ないものであるが、当時の特殊事情に基づき規定されたものである。右規定に該当する者の中には、すでに選任評議員として選任されている者もあり、したがってこの規定に基づき選任される評議員の数は、常に変動する結果となる。

四 問題点

1 選任評議員の数

選任評議員数は、現在二百人以内と定められている。したがって、右数が減少したときは、時機を見てこれを補充している。荻山委員長の報告書では、「現行基本規定どおり二百人以内とする。」と定めたいえ、理由として「選任評議員の定数については、減員すべしとする意見、現状維持で良いとする意見、増員すべしとする意見があったが、各方面の意見を纏めるためには現状どおりとすることが適当であると判断した。」としている。

右の選任評議員二百人以内とする規定は、他大学に比し極めて多く、文部省からもその旨指摘を受けているとのことである。それでは、果たして何名が適切であるのか、百五十名か百名か、その根拠は何か、など考えるとその数を決定することは大変困難ではなからうか。むしろ数は現況のままとし、一層の活性化を図ることが、重要なことではないかと考える。

2 選任評議員の構成および選任方法

選任評議員は、学員会並びに教職員からそれぞれ推薦され、選考委員会の議を経て選任される。その推薦については、特別な規定はなく、慣行に基づき推薦され、選考委員会で選考されることになる。したがって選考委員会では形式的な審査により選任されることとなる。この選任の経過は、とくに問題が起きたことはなく、極めて

平穩に行われている。荻山委員長の報告では、「運用に委ねること」が妥当であるとしている。

3 評議員会の議決事項について

評議員会を議決機関にするか、審議機関にするかについては、見解の分かれるところであるが、現行のまま議決機関とすることで、とくに問題はないのではないか。また議決事項の内容についても、現行のまま支障はないものと考ええる。

4 職務上評議員

職務上の評議員は、他大学には例をみない本学独特の制度である。これは本学の多摩移転問題に伴い設けられた制度であるが、現在においてはこれを廃止することが相当である。

五 総長問題

基本規定第二章には総長として、第四条以下第九条まで総長に関する規定がある。その任務については、第四条の二号に「総長は、この法人の設置する学校その他学術研究機関を総括統理する。」と規定している。したがって法人にとって総長が極めて重要な立場にあることは勿論である。しかしながら本学においては多年にわたり学長が総長を兼任しており、最近にいたり初めて専任の総長が選任されるにたった。したがって、総長と学長との職務権限は具体的にどのような区分されるのか、総長については、前記のように「総括統理する」と規定し、学長については、学長に関する規則第二条に「中央大学の校務を掌り、所属職員を統督する」と規定している。

以上総長と学長との職務権限を比較検討するとき、今後総長、学長問題をどのように決定するか、慎重な審議をお願いする次第である。

六 結語

中央大学は、明治十八年七月十一日「英吉利イギリス法律学校」として設立されたものであるが、創設は、他に例をみな

い十八名という多くの先輩によって行われた。創設後も、民主的な、合議制による運営によって、全学一致して教育と研究の充実、発展に努力してきた。本学の基本規定の検討に当っては、これらの経緯を十分加味して立派な基本規定改正案が作成されることを念願している。

(八、十一月一日 記)

中大理事に就任して



学校法人中央大学理事

安原 正之

平成八年五月、法曹会のご推薦により学校法人中央大学理事に就任して八ヵ月経過しました。

五月二七日新任理事による初めての理事会が開催され、理事長の選任、常任理事、事業理事の互選に続き、理事会互選の各種委員会委員の選任が行われ、私は篠原千広前理事の担当を引継ぎ総合企画委員会に属することになりました。平成九年一月末日までに開催された理事会は、臨時理事会を含め一四回、総合企画委員会は、第一五回から第一八回までの四回であります。この他七月の理事会勉強会、一〇月のホームカミングデイ、評議員会、正月の役員、教職員列席しての新年祝賀会等大学行事に参加し、中大法曹会推薦の理事としての役割を果たすべく理事業務の実情の把握と参画に務めている現状です。

理事就任にあたり前理事から中大理事会最近の主要審議案件として説明されたのが、『総合企画委員会第一次答申』に対する理事会の審議と見解（平成八年五月一三日）であります。経過と問題点をかいつまんで説明いたします。

中央大学総合企画委員会は、平成五年四月に理事長の諮問機関として設置され、学長、常任理事、学部長、理事の互選による者若干人、事務局長で構成されて、平成五年七月理事長から『本学の総合的な将来構想及びその実現のた

めに必要な具体的諸施策について』次ぎの六項目を検討の視点として諮問を受けた。

一、本学構成員の精神的支柱とすべき中央大学の基本理念、教育目標は、いかにあるべきか。

二、全学レベルの将来構想と学部等教育諸機関レベルの将来構想は、いかにあるべきか。

三、本学一〇〇有余年の歴史と伝統に照らして、更に進展すべき長所と補完・補強すべき問題点はなにか。

四、経営資源をいかに有効に活用すべきか。

五、財政の健全化をどのようにすべきか。

六、長期的な検討を要する課題の他に、当面する施設設備にかかわる重要課題についての対応策はいかにすべきか。

総合企画委員会は、委員会の審議を深めるために、委員会内にキャンパス整備検討専門委員会、財政問題検討専門委員会、業務組織人事制度検討委員会を設け、それぞれの課題についての検討と答申を求め、諮問事項につき二年にわたり一二回の委員会を開き、検討を重ねて、近年の大学改革の目指す方向性や学部改革で意図された教育目標を実現するために、喫緊に対応が迫られている課題として『中央大学キャンパス整備に関する基本計画及び財政計画について』の意見を集約し、平成七年九月二九日理事長宛に答申したのが『総合企画委員会第一次答申』であります。

この答申では、将来計画を策案するに当たっての基本的な考え方として、将来計画の中心となる大学改革の方向性と枠組み（フレームワーク）を基本方針として打ち出している。

方向性については、

1、学部教育では、新学部設置、新学科設置の学部改革路線を推進し、大規模大学でありながらキメ細かな人間味のある学園を創造する。

2、大学院教育では、研究者の養成、高度な専門職業人の養成、リカレント教育を含む生涯学習を教育目的とし學術の進展と多様なニーズに対応した大学院を実現する。

3、研究体制では、教育の研究環境、研究所の活動条件を充実し、高度な学術情報の受発信基地たる学園を創造する。ほかに、社会人教育、課外教育の方向性が示されている。

次にその枠組み（フレームワーク）として

1、学部学生の規模では、昼間部学部学生の規模は、現状の恒常定員を維持すると共に、臨時定員の枠は恒常定員化の実現に努力する。

夜間部学部学生の規模は、一義的には教育責任の遂行の観点から考察すべきであるが、夜主コースへの移行、社会人教育への傾斜、昼間部の編入制度の導入等を考え、財政上のマイナス影響の低減化を図ることも検討するとしている。

ついで

2、専任教員の規模、

3、専任職員の規模についての枠組みを示し、

4、キャンパスの根拠地・規模・機能について、文科系五学部の教育の根拠地は、多摩キャンパスとし、文科系全学部同一キャンパスの教育的長所を發揮する。

理工学部の教育根拠地は、後楽園キャンパスとし、一部多摩キャンパスを活用する。

更に多摩・後楽園両キャンパスの機能の充実と再開発を行うとともに、近隣に学校用地の適地を求めて校地・施設の拡充を図ることを検討し、

5、財政運営では、長期財政検討委員会の答申の趣旨を尊重するとともに、その後の事情変更を勘案し、収入財源の多角化・支出構造の見直し、予算単位実施に伴う計画的効率的運用を行い、財政基盤の確立を図るとし、学費の在り方については、現行定率漸増方式を維持する。ただし四年ごとの見直しを行う。

大規模事業計画の充当資金は、自己資金・寄付金・借入金によって賄うが、多額な借入れは、財団及び市中銀行から借入れた多摩校舎建設費・理工校舎建設費の償還を待つて行う（前者は平成八年度、後者は平成七年度）としている。

このような大学改革の方向性と枠組みのもとで総合企画委員会は、学内各機関から施設充実に関する要望をとりまとめ、そのなかから、緊急に必要な第一期のキャンパス整備の対象として、多摩キャンパス及び後楽園キャンパスの教育・研究関連施設の充実と学生の課外活動及び学生の福利厚生に係わる施設の充実の三点に重点を置くものとした。新增設の延床面積は、多摩キャンパス用施設に教育・研究施設一二、〇〇〇㎡、学生関連用施設八、〇〇〇㎡、後楽園キャンパス用施設に一〇、〇〇〇㎡、合計三〇、〇〇〇㎡の限度で多摩キャンパス二棟、後楽園キャンパス一棟に集約することとしている。

この第一次答申は、平成七年一〇月九日の理事会に提出され、理事会では以後十数回審議と勉強会を重ね、参考資料に基づく委員長の詳細な説明、これに対する質疑と意見の陳述が行われた。その経過で新施設のランニングコスト及び、一四一億円の借入金の説明が行われたが、理事会では第一次答申について、総論の重要性、大学の将来像、大学としての方向性の樹立、短期、長期計画の総合的な展望の開示、財政的裏付の重要性、臨定、夜間部問題への対応、後楽園施設の活用、建設案を評議員、学員に周知されることの必要性、等様々な意見が述べられ、理事交代時期直前の平成八年五月一三日になって、第一次答申に対し、次のような理事会としての見解をまとめ、委員会に更なる検討審議を求めることになった。

一、理事会は、総合企画委員会の『第一次答申』のうち、多摩キャンパス及び後楽園キャンパスにおける緊急度の高い教育・研究関連施設の充実と、学生生活関連施設の充実とについて、計数的なものは別としてその必要性を了承する。

二、キャンパス整備に関する財政計画を理事会において審議するにあたっては、後楽園校地の多角的利用、夜間部問題及び『臨定』の恒常化とそれに関連する校地問題等について、明確な方針が立てられていることが前提となるので、それを含めて、本学の教育理念と将来構想とを視野に入れつつ、キャンパスの総合的な設備に関してさらに慎重かつ精緻な検討を加え、具体的な計画を立案し、第二次答申をさせたい。

この理事会見解は、キャンパス施設の整備は喫緊の問題であるとする教学の意見に理解を示しながらも、今後十年にもわたって多額の財政負担を担うキャンパス整備案の策定には、見解二項に挙げたような、都心校地の有効利用を考え、未だ煮詰まっていない夜間部問題、臨定の恒常化問題等に明快な方針を打ち出し、本学の教育理念、将来像を明らかにしながら、さらに慎重な検討を加え具体案の立案を求めたものと言えます。

理事会見解を受けた委員会は、平成八年六月から新たな委員構成で第二次答申の策定の討議を開始し、キャンパス整備基本計画の方針として、

① 第一次答申の内容をベースに、三本柱に沿って慎重かつ精緻な検討を行う。ただし、第一次答申の制約条件については柔軟に検討する。

② 理事会の見解に『計数的なものは別にして』とあるが、第一次答申で示したものを一応の目安とする。

③ 第一次答申以後に発生した新しい状況を考慮する。

・モノレール駅周辺の土地取得

・夜間部、臨定を含む本学の教育理念、将来構想

・都心のキャンパスを有効活用する目的での、後楽園校地の多角的利用

④ 建築施設の検討順序について検討する。

⑤ 総合企画委員会の検討は平成九年度まで、委員会内専門委員会の検討は平成八年中を目途にする。

ことなどを決め、右計画に伴う財政計画の方針を協議し、また、本学の基本理念、教育目標及び将来構想については、学長の平成八年の年頭所見、評議員会での発言等を参考に内容を深めていくことなどの意見が出された。

右の③の新しい状況の中でモノレールの多摩センター・立川間の開設は平成一一年度中に開通の予定となり、また文部省の臨時定員を恒常定員化する内容も固まってきた情勢をてこに、平成九年一月にいたり、キャンパス整備検討専門委員会第二次答申がまとまり、また財政問題検討専門委員会第二次答申、業務組織人事制度検討専門委員会答申も揃い、平成九年一月二八日の第一八回総合企画委員会に提出された。以後これらの答申を対象に総合企画委員会第二次答申をまとめる審議を進めることになっている。

総合企画委員会での審議を深め、特に、キャンパス整備検討専門委員会の答申と財政問題検討専門委員会との答申の整合性を考慮し、理事会、評議員会等での合意に到達しうるような内容とした答申にしたいものであります。

大学改革雑感



学校法人中央大学理事

高橋 守雄

一いま、各大学で盛んに大学改革が行われております。

一九九三年から始まった一八歳人口の激減がその契機であり、それに予算の削減、就職の悪化という不利な条件が重なり、大学が「冬の時代」を迎え、その存亡をかけて改革に取組んでいるといわれております。

アメリカでは、一〇年以上前の一九八〇年代初頭から同じような現象が生じ、その対策に躍起になっていたものであり、当時、遠からずわが国においても同じような現象が起きるであろうと指摘されても、大学関係者の間では、余り注目もされずに過ぎたようであります。わが国では、四年制大学として設置された後廃止になった大学は数校のみであり、当時としては、大学の廃止など全く考えられなかったことであり、いまでも大方の大学は、うちだけは大丈夫だという考えが支配しており、また、大学改革を志向しながら、社会、経済情勢の激動の時代にあって、改革の目標を定めるのが難しかったことなどが、その理由として挙げられると思います。

しかし、わが国の一八歳人口の減少は、いまから二十年以上前から判っていたことであり、アメリカの例もあるのに、いま、改革花盛りというのでは、時間がかかり過ぎており、事に臨んでの大学人の慎重さが窺われ、また、

改革の難しさが示されており。

このような大学改革の渦の中にあつて、わが中央大学は、夙に、既設学部の新学科を設置し、新たに総合政策学部を創設するなど学部改革を推進し、更に大学院の改革を目指して、総合政策研究科（総合政策専攻修士課程）の新設、法学研究科に国際企業関係法専攻修士課程、文学研究科に社会情報学専攻博士（後期）課程が増設され

す。

このようにして、大学改革の枠組みを定めた後は、その内容を充実させることにより、総合大学としての評価が更に高まるものと期待しております。

二 総合大学といつても、中央大学の根幹は法学部であり、「法科の中央」といわれたこと、法学部こそ中央大学の名声を決定してきたものであり、それは伝統的に司法試験合格者を多数輩出してきたことによるものであります。然し乍ら、その合格者は昭和二十六年から同四十五年までは一位、同四十六年から同六十二年までの間は一位と三位が各二回、それ以外の年は二位であつたものが、平成に入ってから昨年まで三位に定着してしまいました。中大法曹会は、このままでは合格者数が遠からず四、五位に落ちることが明らかであるとして、一位復帰を目指し、合格者の増加を図るべく、大学に対して強く提言してきたところであり、司法試験に関する「中大法曹」誌上の論説或いは座談会記事を読むたびに、諸先生の熱意に胸を打たれます。

この間、大学は、学校法人直属の組織として、法職講座を設け、司法試験受験者に対する講義及び答練を行ない、また、法学部改革として、カリキュラムの見直しを行い、司法特設講座として「法曹論」「司法演習」を設け、法曹会の諸先生が講師として努力されております。司法特設講座の目的の一つとして司法試験受験者の「母数」を確保するためであるということがいわれております。ここで考えなければならないことは、法学部改革のなかで、国際企業関係法学科が定員一六〇名で新設されたため、法律学科の従前の臨時定員九六〇名が八〇〇名（恒常定員八

〇〇名が六四〇名に減らされたことがあります。これを補うために、臨時定員の恒常定員化が主張されており、是非実現させたいものがありますが、そのためには、校地面積を増やさなければなりません。その具体案を早急に策定すべきであります。

手元に、法学部事務室が作成した一九九五年度司法試験合格者に対するアンケート調査がありますが、合格者中四十一名からの回答の中で、司法試験受験にあたって実力養成のうえで最も役立ったのは以下の内どれですかの問い、法職講座・法職答練と答えた人数と予備校・学研連と答えた人数とがほぼ同数であり、また、回答者の一人が、憲法一問・二問、刑法一問・二問、商法一問、刑訴一問、計六問が、法職答練で出題された問題がほとんどそのまま司法試験に出題されたと記載しているのを見て、法職講座の今後に期待を寄せたのも束の間、十月二日、論文試験の発表で、順位五位、合格者数五二名と知り、この結果は前記のように予見されたことではありますが、大変なショックでありました。

従来、理事会では、司法試験について、短答式及び論文の発表があると、報告事項として、資料が提出され、学長及び法学部選出理事から説明があり、これに対し出席理事から開陳された貴重な意見は、聞きおかれるといった形で終わっていたようであります。

しかし、事ここに至っては、理事会としても、司法試験対策を考えるための新しい機関を設けるなどして、緊急に対応するべきであると考えます。

それは、司法試験合格者を増やさなければならないという願いは、いまや、法学部だけではなく、全学部共通の認識となり、また、全ての学員の願望となっているからであります。

対策としては、①即効性のある対策、中・長期的展望に基づく対策、②優れた教員と優れた学生を集める方策――授業料の減額、奨学金の増額、推薦入試制度の活用等、③教育場所を都心に確保すること、④受験生に対する

教育機関の連繫・組織化、⑤資金の確保等々考えられると思いますが、大学関係者と学員が英知を集めれば、優れた結論に到達できると思います。

この対策が確立されない限り、中央大学の大学改革、就中、法学部改革は終わらないと考えております。

(一九九六・一〇・六記)

中大考



学校法人中央大学監事

松崎 勝一

先輩同僚の推薦により今春私は思いもかけず大学の監事の職に就くことになった。愛してやまない母校の役職を穢すこととなった上は、微力ながら報恩の心をもって母校発展のため力を尽す決意です。

就任後半歳も経たず、理事会出席も数回にすぎない現在、大学の全体像を把握し切っていないので多くを述べることはできないが大学の現状についての所感と希望を述べさせていただきますこととする。

英吉利法律学校として発足した母校は、都心の神田錦町、駿河台をキャンパスとし文字どおりセントラル・ユニバシティとして赫々たる発展を遂げてきたが、右キャンパスが余りにも狭隘であったため約二〇年前更なる飛躍を目指し八王子の地に広大なキャンパスを求め移転したのであった。確かにこの地は校歌に唱われる「草のみどりに風薫る」麗わしく壮大な学園となった。

しかしこれらは新設の大学はとも角として、有力私大である早稲田・慶応・明治・法政・立教・上智・青学などは違った手法による決断によってなされたものであったため、その功罪は相半ばするものとなったと思われるがいかがなものであろうか。二〇年を経て、社会の激変に対応するキャンパス整備の基本が問い直されているといえよう。

他方、ソフト面における母校のキーワードは「質実剛健」である。質実剛健は修身カリキュラムとしての重要な指標であることは間違いないことであり、それは時代を超えてのものであろうが、ボーダレス国際社会の中にある大学として、今後社会有為な人材としての育成教育を施すための理念としては不適切であろう。

中央大学とはどのような教育理念をもった大学であり、何をテーマとして取り組んでいる大学なのかを、社会に対し、受験生に対し、明確に提示すべきではないかと思われる。

これなどは特別の財政支出を伴うものではないし、大学におけるシンクタンクともいべき多くの教学担当者もいることなので、私は夙に強く訴えているところである。

もとより大学は規模が大きければよいというものではないであろうが、予算規模において中央大学同様医学部をもたない早稲田大学が中央大学の二倍を示している点は驚きである。いつの間にかこのようなことになってしまったのであろうか。いわば、早稲田大学は中央大学が二つあるに等しい。

私は監事として、会計監査はもとよりのこと、大学の業務執行機関である理事の業務監査についても充分意を用い、大学の発展のために活発な執行体制の確立に努力する決意です。

(一九九六・九・三〇)

新しい研究施設の構築のために



中央大学学術研究
団体連合会委員長

山 岸 憲 司

—

私は、平成七年度の堀合委員長の後を受けて、平成八年度学研連委員長に就任させて頂きました。もとより、浅学非才にして若輩であり、伝統ある学研連の委員長を非力な私が努めることができるか心配でありました。

しかし、司法試験合格者の長期低落傾向を打破するための研究室のハード面、ソフト面での見直し、大学のキャンパス総合整備計画の中で研究室棟をどのような考え方のもとに、どこに設置すべきか、など、重要な問題をかかえる状況下、委員会での活発な議論を通じて学ばせて頂き、また、大学側の小塩常任理事、濱田理事、そして、長内法学部長、澤田総合企画室長、三宅総務部長などとの懇談を通じて勉強させて頂き、理解を深めて参りました。

幸いご指導頂いている中大法曹会から機関誌への寄稿の機会を与えられましたので、所信の一端を述べさせて頂きます。

新旧委員長の就退任披露懇談会の際にも申し上げましたが、私は、新潟県の長岡高校の出身です。長岡高校という「米百俵」という話が必ず出てきます。

これは、戊辰戦争の戦火により焼け野原となり困窮のどん底にあった長岡藩に、支藩三根山藩から見舞の品として米百俵が届けられたときに、今日の粥にもこと欠いていた藩士達からの強い分配の要求に対し、ときの大参事小林虎三郎がこれをはねつけ、「食えないときだからこそ人材を育てるのだ」と言って、これを換金し、学校を建て教師を招聘した、というものです。

この話は、山本有三の戯曲「米百俵」により、広く知られるところとなりましたが、私共は、この話を文字通り耳が痛くなる程聞かされてきましたから、教育の大切さ、人材を育成するためには犠牲をおしまない精神の大切さは十分認識していたつもりです。

三

しかし、そんな私も、中央大学学研連の正法会研究室に入室を許され、先輩の指導により司法試験に合格し、その後、修習時代に後輩の指導にたずさわってはきたものの、その後は、自分の実力で合格したかのような顔をしていたものでした。

ところが、しばらくして、指導委員長に就くようにとの沙汰があり、それに対し本意ではない態度を示しぐずぐず言っていたのですが、「後進の指導にあたることは最大の矜持であると心得て励むように」との趣旨のお叱り半分励まし半分のお手紙を岡田会長先生より頂き、新しい指導委員会を編成しました。

辞書を引き、「矜持（きょうじ）」とは「誇り」という意味か、と確認するというような頼りない委員長ではありましたが、予想に反して、多くの後輩達が極めて積極的に指導委員会に参加し、ゼミに、答練に、合宿に、と熱心に指

導にあたってくれましたし、全国のOBから毎年寄附を頂くこともできました。また他の研究室においても同様に後進の指導に物心両面にわたって援助をおしまないOBがたくさんおられることも改めて知ることができました。

四

本格的な活動に入る前に、三名程の指導委員が連れだって、答練会場に、判例の解説を含め激励に行ってみました。代々木上原の区民会館だったと思います。

雪が降り積もった日の翌日でした。

答練会場として大学の施設を借りるにも様々な制約があり、会場を求めてあちこちの施設をジプシーのように渡り歩かなければならない現実に愕然としましたし、靴にしみ込む雪水の冷たさ以上に大学の組織というものの冷たさを感じたものでした。

「法科の中央」から「総合大学」というのは、他学部を押し上げるだけでなく法学部を押し下げることも含むのか、と冗談半分に勝手に思ったりもしたのでした。

もとより、大学には、入学試験あり、催し物ありでありますし、施設管理面での制約も多々あることは十分承知はしております。

しかし、何十年にもわたって先輩達のためざる努力によって培われてきた研究室の指導体制の中で、年間を通してスケジュールを立てて行われる答案練習会の会場の確保に学生諸君がこれ程までに苦勞しなければならぬのか、このような処遇を受けるのかということについてはいささかショックではありました。

五

もちろん、理事会および教学側の先生方、職員の皆様のご理解とご尽力により、様々な点で改善、改革が進んできたところであり、そのことに対しては十分感謝しております。

ことに、昨今は、歴代の学研連委員長、事務局長のご尽力もあり、大学の事務局との交流も意思疎通も図られてきており、本年度も澤田室長、三宅部長の他、兵頭管財部長、神宮文書課長との懇談の機会を得て、いろいろ具体的なお願いをし、できることから実現して頂いています。

しかし、まだやるべきことはたくさんあります。

学生を甘やかすという意味ではなく、例えば運動部にも、日進月歩の技術革新により、施設の面でも用具の面でもまた指導方法のあり方においても改善、改革が加えられるように、国家試験をめざし勉学に邁進する学生達に対しても、「時代状況に即応した人的物的設備」が用意されなければ競争には勝てないことは明らかです。

管理する側と管理される側の目線の違いを乗り越えて、また、他学部あるいは、学研連以外の人達との感覚の違いや温度差を相互に理解しつつも、将来の学生にとって何が大切なのか、どれがベターなのかを真剣に考え、障害を取り除き、改善、改革を訴えていく継続的な努力が必要だと思えます。

六

施設・設備の面でも、軽装備のものについては改善・修繕は速やかにお願いできても、中装備、重装備のものの改善はなかなか実現して頂けてないのが現状です。

冷房設備などは、本来、重装備扱いせずになんとか実現をお願いしたいところですが、キャンパス総合整備計画との関係もあり、先送りとなっています。

重装備の最たるものである建物施設については、キャンパス総合整備計画が固まりつつありますが、その策定においては、利用者の声を十分に汲み取ったうえで、「勉学、研究のための施設はどうあるべきか」についての要望、意見を活かすよう議論を尽くして計画し実行して頂きたいと強く願うものです。

ここで「利用者」というのは、日夜勉学に励む学生達であり、自己犠牲のもとに通ってくださる指導委員の合格者、

修習生、若手法曹達をまず指すものです。

裁判所の建物が利用者に不評ですが、これは、利用者である市民の声や弁護士の声を十分聞かずに設計施工したからであるといえるでしょう。

現在の学研連棟も、スピーカーのボリュームが一杯に上げられたエレキギターの音に悩まされたりしているのを見ると設計の基本コンセプトに疑問を持たざるを得ません。

利用者の声が反映されない建物を造ってはなりません。

そのためには、利用者の声を代弁して我々が大いに意見を言わなければなりません。

建築計画に対しては、本来、ゾーニングから、設計の基本コンセプト、利用目的、利用者の動線などからくる設計、仕様に至るまで、具体的な要望事項をぶつけるべきなのです。

役立たない、あるいは使い勝手の悪いソフトウェアは、コンピュータに無知なユーザーが、そのニーズを適確にプログラマーに伝えることができず、あるいは伝えず、そしてまた、その業界の特質、その業務の特徴を知らないプログラマーが、ユーザーニーズを十分に汲み上げることができず、あるいはそれをしないまま作ることで生まれます。

建物の設定、仕様にもそのようなことがあります。

我々も建物ができてから批判するのではなく、利用者の生の声を吸い上げ建設的な意見をどんどん言うべきであります。

「合格者による直接指導」のためには何が必要かを詰めていけば結論は出てくると思います。

もちろん、予算面での制約や敷地条件や他の施設との兼ね合いから実現できないものもあることは当然であり、理想論だけ述べても「甘い」と一蹴されることもあるでしょうが、事前に具体的な施設、設備についての要求がなされ、

それが利用者の立場から見ても合理的なものであれば、大学側も必ずや我々の要望を汲み上げて実現してくれるはずだ。

そうでなければ、実学の大切さは認識し合ひ、一級の総合大学たらんとしている教育機関の理事者あるいは教育関係者としては、社会からの誇りを受けることは必定であるからです。

七

また、新しい時代を担う法曹を輩出し続けるためには、三和委員長や大場室長始め多くの関係者が尽力してこられた法職講座の拡充なども連動した議論の中での総合的な受験指導体制の確立に向けて各研究室が一層の努力をしなければならぬといえます。

「学研連の歴史的役割は終わった」という意見も一部にはあるようです。

しかし、私はそうは思いません。

これ程の長期間にわたって継続的に、これ程多くの法曹が、司法試験の受験指導に組織的に携わり、汗を流し、一國の司法の担い手のうちのかんりの部分をその中から輩出し続けるという成果をあげてきたということは、比類のないことではないかと思えます。

この自負は維持すべきですし、伝統は受け継ぐべきです。

しかし、唯我独尊であってはならず、内外の時代環境が移り変わっているという認識も必要です。

歴史と伝統は承継しつつも、新しい時代にふさわしいシステム作りについて、広く大学側とも、中大法曹会全体とも協力しながら過去にとらわれない自由な発想で、実現していくべき時代がきているといえます。

中大法曹会の先輩各位には、その情熱と伝統を若い世代に伝えて頂きたいと思いますが、若い世代の参加が少ないことが気になります。

中堅の方々や、若い方々の中にも母校の発展を祈り、後進の育成に情熱をもっている人達がたくさんおられるはずですので、新しいシステム作りの合意形成への参加をお願いしたいと思います。

キャンパス総合整備計画の中で研究室棟はどうあるべきかの議論においては、熱心な余り意見が対立することもあ
るようです。

しかし、同じように中央大学を愛し、後進の指導に情熱をもっている者同士が意見の相違から反目することになれば、それは不幸なことであり、(弁護士は、人の主張を論難することが得意であるとはいえ)非難、批判の応酬になるとすれば、それは不毛の議論であり、そうであってはならず、これからの一世紀を見据えた建設的な議論をしていくことが必要です。

「総合研究棟の建設」「都心での勉強、指導の拠点の確保」については、現在、公認会計士、税理士、弁理士、不動産鑑定士などの受験団体などの方々幅広く意見交換がなされておりますが、広く各界の理解と協力を得ながら充実した施設作りを実現していくべきです。

八

編集委員会から与えられた締め切りの九月三〇日を二日ばかり徒過したところ、本年度の論文合格者数の「五位転落」(東大一九一名、早大一一五名、京大九〇名、慶大七四名、中大五二名ということ)で、三位、四位に大きく水を空けられての五位)という衝撃的な報に接しました。

各研究室の指導委員が熱望している「都心における指導の拠点の確保」は今や焦眉の急であり、それを含めた体制の立て直し、抜本的、総合的な対策の樹立と実行が緊要です。

私共も関係各位と十分な意思疎通を図りながら活動をしていきたいと思っておりますので、皆様からのこれまで以上の忌憚ないご意見、ご支援、ご協力をお願いしたいと思います。

学研連から駿河台記念館の 施設利用の要望について

中央大学学術研究団体連合会（委員長山岸憲司）（以下学研連と略称する）から、司法試験の指導体制の充実のため、駿河台記念館に早急に研究室を設置し、利用させて頂くため、学校法人中央大学理事長宛に平成九年一月一六日付で左記内容の要望書が提出された。

学研連から、同月二〇日、中央大学法曹会幹事長に対し、右要望書に基づき早急に駿河台記念館の施設利用が実現できるように支援方の要請があった。また、中央大学法曹会の大学問題委員会（委員長豊田泰介）から、同月二一日、中央大学法曹会幹事長に対し、学研連の右要望に対する支援・協力方の要請があった。

そこで、中央大学法曹会は、同月二八日付要望書をもって、学校法人中央大学理事長並びに中央大学学員会長、中央大学総長、同学長、同常任理事三名、同事務局長に対し、学研連の前記要望の早期実現方を要請した。

左記

要 望 書

一、中央大学学術研究団体連合会（以下「学研連」と略称させていただきます。）傘下の各研究室は、学問の研鑽と人格の陶冶を目的とし、司法試験をはじめとする各種国家試験において、過去数十年にわたり幾多の実績を残し、私共はこれによりいささか母校の興隆に寄与、貢献してきたものと自負しております。

しかしながら、近年中央大学が司法試験における合格者数を減少させ、平成八年度には全国大学中五位の成績に

甘んずる中で学研連もまた合格者数を減らしつつあり、このことに私共は大きな危機感を抱いております。

二、私共学研連は、研究室の生命は、先輩実務家、修習生、合格者等からの法律知識、学習方法、受験技術の伝授、承継と、合格に向けた室員相互の切磋琢磨による相互啓発にあると考えております。

しかしながら、多摩移転を契機として先輩実務家と室員との接点が少なくなり、法律知識の承継の機会が減少したことに加え、多摩校舎内の学研連棟が、従来の施設に比べ規模的に縮小し、しかも在学生中心の室員構成となったことから、室員の相互啓発すら期待しにくい状況となり、研究室の生命は危殆に瀕していると言っても過言ではありません。このため本来合格適齢期と思われる卒業一ないし三年目位の室員が卒業後研究室を離れ、ますます右の状況に拍車をかける悪循環を生じています。

学研連各会では右の事態を改善すべく、若手OBが時間をやりくりして多摩校舎までゼミ指導に赴いたり、あるいはOBの経済的負担のもとに予備校の教材を導入するなど、努力を重ねてまいりましたものの、大勢を変えるには至らず、遺憾ながらこれらの努力だけでは限界を感じざるをえません。

三、大学におかれましても、学研連とは別に法職講座の充実強化を図るなど、司法試験対策に努力を重ねておられることは承知しておりますが、近い将来の司法試験合格者数増加が予想される今日、さらにより多くの学生に指導の手をさしのべるべきことは当然であり、学研連の存在意義はなお少なくないものと考えます。ことに、中央大学における司法試験在学合格者の大多数を学研連が輩出してきたことから明らかなように、学研連出身の合格者はそれ以外の合格者と比較して若年者が多く、この点は、今日の司法試験改革の方向性に照らし大きな意味を持つものと言えましよう。

四、そこで私共学研連は、研究室本来の姿を取り戻し、往年の実績回復を目指すべく、特に本年度以降すみやかに成果を挙げるため、合格に近い実力を持った、いわば即戦力とも言うべき室員に、よりふさわしい環境を提供して、

集中的な指導を実現したいと考え、その必要上駿河台記念館の一部を可及的すなやかに学研連施設として利用させていたきたいとの結論に至りました。

これにより、新入室員の加入により多摩の学研連棟から押し出される形となる卒業生の受け皿となることや、多摩への通学に困難な地域から通う室員に利便を与えることはもとより、学研連各会の室内を一堂に会することによる相互啓発と、同じ記念館内に存在する法職講座の駿河台研究室との切磋琢磨、さらには予備校の利用やOBの直接指導の便宜等大きなメリットが期待できるものと考えております。

なお、研究室の規模、条件は左記のとおりを希望いたします。

(一) 定席一〇〇ないし一二〇席を収容可能な研究室（大部屋で可）、同時に二ないし三のゼミが可能なゼミ室、管理、運営のための事務室

(二) 利用時間は法職講座駿河台研究室に準ずること

(三) 利用対象者は学研連六会のほか、多摩校舎内の学研連棟に研究室を有する諸団体をも含むこと

(四) 管理、運営のため学研連六会による管理運営委員会を設けるとともに、室員による幹事、当番に日常的な管理、運営の責任を分担させること

なお私共は多摩の新学研連棟、春日町校舎の改築を前提とした学研連施設の要望も有しておりますが、本要望はこれらの計画実現に至るまでの暫定措置として要望するものであることを申し添えます。

平成九年一月一六日

中央大学学術研究団体連合会

委員長 山岸 憲 司

学校法人中央大学

理事長 内海 英 男 殿

山本清二郎先生



元広島高等検察庁検事長

竹村照雄

元大阪高検検事長故山本清二郎先生（平成七年二月二日急逝）は、東京地検各部長、同地検次席検事、東京高検次席検事、そして次長検事として、中央の要職を歴任された。そのポストはまたそれぞれ人事を掌る枢要の地位であった。

山本先生は、そのようなお立場にあって、私たち中大出身の後輩検察官の防波堤でありまた引き立て役を果たしてくださいだったのである。

そのような山本先生の追悼文を後輩検察官たる私に書くようにとの編集者の御依頼を受けながら、一向に筆が進まなかった。私には先生から多くの御恩顧をいただきながら、そしてまた先生が私に託されようとした御志に、何程のお報いできたのであろうかという悔恨の念深く、到底私はその任ではないという思いが強くなるばかりであったからである。しかしお引き受けした以上、私の体験した知られざるエピソードの幾つかをここで御紹介して、山本先生のお人柄はもとより、「防波堤」の役割、「引き立て役」とは具体的にどういうことであったかを記し、先生の御志を後に伝えることによって少しでも責めを果たしたいと思う。

昭和二六年四月私は三期生としての修習を終え、検事に任官した。札幌地検、水戸地検を経て東京地検に入り、二ヵ月後の昭和三一年六月から以後一〇年間、かの烈しい公判闘争が連続したメーデー騒擾事件の公判立会専従となつて三〇歳代のすべてをこれに投入した。

その後、私は東京地検交通部副部长、同刑事部副部长、交通部長、そして法務省入国管理局次長、奈良地検検事正、最高検検事、同総務部長、横浜地検検事正、法務総合研究所長、高松・広島高検検事長を経て停年退官し弁護士となつて現在に至っている。中央大学関係では、昭和三九年学生会東京検察支部創立当初からずっと世話役を勤め、法曹会にも検察側から役員として出ていたし、昭和四五年頃から中大評議員として二期二〇年間を勤め、この間しばしば評議員選考委員、また総長選考委員を勤めた。かく長々と自己の経歴を並べたのは、以後の記述に関係するところがあるからである。お許し願いたい。

二

メーデー事件公判に加わったとき、主任検事は本学先輩の吉川正次検事（千葉地検検事正在職中死去）であったが、メーデー事件などこのような大事件には、傷がつかないように一流の大切な検事は配置にならないよと話されたことがあった。果たしてそうかわからないが、公判立会検事が次々に栄転し交代して行く中で私は、外村隆検事（中大）と共に終始このポストを変わることなく論告までの役割を果たし終えた。

この間山本先生は、東京地検特捜部長、同次席検事の河井信太郎検事と共に陰に陽に私たちを励ましてくださった。メーデー事件を終え、法務総合研究所教官を二年勤め、地検に帰るとき、時の河井次席検事から副部长でとるからと予め伝えられていた。

交通部長になつたのは、副部长を四年程勤めて昭和四六年七月であったが、それまでの東京地検時代に、中大出身

の東京地検検事が飛躍的に増加した。約半数は中大ではなかったろうか。山本地検・高検次席、河井特捜部長・同地検次席時代にその基礎が築かれたと断定してよい。これらの中から更に実力をたくわえ、やがて東京地検特捜部長をはじめ各地検の部長、次席、検事正が輩出し、検事長の出現も相次いで今日の隆盛をもたらしたのである。

三

東京地検特捜部では、つとに本学出身の水原敏博検事が名のある存在であった。都議会議長選挙をめぐる汚職事件の摘発捜査処理は有名であるが（美濃部都政誕生のきっかけになったといわれている）、この敏腕検事の存在にある時期やり過ぎるという危惧の念を抱いた検察幹部があったらしく、水原検事の特捜から外し、某地検次席検事に転出させる話があった。当時代長検事であった山本先生はこれを阻止し、その後彼は法務省の営繕課長に着任し、おそらく従来^の誰よりも、また後の誰よりも成果を發揮した筈である。その当時私は入国管理局次長であって、水原課長の活躍振りを見ていた。その彼が名古屋高検検事長を退官して証券取引等監視委員会の初代委員長に就任し、組織作りからその運営方法等に至るまで見事に構築し世の注目を浴びていることは衆知の事実である。認証官たる検事長から、地位としては下位の、大蔵大臣指揮下の一委員会の委員長に就任するについて、若干のためらいもっていた彼に対し、男児に託された使命の重さは、地位の如何にかかわらずと就任を積極的に薦めた私にとっては、今日における水原委員長の活躍振りは我が事のように嬉しく頼もしい限りである。

四

水原検事にしても私にしても、ただ中大の先輩や仲間の友情に恵まれただけではないと思う。ひろくよい上司同僚、そして部下に恵まれて運がよかったと率直に思う。しかしそれでも顧みて「防波堤」があったからこそと思うことは幾つかある。

検察も官僚組織であるから上下左右の序列が厳存する。その序列によらず抜擢があるときは波乱が起きるのも世の

常といふべきであろう。

東京地検交通部長の時であった。山本次長から電話があり、今年度の外遊（約一カ月の海外出張）で東京からは君を推薦しておいたから受けるようにとのお言葉があった（メーデー事件公判専従一〇年組で外遊していないのは私だけであった。）そして、間もなく開かれた何かのパーティの折、法務省事務次官から、今度の外遊おめでとうと言われた。まだ内示を受けておりませんがと申し上げると、次官はああそれは失礼とさきの言葉を取り消された。その年確か名古屋地検の部長がすでに指名されていると聞いていたが、私には一向に指名がない。私は、ふと東京地検幹部のところでもめているなと直感した。同期で私より先任の部長がまだ外遊していなかったからである。そして部長会議が始まる前に次席検事から、会議後お話があるからとのお電話があった。私は直感に従って、すぐ山本次長に電話をかけ、ご迷惑をおかけするので、折角の御指名を辞退したい旨申し上げた。その日部長会議の途中、次長から電話ですということ次席が席を立たれたが、会議終了後、次席から竹村部長お話することはなくなったので、と言われた。私の直感がすべてであったっていたわけである。しかし、私の外遊はその後法務省入国管理局次長るとき実現し、外務省から出向しておられる局長の格別の計らいで、私は各地の在外公館から厚遇で迎えられ楽しく充実した一カ月の旅を満喫することができたのであった。

当時の入管次長は、体外的にも体內的にも諸業務の中心的存在であり、いわば実質権限が集中していた。その中で一端は拙著「一検察官の軌跡」（法学書院）で公にしたが、評判の悪い、そして何かという反対運動の標的となる入管行政の改革に積極的に取り組んだ。この次長に着任するとき、山本次長から「先輩次長の中で失敗した例である、その実情を知って特に体外的交際には心を用いるように」という御注意があった。改革には内部からの抵抗が強い。種々の案件について、どうしてこういう結論になるのかという私の質問に、担当部下の多くはすぐに先例通達を持ち出した。私は現在の内外の情勢の中で、この結論の当否につき担当課長の考えを尋ねているのであって先例通達

を聞いているのではない。式に従来の思考の旧守性を打破しようとしたのであるが、こうしたやり方は当然局内外に噂としてひろがり、山本次長のお耳にも入ったらしい。山本次長からわざわざお呼び出しがあり、役人の中には、先例通達を生甲斐にしている者が少なくないから、そういう人を大切に上手に使いなさい。との御忠告をいただいた。

五

山本次長はやがて大阪高検検事長に栄転された。すでに河井地検次席検事は水戸の検事正、横浜検事正、そして最終的には大阪高検検事長になられたが、このように有力な先輩が中枢を離れてから以降、防波堤が無くなって、まともな荒波を受けているというを感じた。もとより私たちの実力の然らしめるところで、そうだからといって不服という筋合はさらさらしない。言いたいことは、以後の中大学員検察官は、防波堤なきままに、その実力を発揮して今日に至っているということである。優秀な若手も成長し、従来あまりつけなかつた本省のポストをはじめ、大地検の部長、次席、検事正にも就任しているのが実情である。その限りでは、山本先生の御志をみんなで生かしているということになるであらうか。

六

平成元年四月私は広島高検検事長を最後に定年退官して弁護士登録をした。

その際まず山本先生から言われたことは、顧問先は自らの努力と信用で得るしかない、という戒めであった。中大には旧制高校特有の連帯があるわけではない。在官中は大事にしていただいた先輩企業とて、検事長を退官したからといって顧問のお話を「具体化」してくれたところは一社もない。弁護士になって僅か数社に過ぎない大事な顧問先企業があるが、山本先生のいわれるとおり、そのすべてが学員先輩仲間からの紹介によるものではない。

山本先生は中大の評議員会議長を経てやがて中大理事長としての重責を担われたことは各位御承知のとおりである。山本先生は、私に対し、まず中大法学部の講師になること、次いで理事に加わることをすすめられた。このおす

めには、先生の忝い程の私への期待がこめられていた。しかし、私はそれらをすべて御辞退してしまったのである。

中法学部の講師としては、おそらく刑事法、特に刑事訴訟法の担当があげられよう。しかし、私は検察部内で、特に法総研教官時代に検事研究としての所見をまとめたことはあるが、体外的に発表したものは極めて少なく、目立つものは、どなたかと同じく僅か二つだけである。一つは、「公訴権濫用論」(法律のひろば)で、これは刑法雑誌のある論文の「注」で、実務家の論考として注目に値する、とされただけ。あと一つは交通検察に関するもので(ジュリスト)、こんな状態で教授会の審査(賛成)を得られるべくもない。それに、私程教職側に対し、公の席で辛口発言をした者はいないと思う。

一つは、学園紛争鎮静後の評議員選考委員会の席上のことであった。教職側の代表が、学員会の常置委員経験者の評議員就任を拒否すると言われた。私は「敢然と」学園紛争時代東京地検の第一線で活動したが、各大学の中で紛争への対処の最もまずかったのは中大だったとの評判で一致していた。そういう姿勢の教職側が何を言われるのか。それならば、われらは教職側の候補者について、すべて拒否せざるを得なくなると意見を述べた。選考委員会は一時中断の後、教職側は先の意見を撤回した。

今一つは、法務総合研究所所長時代、評議員会で法学部長に対し質問したことがあった。

法総研の検事研究では、生きている事件を材料にして研究会をするが、いつも東大から教授を招いている。しかし、もっと各大学から若手の教授助教授を複数出席してもらって共同研究を進めたらどうかというのが、教官の半数を我が学員で占めている法総研における所長としての提案であった。教官は資料としては各教授等の論文によって人選するが、早稲田、慶応からはすぐ名が挙がるのに我が中大からはそれが無い。何故か。選考しようにも論文が少な過ぎるというのである。所長としての私のねらいは外れるのでこの企画は放棄したが、その実情を披露して、我が法学部の教授の論文が少ないのは、大学の行政的な事務の繁忙に追われて、学問の研究がおろそかになっているのではない

か、というのが私の質問の趣旨であった。法学部長からは毒にも薬にもならないありがたいのはぐらかし答弁であったが、情ないことに、出席していた他の評議員からよくぞ発言してくれたと激励のお手紙を何通かいただいた（自分で発言せずにおいて発言者をほめても責任を果たしたことはない。）。

同じことは総長選考委員会の席上でもやってしまった。教職側としてこの先生を総長に推薦したい、経歴はこうである。私は、学問的業績はどうかと質問した。十分近い休憩の後発表されたのは、（先の私のように）二つの論文のみ、しかし（先の私と異なり）学界では高い評価を得ている、との説明であった。私はここでも一般論とお断りして、我が中大の教授はどうして論文が少ないかについて意見を開陳した。この時も委員会を終わってからまわりの教授の委員からよくぞ言われたと激励された。変な現象である。

このような辛口発言者を法学部の現近の教授会がどう評価するのであろうか。

さらに、理事になるためには、評議員の地位を保持するのみでなく、法曹会からの推薦が必要となる。しかし、私がかねてから評議員の老化を防ぎ、若手を登用すべきであるとの持論から、出身母体の検察支部の世話役として、先輩や同僚評議員に対し、時期がきたら評議員を若手と交代していただいていた。

しからばその中で最も長期間評議員をやり、しかも退官したあとは、現役に評議員を譲るべきが当然である。私はそれを実行してしまった。折しも真法会理事長の大役をお引き受けしていた。法曹会からの推薦を得ることは更に至難であつたらう。

今盛んになった刑事判例研究会の再建時、その他の機会に、私は中大当局と間接的ながら種々交渉した経験から、私のような、時には直情経行の言動を敢えてする者には、とても、中大の体質になじまないのではないか、と思つたことも事実である。その思いは今も消えていない。

私が公の席で、今に早稲田慶応の時代が来ると警告したのは、横浜地方検事正時代、各大学出身の修習生気質を比較しての発言であり、すでに一〇数年前にさかのぼる。そして東大、早稲田に遠く引き離されて、司法試験合格者第三位を確定的なものとした平成七年十一月、私は京大、慶応の足音や息づかいまでが背後に迫っている。これに追い抜かれるかもしれないと発言したのが一昨年の十一月であった。それが昨年度には早くも現実のものとなってしまった。

今危機意識を持って学員及び「一部教職員」の間で対策が話し合われているが、時すでに遅しの感を否定し得ない。本学の名声は正しく危機に瀕している。そういう時に何をなすべきか、その方策のため心を砕き再建をはかることが山本先生に対する私ども後輩にとって唯一つの選択肢である。

先生のお導きを、心から願ってやまないというのが、先生を追悼する真情である。

(以上)

中大法学部 あるOBの感想



平成八年度 東京弁護士会会長

榊原卓郎

私は、昭和二八年中大法学部を卒業し、同三七年東京弁護士会に登録して、現在東京弁護士会の会長を務めているものです。

私が今日あるのは、中大と同窓の皆様のご理解ご支援によるものといつも心から感謝をしている次第です。

さて、このたび、中大法曹会から「中央大学及び中大法曹の現状とその改革及び将来像」についての原稿依頼がありました。その主題についてはこれまでの経験も知識も検討する資料もない私にとっては、非常に気が重く、困難な問題でした。それでも私はこの際何か書きたいとの情に駆られ、暫くの間思い悩んでいましたが、ふと、社会評論家の大宅壮一が昭和三四年頃文藝春秋社の本で中大の痛いところについて悪口を書いていたことを思い出しました。

私は早速世田谷にある大宅壮一文庫を尋ね、大宅壮一全集一四巻にある「大学の顔役」を読みました。

そこには中大が「職業教育大学」で司法試験、公認会計士試験の合格者数が日本一であることが最大の特色である。受験準備を専門的にたたきこむ純然たる職業教育を行なっている。つぎに「進取性なき性格」として、財政上可能なのに「教養学部を玉川の読売遊園地のところの候補地」に移転しなかった。さらに「教授陣は官学出身で自家製品の

占める割合はまだ低い」しかし「五百もあるという日本の大学中大アナの存在である」と書いてありました。

その後今日まで三七年間の中大の変遷は、大宅壮一の語りに対応しているようにも見えるから不思議です。

昭和五三年に多摩校舎に移転し、その後学長は勿論教授も自家製品となり純血主義が強くなり、日本一の総合大学を目指すようになりました。そのことは私もOBとして喜びかつ大学関係者に心から敬意を表します。

しかし他方で職業大学の特性も、大アナの存在も稀薄となり、中大の特色が失せてきた感じがします。

大学関係者は懸命の努力をし、プラスを伸ばし、マイナスを減じようと努力したにも拘らず、中大ピアールの目玉である司法試験、公認会計士試験の合格者が減ずる傾向にあるとは大学改革の過渡期にあるとは云え残念です。角を矯めて牛を殺すようなことにならぬよう用心することが肝要です。

それでは、その対策としてどんな方法があるのでしょうか。私なりに考えてみました。

先ず、現実的には偏差値の高い又は将来性のある学生が必要です。そのためには、交通が不便で青年の好む都会的雰囲気無くとも入学したいという魅力ある大学であることが必要です。大学に魅力を持たせるためには、教授はマスコミ、テレビに出演し、時には国の内外の大学と交流は盛んにし、次代を呼ぶ有名学者を迎えて大いにピアーリし、世間の評判をよくすることです。

そして「法科の中大」をアピールするため「職業教育」を恥じることなく現代のプラグマチズムに基づく実学として自信を持ち、塾に学生が大金を出して多勢集まり、多数合格するのは何故かを研究して、塾に優るよう充実強化を図る必要があるでしょう。

中大の歴史と伝統を誇る夜間部を文京区などの都心に設置し、門戸を開放して社会人の入学、再入学を認めるなど社会のニーズに応えることにより大学は活性化すると思います。

いろいろ述べましたが、一番大切なことは、学生が偏差値に自縛されることなく、自己の可能性を信じ、大きな目

的にチャレンジするファイトを持つようになる大学の環境づくりを、教授をはじめ学校関係者そしてOBも一生懸命努力することだと考えています。

「司法試験合格者数を日本一にする会」をつくって箱根駅伝に負けないよう頑張っけて貰いたい。私も皆さんと一緒に応援したいと思っています。

大学設置基準による規制も財政の状況も知らない私を感じたことをそのまま書きましたが、至らぬ点は私の母校愛に免じて何卒ご寛容下さるようお願い申し上げます。

(平成八年九月二四日)

ポスト現職の生活と意見



公証人

杉山英巳

同じ法曹でも、弁護士は終生いわゆる現職であるが、裁判官及び検察官は、定年があり、又は定年の数年前に後進に道を譲る慣例（？）があり、現職時代に終了があることがその宿命である。私は、平成五年九月浦和家庭裁判所長を最後に判事を依願退官し、退官後、いわば「ポスト現職」の時代に入った。やや身辺雑記的で恐縮であるが、私なりの、このポスト現職の時代の生活等について、ご報告することにした。

1 公証役場

① 退官の二か月後、同年一月、東京法務局所属公証人に任命され、公証役場を多摩市に新設することを許された。当局の指導のとおり、多摩ニュータウンの中心地である京王・小田急多摩センター駅のすぐ近くに多摩公証役場を設けた（中央大学にも近い）。

公証人の制度は、一般には、意外と正確に理解されてはいない憾がある。私自身、現職の時代に公証人の制度について、殆ど知識がなかったため、そのことを責める資格は全くない。しかし、改めて、多くの人々に知って貰いたいと思うのは、一般に、公証人が非常に若々しく、意欲的にかつ公証人会の整備された自治組織の下で組

織的に活動しているということである（このことは、わが国の平均寿命の高齢化に伴い、昔と変わらない公証人の年齢層が相対的・心理的に若返っているからであろうか）。自分でも、就任後同僚の方々の活発な活動状況を知り、唯々これまでの不勉強を反省した次第である。特に、充実している東京公証人会等発行の月刊誌「会報」や日本公証人連合会機関誌年三回発行の「公証」は、もっと知られて良いと思う。

さて、改めていうのはおこがましいが、公証人は、法務大臣から任命される国家公務員であり、その職務は、公正証書の作成、定款その他の私署証書の認証及び確定日付の付与等に分かれる。いずれも、正しい証拠を作成確認して、将来の紛争を未然に防止し、仮に紛争が起きても正しい裁判に役立つようにするもので、ここに、民事的な紛争の有権的解決が国家制度の存在理由であるのと同様に、公証人の制度が国家の制度である理由がある。したがって、発病を予防する予防医学に似て、予防法学の分野といわれる所以で、あえて言えば民事的紛争の有権的予防とも言えようか。沿革的には、日本の公証制度は、西欧ラテン系諸国で裁判制度から分化して出来た制度を移入承継したものである。日本の公証人は、長年裁判官、検察官や法務局長等をした者が多く任命され、特に、東京法務局所属公証人、即ち、東京都内役場公証人の百七名は、府県単位の長である裁判所長や検事正の経験者のみといつてよい。当会会員は、その中で最も高い比率にあるように思う。

② 公正証書は、契約や遺言に活用されるが、伝統的な金銭消費貸借や賃貸借契約等の外に、住宅地にある私の役場では、離婚に伴う給付等に関する契約の公正証書が増えている。事業用借地権設定や区分所有権の規約設定には公正証書による必要があるが、未だそれほど多いわけではない。他に、事実実験公正証書というのもあり、一種の実況見分調書で、銀行貸金庫の開被や特許関係で利用されている。遺言公正証書は、自筆遺言証書と違って、内容に専門家の助言を受け、無効となることが少なく、家裁の検認手続が不要となること等から、段々と利用者の裾野が広がっている。最近では、高齢者の財産管理の関連で自分の精神能力喪失に備える者、尊厳ある死を迎

えたい者に応えるため、生前効力遺言も話題となっているが、複雑微妙な問題も残る。

定款その他の私署証書の認証というのは、文書作成の真実性の証明をすることであるが、平成八年六月の公証人法等の改正で、やがて、私署証書の認証の際、文書内容の真実性について、公証人の面前で宣誓することにより、文書内容である事実の証明にも役立てる強い手段を講ずることができることとなった。その改正法の施行準備は、平成一〇年一月を目途に進んでいる由である。

公証人は、職務を行う上で、例えば、秘密遵守、嘱託拒否の禁止、近親者からの受託禁止などの多くの義務を負い、公正な職務を行うように定められ、無効な法律行為、公序良俗違反の行為、取消し得べき行為の公正証書の作成は禁止されている。公正証書原本等は、原則的には二〇年嚴重に保管される（遺言や定期借地権等の場合には更に長期となる）。この保存業務の大変さや公証人会がそのために払っている殆ど無償に近い大きな努力は、余りに知られていないことである。

③ 公証人は、公証役場の設置者で、その経営者でもあって、法律上、公証事務という公務の利用対価である手数料を嘱託人から收受する権限を付与されている。手数料は、その性格を反映して政令で算定基準と範囲が詳細に定められているが、相談料の定めはなく、したがって、公証相談は無料である。ただ、公証相談といっても、要するに相談者からすれば法律相談であるが、公証人は、当然ながら弁護士業務ができないので、公証事務と関係ない事案や紛争中の事案については、相談中に判明次第、理由を言ってそれ以上の相談を断っている。弁護士の紹介を相談されても、結果的に一方に組みすることとなるので、原則として断っている。

④ 公証相談から発展して公正証書作成に至るのが通常の過程であるが、公正証書作成にいたらないことも少なくない。しかし、相談に答え、一般的な助言をすることだけでも、相談者の法的需要を満足させているのではないかと想像している。実際、多くの人が公証相談に役場を訪れ、概ね喜んで貰っていて、ここにも、公証人が地域

に散在する意義があるように思う。公証相談は、公証人の地域奉仕の一環で、一種のボランティアといって良く、公証人のさわやかな生き甲斐の一つではあるまいか。

過日も、珍しい事例があった。若い男女が来訪して、離婚した時に備えて養育費支払いの公正証書を作ってくれないかと言う。二人はこれから結婚しようとしているのに、将来離婚した場合に女性の連れ子の養育費を支払う約束を交したというので、驚いてよく聞いてみると、親の方で、今度の結婚の前に、離婚に備えての養育費給付公正証書を作成しておくことを強く言っているというのであった。この二人は、同日に二度来訪して来た。

兩名とも素朴で真剣であったが、最初ときは、公正証書の必要性が薄く、将来結婚しかつ離婚する場合という二重の条件の曖昧さや養子にする以前の養育義務の不存在等を指摘して、再検討を求めて帰した。しかし、再度の来訪で、家庭事情も打ち明け、熱意に溢れていたため、その公正証書の問題点を更に詳しく説明した上、その熱意と公証役場に再度訪問した誠意を親に直接披瀝して結婚に賛成するように説得してはどうかと助言した。結局、兩名は、納得して、正式な囑託には至らなかったが、帰るとき「支払いはいくらですか」と言った。すると、職員の方がすかさず、「無料です」と答えたことであった。

⑤ 公証人は、地域との接触が大変重要であることも就任後に認識した。そのこともあって、強く勧誘する人の勧めに従い、平成六年六月、地域の東京多摩グリーンロータリークラブに加入した。そこには、一業種一人の会員原則により、地域の多様な職種の有力者又は企業管理者で、社会奉仕に熱心な方々が集まっていて、地域の情報を汲み取る機会を提供されるとともに、友愛の心を改めて学ぶことができた。ロータリークラブは、アメリカを発祥の地とし本部もそこにある世界的な社会奉仕の友愛団体で、日本でも、十三万人余りの会員を擁するという会員五十数名の小規模な当クラブでも、毎水曜の例会その他の会合があり、今年度クラブ理事の一員となり、かなりの負担になるけれども、今のところ、公証人の職務遂行には大きな障りはなく推移し、例会への皆勤を続け

ている。

2 学生会及び評議員会等

① 言うまでもなく、中央大学学生会は、学员相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与することを目的としていて、当中大法曹会は、その最も重要な支部の一つである。私は、当会の活動に早くから参加させていただき、昭和五六年から六〇年まで、瀧澤国雄先生及び信部高雄先生の二代の幹事長の許で裁判所側副幹事長を勤めた。その頃、本誌八号に「同窓裁判官の近況」を寄稿したが、そのなかで、「裁判所では、余り出身大学を口にしないのが普通であるが、母校を共通にする者の中で、概ねより早く互いを理解したり、親しみを持ったりする心情は、ごく自然なもので、あながち否定すべきではない。」と述べた。これは、決して、いわゆる排除の論理を言っているのではなく、むしろ、他の母校の人との和も維持しつつ、共通の母校を柔らかい結合の契機にして親睦の輪を広げようとする結合の論理を述べたに過ぎない。一つの結合は、必ずしも他の結合を排除するものではない。裁判官会員がより積極的に、オープンに当会や大学関係の活動に参加し、裁判官同志又は他の同憲法曹と懇親を広げることが期待される所以である。

② 多くの学员と同じく、私も、長く学生会の協議員となっていたが、平成七年春、先輩の松岡登公証人の後を受けて、学生会会計監事及び大学法人の評議員を仰せつかり、その会議等に参加させて貰っている。また、評議員の一員として、これも松岡登先生の後塵を拝して、中央大学基本規定（寄付行為）検討委員会に参加している。この検討委員会は、平成五年四月に理事長の直属の諮問機関として学校法人に設置されている。学長・学部長等・事務局長・理事・評議員を構成員とする大規模な会議であり、私が参加するまでにかんがりの進捗があって、予定終期にも近付いているが、中央大学の基本規定の再検討という大事業を担当して熱心な討議が続いている。会議の性質上、論議内容の紹介は省くとして、参加して改めて考えさせられたことの一つに、評議員会の在り方があ

る。学校法人の評議員会は、諮問機関又は議決機関として必須の機関ではあるが、その在り方、つまり、位置付け、権限事項、選任方法又は員数等が各学校法人によって多種多様の由である。学校法人は、かつては民法上の財団法人であり、私立学校法による特別公益法人となっても、基本的には財団法人の構造のままで、社団法人と異なり、社員総会のような絶対的な最高機関を持たない。そこで、評議員会は、執行機関たる理事会に対する抑制機関として学校法人としての公共性及び法人設置目的を維持担保することに基本機能があるとされ、その機能に、重要人事決定機能、財政決定機能、規則制定機能その他の法人内部の重要議決機能又は諮問応答（助言）機能があるとされている。本学では、評議員会を一定重要事項についての議決機関と位置付け、高い地位を与え、員数も二百名を超えている。ただ、内外から、その員数の多さ、会議出席率や効率化機動性等に関して批判がある由である。しかし、学員から選任されることの多い評議員は、法人内部の諸問題に参画するのは当然として、同時に、その選出母胎でもある学員会の前記目的の下に母校の活力を維持応援する機能も實際上併せ持っているのではないかと思う。いわば評議員の会議外での活動を必要とする事実上の機能であるが、この点を含めて、大学の時代における他大学との競合いに打ち勝つため、大学を骨太に強化する目的からの視点も必要のように感じている。評議員会への問題指摘の一部は、学員会及び傘下各支部に対する問題指摘でもあるのかも知れないと秘かに思う。

3 中大刑事判例研究会

外に、私が参加している会合に中大刑事判例研究会がある。下村康正教授（当時）の簡潔な紹介記事（本誌第九号一三二頁）にあるとおり、同会の歴史は古く、草野豹一郎、吉田常次郎等の諸先生方の指導の下に活動を続けたといわれ、研究結果は、法学新報に連綿と登載されて来ている。ただ、昭和四〇年代中頃から大学紛争などの影響で中止していたが、昭和五九年初めころから、下村康正・八木國之・渥美東洋教授ら刑事法関係の大学関係者及び

裁判官檢察官の有志の間で再開の機運が盛り上がり、現在の駿河台記念館の前身の大学会館で同年六月に再開第一回研究発表会が催され、教授陣・実務家多数が参加した。

私は、昭和三八年ころ東京地裁判事補のとき先輩裁判官のお誘いを受け、会に加えて頂き、中断期までに三回研究結果を法学新報に載せて貰った。判事補時代の懐かしい思い出である。再開後も比較的多く出席した。千葉・浦和の家裁所長のときにはあまり出席できなかったが、退官後落ち着いてから、ときどき参加している。

研究会の構成員は、中央大学の刑事法関係教授陣、出身他大学教授、大学院博士課程の学生及び刑事法に関心を持つ実務家等であり、研究留学中の韓国裁判官檢察官も参加している。研究例会は、毎月第三土曜日の午後二時から五時まで駿河台記念館で行われ、七月と一二月には事後、懇親会が行われている。

現職の時代から会員であった外村隆先生、竹村照雄先生及び土本武司教授も、今なおときには参加して、喝を入れて下さっている。若い方々を含め、多くの実務家が参加して、研究者と実務家を結合し、相互刺激により相互に啓発する本学伝統の試みを一層盛り上げて頂きたいと願うことしきりである。

私のポスト現職の現況は、概ね以上のとおりであるが、何時までも現役でありたいものである。

(平成八年一月稿)

中央大学法曹会について



公証人

中津川

彰

母校の今年の司法試験合格者の激減には、晴天の霹靂、アッと驚いてしまった。今年は新年早々箱根駅伝で優勝、この勢いで司法試験も万年三位の汚名から、かつての栄光の座、トップに返り咲くのではないかと希望に燃えて指導してきた大学当局は勿論のこと、法職講座に参与している関係者、広くは白門関係者に与えたショックは大きく筆舌に尽くしがたいものがありました。五位に落ちたことがマスコミでも大きく取り上げられ、これほどまでに司法試験が世間から関心が持たれ、中央大学は何といっても司法試験に裏打ちされていたのだなとつくづく思わされ、今更ながら驚かされました。それは病気知らずの者が健康を害して、初めて健康の有り難みがわかるのと同じだと思います。

確かに、国家試験の合格の多寡が大学を評価するうえで大きなウェイトを占めています。だからこそ各大学は、その生き残りをかけて、合格者を一人でも多く出したとの願いから、指導に工夫をこらすと共に、あらゆる努力を払っているのです。勿論、我が母校、その関係者もこの努力はしてきてはいたのだが……。

私は、最高検察庁（総務部長）に勤務していた際、法曹会（中央大学法曹会のこと、以下同じ）の法職講座への検

事派遣について、当時の法曹会の幹事長や法職講座委員長からの強い要請がありましたので、現職検事を派遣し、生の事件を通して刑事法を指導すれば理解し易いのではないかと同時に学生に検事の任務、仕事を理解してもらう絶好の機会となるのではないかとすれば検察庁にとっても有り難いことであるとの考えから、検察幹部とも協議し、これに協力することにしました。さっそく法務省の兼任許可を得て検事の中から白門出身で指導に向いている者を選し、その検事の愛校心に訴え、講師として協力してもらい、今日にいたっているのです。各講師は多忙の中、週に一回は往復約三時間の道程を厭わず大学に通っているのです。これは、母校愛なくしてはやれないことで、まさにボランティアのなにもでもなく、全く頭の下がる思いです。

それにも拘らず合格者の激減はどうしてでしょうか。いわゆる丙案実施の司法試験への適切な対応の欠如の結果だと思いますが。ともかくこの激減の原因について、大学当局と法曹会とが至急協議、検討して、対処しなければ大学の未来は無いと思います。この意味で司法試験の準備に係わってきた法曹会の責任も大きいと言わざるを得ないのではないのでしょうか。

ところで、私が検事任職中、できる限り法曹会に出席してきましたが、その都度、現職の判・検事の出席は私一人の時が多く、この会は弁護士が集まりかと錯覚するほどでした。このことは、私が、検察の先輩から法曹会の役員を引き継いだ十数年前から感じていたことでした。そこで法曹会への判・検事の参加策や活性化、組織強化策などについて、五年前にこの機関誌（一九九三年五月No.一四号）に書きました。この提言を今、改めて読み直しましたが、まさにこの通りだと思っています。ぜひ皆さんも、もう一度読み直してみてください。今ではこの考えに付加して、法曹会について至急検討しなければ、ならないことに気が付きました。法曹会はその誕生の時からあらゆる方面で大活躍してきましたし、会の運営は、ボランティア活動であり、今日の法曹会を築き上げた功績は誠に大きいと思いますが、右意見に付加して更に至急検討の要があると思います。

その一は、名称との関係で構成員の問題です。そもそも中央大学の法曹会と名乗る以上、その会員が今の東京中心の法曹で良いのか、問題だと思います。今の名称ですと、私でさえ、当初、誤解したくらいでしたので、一般の人には中央大学出身の全ての法曹―地域に関係なく―が属している会と錯覚するのではないのでしょうか。今更名称を変更することは難しいと思いますので、私が先に提言したように、法曹会の構成員を至急中央大学出身全ての法曹にしたらどうでしょうか。委員会役員の大きな選出母体であり、学会の運営のみならず大学当局への大きな影響を与えられる立場にあるので、名実共に広く意見を結集出来る組織にすべきで、このように改めれば法曹会の発言力はより強まると思います。

その二は、時代の進展に伴い、法曹会の重みが増しつつある今日、この役員の割り当て数―弁護士（単位弁護士会毎）、判事、検事、の各分野からの選出数、おそらく各分野の在職者数に比例して決めていると思いますが―のアンバランスを是正していただきたいことです。現在、会は弁護士選出の役員の方々の多大なご努力、犠牲によって運営されています。ですから、いまさら法曹三者平等の数等と言えた義理でもなく、また、判・検事からの役員を増やしても、果たして、そのなり手がいるか問題です。しかし、法曹三者は、それぞれの立場、考え方ないし思考過程に違いがあり、それだけに、この三者の協議から素晴らしい結果が生まれると思います。少子化に向かっている今日、若者を引きつける魅力ある大学造りをしなければならぬ今こそ、思い切った大学改革が必要です。この為には大学当局に外部から、時には内部から意見を提案する必要がある、これを積極的に出来る、いやしななければならないのは学会の中でも法曹会だと思います。時宜に即した適切な意見を積極的に行なう為には、広く法曹三者間で数においても、対等に協議する必要があるでしょう。このためには、法曹会の構成を変える必要があるのではないのかと思います。これまでの考えが悪いからというのではなく、法曹会が名実共に法曹三者から成立しているとの制度的裏付けが必要ではないでしょうか。

母校の発表に大きく寄与している法曹会の一層の充実、御活躍を祈念しています。

(平成八年二月吉日)

法制審議会の委員になって



法制審議会委員

田中 美登里

一 昨年二月、日弁連の推薦で思いがけず法制審議会（部会に対し総会と普通いわれている。）の委員に任命されました。たまたま選任の時期に第二東京弁護士会常議員会の議長をしていたこと、所属弁護士会の強力な推薦をいただいたこと、そして女性であったこと（？）等の事情が重なった結果であろうと思われま

それまでは、法律関係の仕事にたずさわる者として、民法、商法等の改正に関し、要綱案や中間のまとめなどに対する関係各団体への意見照会の折に法制審議会（主として部会）の名を耳にする程度でしたので、法制審議会についての知識等ほとんどありませんでした。

二 そこで法制審議会の概要、沿革について俄勉強をしました。

法制審議会は、明治二六年に設けられた法典調査会がその源のようです。その後、名称や所属庁に変遷はありませんが、基本的法制の調査、審議を所管事務としてきたことに変わりなく、現在の法制審議会につながっております。昨今多くみられる各種の審議会が、主として行政の運用に専門的知識を導入するとか一般国民の声を反映させるといった目的であるのに比べ、基本的な法制の立案作業に係わるという特色を持っています。

現在の法制審議會は、昭和二四年、当時の法務府設置法によって設置されました。法務大臣の諮問に依じて、民事法、刑事その他法務に関する基本的な事項について調査審議することを目的とする法務省の付属機関（法務省組織令）です。法制審議會令（昭和二四年五月三十一日政令第一三四号）により、法務大臣及び委員三〇人以内で構成されることになっており、委員は関係各庁の職員および学識経験者から法務大臣によって任命されます。会長は法務大臣がなります。委員の任期は二年で非常勤の国家公務員です。法制審議會に関する事項は、法務大臣官房司法法制調査部司法法制課の所管で、とくに審議會の庶務を整理するために幹事がおかれています。幹事の任期も二年で、非常勤です。

法制審議會の活動にとって重要なことは、審議會に部会を設置することができることになって点です。部会に属すべき委員は審議會の承認を経て会長が指名します。また部会における調査審議のため特別の必要があるときは、部会だけの委員を置くこともできます。その任命方法、任期、身分は、審議會の委員と同様です。審議會に諮問された事項の実質的で詳細な調査審議はまず部会によって行われることになるので、大変重要な役割を担っていると云えましょう。部会はその担当する法律を専門とする学者や法曹実務家の委員を中心に構成され、国内外における関係事項の調査研究にあたるので、部会の委員はかなり忙しく活動することになります。民法、商法、民訴法、刑事法、国際司法、倒産法等九つの部会があります。現在、活動している部会では、それぞれの分野の学識経験者や法曹実務家が多数、部会の委員として調査審議にあたっています。部会の委員に定員の定めはないので、諮問事項が概括的な部会では三〇人を越すところもあります。なお審議會は、必要なときには、部会の決議をもって審議會の決議とすることもできます。

諮問は、昭和二四年八月第一号に始まり昨年第四二号が出されましたが、その中には「民法に改正を加える必要があるとすれば、その要綱を示されたい」（第一〇号）といった概括的なものもあれば、「最近における組織的な犯

罪の実状にかんがみ、早急に、この種の犯罪に対処するため刑事の実体法及び手続法を整備する必要があると思われるので、別紙の事項に関して、その整備要綱の骨子を示されたい」(第四二号)というような具体的事項について意見を求める形のものもあります。民法、商法、民訴法、刑法、刑訴法のような基本法には、前者のような諮問がなされていて、これまでに一部答申の形で順次法律の改正がなされてきましたが、なお審議中となっています。昨年の民事訴訟手続に関する民訴法の大改正や身分法に関する民法の一部改正の答申はその例です。

法務大臣の諮問に対しては、まず総会で概括的な審議をして、新たに関係部会を設置して調査審議を行わせるか既存の部会に行わせるかということを決め、部会で答申案を決定して総会に報告し、総会がこれにもとづいて審議決定するのが普通の方法ですが、直接総会で審議決定することもあります。

三 法制審議會は、昭和二十四年八月に第一回會議が開催されてから、今年(平成九年)二月の第一二一回會議に至っています。平成九年二月現在、法務大臣を会長とし、学識経験者一九名、法曹実務家七名、関係官庁職員三名の委員がおります。学識経験者には学者をはじめ評論家、企業人等が含まれており、法曹実務家は東京高裁長官、次長検事、東京高検検事長と日弁連からの弁護士四名、関係官庁職員から出ている委員は最高裁事務総長、内閣法制局長官、法務事務次官となっています。女性の委員は、学識経験者四名と法曹実務家一名に過ぎません。法曹実務家中裁判所や検察庁からの委員や、関係官庁からの委員はその職責で自ずから決まってくるようなので、これからも女性がる機会は少ないと思われます。学識経験者と日弁連からの委員の選任には是非女性の委員を考慮して頂きたいと願っています。なお、法務大臣官房司法法制調査部長他法務大臣官房、最高裁事務総局、内閣法制局、警察庁、法務省の職員と日弁連の事務総長の一五名程が幹事になっています。

會議(總會)は、この一年間に三回ありました。法務大臣の諮問がなされたときや部会での答申がまとまったときなどに適時開催されていますので、それ程頻繁に開催されることはないようです。會議は法務大臣の主宰という

ことになっていますが、殆ど差し支えがあって、あらかじめ代行に指名されている法務事務次官によって行われています。

会議における独立公正な立場からの自由な討議の確保と、審議の過程で提供された公務上の秘密の保持という趣旨で、審議会議事規則により会議（及びその議事録）は非公開ですが、平成七年九月になされた閣議決定「審議会等の透明化、見直し等について」の趣旨を考慮して、総会（及び部会）の議事要旨を作成して公開することになりました。法務省の窓口で一般の閲覧に供し、求めがあれば書面でも配布することになっています。

委員の出席はよく、会議では誰でも自由に発言できる雰囲気です。主として学者の委員の発言が活発ですが、それに限られるわけではありません。諮問のばあいはその趣旨、内容等について質問がかなりありますし、改正要綱案の審議のときは、質問や意見がかわされます。多くのばあい、問題のあるところは既に部会で十分な議論がなされているわけですから、総会が賛否の議論で紛糾することはほとんど考えられません。逆に、ややセレモニー的な感をうけることもあります。

審議する内容は、国の基本的な法制に関するものですから、専門的で難しいものとならざるを得ません。どうしてもお固い審議会といったイメージは拭えないように思います。訴訟法や商法等について法技術的な問題の議論となることもあり、法律を専門としない学識経験者の委員の方にはお気の毒と感ぜられることもあります。勿論、親族法等に関しては健全な社会人としての貴重な発言をいただくことも多く、欠くことのできない存在であることは間違いないところです。

四 一年間委員を経験して、法制審議会について感じたことをいくつか記して結びとします。

基本法制の立案に関する審議会ですから、学識経験の豊富なことが委員の条件ともなれば、止むを得ない点もあるのですが、もう少し若い委員が増えてもよいのではないかということを感じました。

法制審議会が審議するものは、基本法として法律的に精緻に構成された規範でなければならぬと同時に生きた社会に適用されるものですから、法律として完璧なものをめざすだけでなく、日常の生きた規範であることが求められます。法律専門家として社会の生きた事象に日々接する弁護士 viewpoint は審議にとって重要であり、その責務の重さを感じています。

この一年の間に、民法の夫婦別姓等親族相続に関する改正要綱の答申、民事訴訟手続の改正、合併に関する商法の改正、倒産法の整備に関する諮問、組織的な犯罪に対処するための刑事法の整備についての諮問の審議に係りました。いずれも基本的な法制の立案として重要なものであり、また社会の変化発展を反映しているものばかりでした。そのような審議の過程の中で、法律は時代を先取りするようなものであってもよいのか、あるいは慣行の確立や社会の意識の形成されたあとを追って確認的に法律として整備されるべきなのか、さまざまな審議内容に当面して改めて問い直された思いがします。これからも忘れずに考えて行きたいと思っています。

預金保険機構の現状と役割



預金保険機構理事長

松田 昇

はじめに

昨年（平成九年）六月、図らずも預金保険機構の理事長を拝命した。三三年余にわたって身を置いた法曹界（法務・検察）からの突然の転身であった。

当預金保険機構は、昨年六月に預金保険法等いわゆる金融三法が改正等されたほか、一方において不良債権の象徴ともいふべき旧住専の不良債権の管理・回収等を規定するいわゆる住専措置法が制定されたことに伴って、旧来の機能・役割が一変した。「新生・預金保険機構」と称する所以である。

現下の金融等をとりまく国内外の状況には容易ならざるものがあり、二〇〇一年の日本版ビッグバン構想や預金全額保護政策も同年迄を目途として遂行されていること等からすると、破綻金融機関の処理の一翼を担い、かつ旧住専の債権をはじめ破綻信用協同組合等の不良債権の回収等を図る当預金保険機構（以下、「当機構」と略称）の今日的役割は、極めて重大なものがあると受けとめている。その意味で、国民の当機構に寄せる期待もまた大きい。

加えて、当機構は、警察、国税庁、大蔵省の銀行局、主計局等をはじめ各省庁のキャリア等のほか、日本銀行、

都市銀行等の各金融機関、不動産業界等幅広い分野から優秀な職員が参集し、「衆知を集めてプラス」をモットーに、お互い協力し合つて業務の遂行に當つている。事柄の性格上法曹の参加も不可欠であり、幸いなことに最高裁判所、法務省、日弁連等のご理解を得て、当機構に裁判官、検事の出自をみている上、多数の顧問弁護士等の参加・支援も実現している。ちなみに、当機構の幹部として参加している法曹の中には、小貫芳信特別業務部長、本多英明大阪特別業務部長など白門出身者が業務運営の要として、組織をまとめつつ強力な推進役として幅広く活躍しており、内外から高い評価を受けていることも喜ばしい。

そのような状況を踏まえ、本稿では当機構の現状と果すべき役割について、その概要をご披露し、当機構へのご理解とご支援をお願いしたいと思う。

二 新生預金保険機構としての発足

当機構は、ご案内のとおり、金融機関が破綻した場合の預金者保護と信用秩序の維持を目的として、昭和四六年に政府、日銀、金融界の三者の出資（合計四億五千万円）により設立された特殊な認可法人であり、当初は専ら預金者一人当り一〇〇万円迄の保険金を破綻時に支払うことをもつて預金者の保護手段としていた。

その後若干の改正等を経て、同六一年に、保険金支払限度額を一、〇〇〇万円迄に引き上げるとともに、破綻金融機関から営業譲渡等を受ける救済金融機関等に対するペイオフコスト（保険金支払に要すると見込まれる費用）内の資金援助制度が導入された。そして平成四年からこの資金援助制度の適用が始まったが、昨年六月に、預金保険法（以下「法」という）等の改正と住專措置法の制定等により、機構の本来業務である預金保険制度の運用の分野においても、また特例業務として新規に加えられた住宅金融債権管理機構（以下「住管機構」という）及び整理回収銀行に対する債権回収についての指導、支援という分野においても、それぞれ新たな役割や任務が与えられて業務内容が抜本的に拡大・拡充し、これ迄と趣きを異にするいわゆる新生預金保険機構となつて、現在に至つてい

る。

このことは、組織・定員等の面でも顕著な変化となった。従来は日銀副総裁が法により理事長職を兼務され、一理事。一事務局体制で業務が運営されてきたが、昨年六月の法改正に伴い、理事長は専任となり理事も三名に増員されたほか、業務の拡大に対応するため、昨年六月に特別業務部を設け、さらに九月には大阪方面における業務増大に対処する大阪特別業務部を新設するとともに、これ迄の事務局制度を廃止して、総務部、預金保険部、特別業務部、大阪特別業務部の四部制へ改組し、現在に至っている。定員も旧来の二〇名弱から、現在の約一二〇名体制となった。そして現在、更なる業務量の増大とその複雑困難さ、複合する専門的領域の拡大等を勘案し、各方面のご理解を得てより一層の陣容の充実を願っているところである。

三 当機構の公共的性格

当機構の特色の一つに公共的性格を挙げることができる。

その一は、当機構が、預金保険制度の運用において、何よりも預金者の保護、代弁者としての役割を担っていることである。預金保険の対象が五五〇兆円という巨額であることを勘案すると、当機構が国民の大多数である預金者の保護という立場から機能することの重要性は多言を要しないところである。

その一端として、先般の金融三法の一つである「金融機関の更生手続の特例等に関する法律」では、当機構が、破綻した金融機関について更生・破産手続きが行われる場合に、膨大な数の預金者に代わって、更生・破産債権の届け出、更生計画案に関する議決権の行使などを行うこととなっており、文字通り預金者の代弁者としての役割を果たすことも期待されている。

その二は、政府出資の拡大についてである。

従来、当機構の出資金の中の政府出資は約三分の一であったが、今般の住專措置法制定に伴い、政府出資は五十

億円増額され、出資金全体の九十五%を占めるに至った。

その三は、財政資金との関わりである。

今回の法改正に伴い、当機構に住專勘定が設けられた。同勘定では、住專処理に必要な一次ロスに充当する緊急金融安定化基金として政府より六千八百億円を受け入れ、昨年末に同額を住管機構に助成金として交付したが、この住專勘定を通して、今後、回収に伴う国庫納付の手続きや仮に二次ロスが発生した場合の財政資金の投入等が実施されることになる。また、同勘定内には金融安定化拠出基金（九千七十億円）も設けられ、現在同基金の管理・運用にも当たっている。

他方、このたびの法令改正により、当機構に設けられた信用協同組合特別勘定については、必要があれば、同勘定の借入に政府保証を付すことができるよう、特別に措置がなされている。

このような公共的性格に照らすと、当機構役職員に課せられた守秘義務、みなし公務員制度等は首肯し得ると言えよう。

四 預金保険制度の運用

次は、当機構の本来業務である預金保険制度の運用による破綻処理の現状等についてである。

預金保険制度は、預金者の保護を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合等に預金者等に対して保険金等の支払等を行う（我国ではこれ迄実例なし）ほか、破綻金融機関に係る営業譲渡等があった場合に、事案に応じた適切な資金援助等を行うことを内容としており、金融機関の破綻における最終的な預金者保護制度として、信用秩序の維持に資することを目的としている。いわば、預金者保護、金融システム安定のための制度的基盤である。

その上、昨年六月の法改正により、平成一三年三月末までは、いわゆるペイオフ・コストを超える特別資金援助

や預金等債権の特別買取りなどが行える特例措置が定められ、これら預金保険制度の適正・効率的な運用は、昨今の信用不安が醸成され易い環境等を考慮すると、破綻処理の一翼を担うセーフティネットとして当機構に課せられた現下の急務の一つと深く認識している。

さて、金融機関の破綻処理の流れにおける当機構の役割をみると、資金援助の場合においては、救済スキームによって当該破綻金融機関の受け皿となる救済金融機関に対する営業譲渡等について、まず大蔵大臣による当該営業譲渡等自体の適格性の審査が行われ、適格性ありと認定されたところで、当機構へ救済金融機関等から資金援助の申込みが行われることになる。当機構では右申込みを精査し、その資金援助額がペイオフコストを超えるかどうかの判断を行い、その範囲内であることを確認した場合は、当機構として運営委員会を開催し、当該資金援助を行うかどうかについての意思決定を行い、その決定に従って資金援助を実施する運びとなる。

一方、ペイオフコストを超えいわゆる特別資金援助に該当すると判断される場合は、当機構から大蔵大臣にその旨報告し、特別資金援助に係る営業譲渡等を行うことの必要性につき同大臣の認定を得て、運営委員会を開催し、当該特別資金援助をどうかを最終的に審議し、その決定に従った資金援助が実施されることになる。

当機構が現在迄に行った資金援助は合計一六件であり（昨年六月以降六件）、約二兆一、五〇〇億円の金銭贈与や資産買取りが実行された。破綻処理スキームも法制度の改革により、より多様化等の傾向を強めつつある。そのことは、破綻処理における当機構の役割が、一面において従来の一回性の金銭贈与（資金援助）から、最近の整理回収銀行あるいは当機構自ら不良資産の回収に当たるといふ継続性のある複雑なものへと変質しつつ広がりを見せていることを物語っていると見えよう。

ところで、破綻処理等に必要な保険料は、昨年七倍（一般四倍、特別三倍、年度末対象預金の〇、〇八四％）に引き上げられ、八年度の保険料収入は約四、六二〇億円となっている。

私としては、当機構の運営委員会における決定がこれらの資金援助等の是非を最終的に決定し、当該救済スキームに重大な影響を与えかねないことを重く受け止め、自主的立場を保ちつつ、預金者保護と当機構の資産の効率的利用を踏まえ、最良の破綻処理が行われるよう、大蔵省、日銀等に協力し、自らの職責を果たしたいと思う。

五 不良債権の回収

当機構のもう一つの重要な業務は、法等によりいわば特別業務として付与された不良債権回収についての指導・支援等を行う業務である。

これは大別して二つに分けられ、一つは住管機構にかかわる業務であり、他の一つは整理回収銀行にかかわる業務である。いずれもこれら二つの機関の存続機関は法定されており、その意味では時限的業務でもある。

住管機構は、住專措置法等に定める「債権処理会社」として、旧住専七社から譲受けた四兆六、〇〇〇億円余のいわゆる住專債権の回収・処分等を行うことを目的とするいわば国策遂行のための株式会社であり、当機構が唯一の株主となって昨年七月に設立した第一線の住專債権回収機関である。元日弁連会長の中坊公平氏を社長としてお迎えし、約一、〇〇〇名余の職員が熱意をもって困難な債権回収業務に取り組んでいる。

さて、当機構と住管機構とのかかわりは、単に法的にみて親会社と子会社との関係にとどまるものではなく、一つは、その債権回収を中心とする業務の遂行全般について司会塔的立場から指導・助言を行うことであり、もう一つは、住專措置法によって当機構のみに与えられた罰則付きの特別調査権等を行使して、独自にあるいは住管機構と協力して、例えば隠匿財産の発見（昨年来の当機構の特別調査により約一、三〇〇億円の隠し資産を発見・保全）等につとめ、当機構独自の実力的権能の行使等によって住管機構の回収業務を支援することである。

このほか、債権の回収と並んで、当機構は、これにまつわる貸し手、借り手の民事上あるいは刑事上の責任追求、また暴力団関係者等による執行妨害事件等の告発等にも積極的に取り組んでおり、住管機構を指導・支援しつつ一

体となつて住專債権の回収・処理に當つてゐる。他方、債権回収の要諦が担保不動産等の適正な管理、稼動、処分にかかつてゐるとの観点から、当機構は住管機構及び整理回収銀行とで三者不動産協議会を設け、その成果を生ずべく検討を継続しているが、その一環として当機構より競売制度の改善方について政府の担保物件等関係連絡協議会へ提言し、目下関係省庁等に個別的な改善要請を行っているところである。

住專債権の回収処理については、第一次ロスについて既に財政資金が投入されたこと及び第二次ロスにもその用意があること等は前述のとおりだが、住管機構では、債権回収の基本方針について今後十五年以内の回収を旨とし、「その時々々の経済情勢等も充分考慮にいれながら、預金保険機構の指導の下、一体となつて強力かつ効率的な回収及び責任追及を行うことにより、国民の負担を最小限に止めるよう最大限の努力をする」と定め、当機構もその方針を承認している。二次ロスの最小限化という大いなる目標に向け、その指導・支援に万全を期したいと思う。

一方、整理回収銀行は、昨年九月、当機構の出資（一、二〇〇億円）によりその株式の七五%を当機構が占めることとなつた。同銀行は主として信用協同組合の破綻処理による事業の譲受けと整理並びに譲受債権の回収等を目的として東京共同銀行から改組され、当機構と整理回収業務に関する協定を結び、平成八年度内に木津信用組合等の四つの信用組合の不良債権等を譲受け、元国税庁長官等の経歴をお持ちの水野繁社長の下、現在三八〇名の職員がこれらの債権回収や関係者の責任追及等に意欲的に取り組んでいる。

当機構とのかかわり方は、整理回収業務に関する限り、基本的には住管機構の場合と同様である（但し当機構の特別調査権の行使等については罰則の担保はない）。当機構としては、整理回収銀行において円滑に整理回収業務が終了するよう、住管機構同様に、当機構と整理回収銀行との各種協議会等を活用して回収業務等について適切な指導、助言を行うとともに、悪質、困難な事案については、当機構による特別財産調査権の実施等による支援を行い、両者一体となつて強力かつ効率的な回収を図ることとしている。同時に同銀行を指導して、刑事告発をはじめ

借り手、貸し手の責任追求にも意を注いでいるところである。

金融機関の破綻処理の多様化、複雑困難化等の傾向及び信組特別勘定への政府保証の問題等を考慮すると、整理回収銀行が果たすべき役割はいよいよ大なるものがあり、その意味において、その指導・支援を行い、いわば一体となって債権回収等の実をあげるべき当機構の役割もまた重かつ大と言うべきであろう。

活力ある法学教育プラスα



山形地方裁判所所長 高木 新一郎

「二十一世紀の中央大学の法学教育はいかにあるべきか」についての感想を求められましたが、今、裁判所でも「二十一世紀」の裁判所を目指していろいろな改革を志向しております。世紀の変わり目という百年に一回しかないチャンスを活かして刷新を図ろうとするのは大変よいことだと思いますし、またこれを機会に改革をしないと世間から取り残されてしまいます。

まず実務家を講師に迎えて生き生きとした法学教育を行うべきだと思います。大学の法学部の講義は難解で無味乾燥なものでしたが、私は弁護士になりたくて中央大学の法学部に入ったので仕方なく法学を勉強しました。しかし若者にとってこれほど面白くない学問は他にないのではないかと思われました。学生の頃は法学というのとはそんなつまらないものだと思っておりましたが、けしてそうではありません。法学は社会を規律するルールを研究する学問ですし、何が合理的なルールであるべきかを追求するための学問ですから、実社会に密着した活きた学問である筈です。これからは日本も自律的な社会になっていきますから、もっともっと訴訟事件が増えて専門家である法曹に対する需要が増えるだけでなく、法曹人口が少ない日本では法曹以外の人々にも法律実務を取り扱うための法律知識が必

要な時代になってくると思います。とすると法学部に対する需要はますます増えます。しかし増えるのは難解で高邁な法律学に対する需要ではなく、実社会に密着した活きた法律学に対するものです。そういう法律学の勉強のためには、多くの実務家を講師に迎えるのがよいのではないかと思います。専任教授と実務家講師が協力して授業内容に活力を吹き込んだら如何でしょうか。そして学生に人気のない教員にはどんどんと交替して貰ってはどうか。幸いにしてわが中大法曹には人材が豊富です。よく勉強をしても学生に人気のない人はこの際適當ではありません。また人気があっても勉強していない人も適當ではありません。東京大学や京都大学や慶応大学やその他多くの大学が専任や兼任の教員として商社・銀行の実務家や法曹を招いております。これからはもっとその傾向が強くなるのではないのでしょうか。

大学は研究機関として重要な役割を果しておりますが、それと同時に或いはそれ以前に教育機関としての役割が大切です。大学をよくするためには、優秀な学生を多く集めなくてはなりません。そのためには人気のある授業ができるようにして、沢山の入学志望者を得なければなりません。中央大学出身者だけでなく、内外から実務家も含めて高名な人を教員として招聘して、授業に活力を吹き込み、そういう生き生きとした法学教育をしていることを特色にして大々的に宣伝すべきです。中央大学もある程度はやっていることは承知しておりますが、宣伝不足ではないでしょうか。

弁護士当時から昨年山形に転任になるまで、私は法政大学法学部で破産法の非常勤講師をしておりました。裁判官になってからも勤務時間外（土曜日）にやることを条件に続けさせて貰いました。一週間に一回だけでしたが、学生を相手に話をすることは楽しいことでした。報酬は月に四万円足らずで、とても間尺に合いませんでしたが、私自身の勉強にもなるので続けました。法政大学とは何の縁もありませんでしたが、全く面識のなかった先生から突然ご連絡をいただき求められてお引受けしました。倒産法についての私の論文を読んで下さった先生からご連絡いただいた

のでした。山形に転任になりましたから間もなく山形大学から破産法の講座を担当して欲しいとの申出がありました。いろいろな関係からお引受けできずに鄭重にお断りしましたが、「法律学を学ぶ学生諸君のために」という題で講演をさせていただいた他、大学とはいろいろな交流を続けております。大学で法学教育のお手伝いをしてよいと考えている実務家は多い筈です。その全員が適任ではないにしても、かなりの数の適任者がいるのではないのでしょうか。そういう適任者を多く採用してはどうでしょうか。

司法試験合格者を大幅に増やすためには、こうして優秀な学生を集めることがまず大切ですが、その他にも別途そのための方策を講ずる必要があります。沢山ある受験のための研究室を二つ位の研究所に統合すべきです。その研究所は合格後数年以内の弁護士等を中心にして運営し、在学生と卒業生を対象にして、司法試験等の受験対策の研究と訓練を専門にすべきでしょう。中央大学の外郭団体として、大学や中大法曹会等の援助と協力の下に運営するのが相当だと思います。受験のための研究室は先輩のマン・ツー・マンの指導を基礎として、それを前提としたものでしたが、そのような方法はいろいろな点から難しいのではないのでしょうか。旧態依然とした研究室にいつまでも固執するのはよいことではありません。司法試験受験対策研究所を作り、その合格のために思い切った合理的な効果のある訓練を実施すべきです。医学部が全員が医師国家試験合格することを目指した教育をしており、アメリカのロー・スクールが卒業生全員がバー・イグザムに合格することを目標に指導しているのを見て、大学法学部が法曹資格取得を希望する学生にそのための効果的な学習を指導するのは当然のことです。

法科の中大に求められているものは、活力のある法学教育と司法試験合格のための効果的な対策ではないでしょうか。中央大学に人材を集めて、再び浮上させるためには、こうした思い切った改革それも目に見えた改革が必要だと思いますが、如何でしょうか。

人権擁護行政



法務省人権擁護局長

大藤 敏

法務省に人権擁護局が設置されており、人権擁護行政を所管していることを知っている人は、案外多くないようである。まして、その人権擁護行政がどのように運営されているかについて知っている人は、なお少ない。

人権擁護局は、昭和三二年、司法省を改組して法務庁が設置された際に、国民の基本的人権を擁護することを目的として、アメリカ司法省のシビルライツ・セクションをモデルにして創設されたのを嚆矢とする。その後法務府を経て法務省に改組され今日に至っている。所掌事務は、あらゆる人権の擁護に関する事項全般に及んでおり、申告や情報に基づく人権侵犯事件の調査処理等に関する事項、民間における人権擁護運動の助長に関する事項、人権擁護委員に関する事項、人身保護・貧困者の訴訟援助その他人権擁護に関する事項である。要するに、あらゆる人権一般について人権擁護のための行政施策を推進することをその責務としている。

主要なものは、人権思想の普及高揚を図るための各種の多様な啓発活動、人権相談、人権侵犯事件の調査処理、法律扶助事業（財団法人法律扶助協会への補助金の交付等）等である。組織機構は、法務省の民事三局（民事局・訟務局・人権擁護局）の下部組織として全国五〇都道府県に法務局・地方法務局（支局・出張所）が設置されており、法

務局に人権擁護部、地方法務局に人権擁護課が設置されている。そのほか民間有識者のボランティア組織として全国人権擁護委員連合会があり、法務大臣から委嘱された弁護士等からなる約一万四〇〇〇人の人権擁護委員が、啓発や人権相談、さらには紛争の調整等多様な活動を展開している。

ところで、人権擁護行政は、「啓発に始まり啓発に終わる」と言われているように、すべての活動において強制権限の発動を一切伴わない任意の行政行為を本質としている。これは、行政から強制の要素を完全に払拭して、忍耐強く啓蒙すること、それこそが、真に国民相互間に人権思想（言い換えれば思い遣りの心）を醸成する施策として最も望ましい、という考えによるものと思われる。もっとも、人権侵犯の事象の中には、極めて悪質で、しかも啓発の困難な確信的なものが存在することは事実であり、また、侵害排除や現状回復措置等の必要性が現に存する場合に、法律に基づく強制的な手段を採ることができないのでは、被害者救済の観点からはいかにも不十分ではないか、との厳しい指摘があり、こうした事象は極めて少ないとはいえず、制度の在り方に関してはそれなりに理由があるところである。人権擁護機関は、こうした事象に対しても、繰り返し説得を試み、人権啓発によって被害者の救済が図られるように努めてはいるが、必ずしも十分とは言えない。また、現行制度では、人権侵犯事件の最終的な処分としては「説示」「勧告」等の非強制的な措置しか採り得ないことになっており、その評価については種々の議論があるとしても、これが現在の限界なのである。

人権擁護機関としては、今直面している時代の要請や国民のニーズを的確に把握して、弾力的で積極的な施策を推進することが最大の使命であると考えている。「啓発」（この言葉は孔子の「論語」の典故がある）一つを取っても、予め決まった方式は存在しないのであって、対象者、地域、時期、主題等を考慮しながら、最大の効果を発揮する施策を創出することが大変重要になっている。

特に近年、周知のように冷戦構造の崩壊を契機として国連の人権活動が活発化している。我が国も人種差別撤廃条

約等の諸条約の批准や「人権教育のための国連一〇年」(昨年一月から向こう一〇年間にわたって国連によって推進されるもので、教育、研修、宣伝、情報提供を通じて人権という普遍的文化を構築することを目的とする取組であり、我が国も、総理大臣を本部長とする推進本部を設置し、現在人権教育のための国内行動計画を策定している。)の推進に明らかに見られるように、今日人権擁護行政は、国際的な人権保障の潮流を視野に入れて、国連等の国際機関とも緊密に連携しつつ展開しなければならない状況に置かれている。

また、我が国は、外国人の急増によって国際国家へと確実に変貌を遂げつつあり、これに国民の生活水準が質的に向上し、個人の権利意識が深く浸透してきたことや、さらには男女共同参画型社会の実現が現実のものになってきたこと等が相俟って、従来にも増して質の高い人権擁護行政の展開が期待されるようになってきている。

他方において、深刻な子どもへの「いじめ」、社会的な弱者への虐待や執拗な差別等に見られるように、子ども、女性、外国人、高齢者、アイヌ、同和、障害者等に関わる様々な態様の人権問題が依然として発生している。このような状況を受けて、国、地方公共団体等の関係機関や民間団体等によって多様な施策や活動が進められているにもかかわらず、近い将来これらの深刻な人権問題が相当程度解消されるという見通しは残念ながら言わざるを得ない。人権擁護機関としては、このような事態に正しく対応するには、膝元の人権擁護施策に携わる職員や人権擁護委員の適格者を十分に確保し、一層の専門化を推進すること(子どもの問題を専門的に扱うために制度化した「子どもの人権専門委員制度」や、紛争当事者の利害の調整を行って解決を支援することを目指して制度化した「人権調整専門委員制度」はその一環である)、現在大臣訓令で行っている人権侵犯事件の調査処理を、人権侵犯処理手続法として法整備をするともに、迅速で有効適切な事件処理を図ること等、多くの課題を検討し実施に移していく必要がある。加えて、人権機構及び組織体制についても、「人権の世紀」と言われる二一世紀を直前に控えて、中長期的に展望した場合、現在のような組織で果たして今後十分な人権擁護行政を展開することができるのかという基本的な問題があ

り、制度そのものに遡った抜本的な見直しが必要の課題になってきている。

このような客観状況を考えると、人権問題に精通した学識経験者による審議会のようなものを新たに設置して、多角的な見地から徹底的に審議する必要があるように思われる。法務省では、このような問題意識から、所要の準備に着手したところであり、これと並行して外国法制度の調査や現行の人権擁護行政に関わる問題点の検討を行っているところである。できる限り早く作業を進行させ、中長期的な観点に立脚した人権擁護行政の在り方を明らかにしたいと考えている。

(以上)

「司法演習」から大学を学ぶ



中央大学司法演習講師

吉川 壽純

一 「司法演習」の特色

法学部は、平成五年、法律学科・政治学科のほかに、新しく国際企業関係学科を開設するとともに、その法律学科のカリキュラムに新風を吹き込ませました。新風の中核が憲法・民法・刑法をゼミナール形式で行う「司法演習」の開設であったのです。

その「司法演習」は、小人数クラスでのゼミナールにメインがあるのではなく、法律実務家が法学部教育に関与することになった点に著しい特色があります。

これまでの法学部は、大学内で養成され、他大学との人事交流もなく、特定の学界内で研究に専念し、ともすると理論に偏重しかねない教授・助教授らの一元的ピラミッド組織のもとで学生教育が当然のものとして行われてきました。「司法演習」は、大学外の一般社会のもとで法律実務を体得、育成されてきている現職の弁護士・検察官によって行われるところにインパクトがあるのです。

これは、大学教育が大学教授で行われるべきだとする明治以来の伝統神話に変革を呼ぶものとして評価されるべ

きものと思います。それに、法律実務家（法曹会）が外野席から大学法学部の在り方を批判のみする弊害から脱皮し、プレイヤーとして法学部教育の一隅に参画し、自らも批判の対象に身を置き、その一隅に光を灯す点に意義があります。母校の発展に正しく寄与できる契機になったと思います。

二 受講する学生と特長と対応

1 大群の一般学生への対応

当然のことながら、法学部法律学科は、その名称自体から明白に、法律学の専門教育を看板にしています。文科系の学部の中で、いちばん専門色が濃い学部ではないかと思われてきました。将来の職業志望と連動させて専門科目を選択してくる専門学生が想定されているわけです。

ところが、「司法演習」を通して、法学部学生の全体をみると、大学の大衆化と青年の幼児化現象にあざやかに比例し、一八、一九才時ではどの専門科目を学んだらよいか決定できない無色の一般学生群が大勢を占めてきたのです。

この現象に一層の拍車をかけているのが現在も繁殖を続けている中学・高校の偏差値教育です。大学・学部の志望動機を学生たちに聞くと、自らの適性や職業志望を考えての選択ではなく、その大学・学部につけられた偏差値のスコアからの選択であるという悲しい現実が見えてくるのです。

多くの学生の頭の中には中央大学法学部法律学科という名称は、大学カラーや教育内容などは捨象され、単に偏差値というスコアに単純化されたスコア記号で意識されているに過ぎないのです。スコア記号の意識のもとでは、学部への帰属感は乏しく、ましてや専門科目を学ぶ意欲も減退しているとみられます。その一般学生の大群が専門学生を押しやって、法学部にも噴出してきたのです。今や法学部教育のスタートは、その一般学生の大群をどのようにして専門科目に関心と熱意を持たせるかにあると「司法演習」は教えてくれます。

2 「司法演習」の学生たち

そうはいっても「司法演習」となると、法律実務家によるゼミナールと宣伝されているので、将来にも役立つかも知れないという意識のもとで、数少ない専門学生がどっと押し寄せ受講してくれています。おおまかにいえば、その専門学生が四割位にもなろうかと思えます。あとの六割は、漠然とした好奇心からのぞき見気分である一般学生群です。

ところが「司法演習」から見ると、専門学生よりも一般学生の中にできる学生が多いのです。そのできる学生の多くは、自らの偏差値スコアにずしりと重みをもち続け、司法試験には合格できないとはじめから思い込んでいるのです。しかし、その学生は、あまり予習はしていないものの、思いつきの答えの中にピカッとしたセンスのよさがのぞかれるのです。

一方、専門学生は、その多くが研究室、受験塾、法職講座組のいずれかに所属し、司法試験に対する熱意には驚くものがあります。しかし、中には真面目だけが突出しセンスの悪さが目についてしまう学生もいて、このまま司法試験の受験を進めさせてよいのか悩んでしまう学生もいるのです。

その一般学生・専門学生に総じていえることは、その多くが大教室で行われている大学教授の専門講座を途中から欠席し、ときには後期に入っても教授の名前すら答えることができない学生もいるのです。にぎやかなカリキュラムが展示されてはいるものの、学生たちが欠席する授業の空洞化が一部にはつきり出てきている実情を小聲ではのめかざるを得ないのです。中学・高校と全く同じ形の教壇から、必須科目という名で受講を強制され、一方的に学問という名の言葉が眠たい話術で伝達されてくる。これが大学の授業であるならば、学生たちが拒否反応を示すのも理解できなくありません。大学時代は、前途有為な学生たちにとって実に大事な人生の一時期です。この時期を大学キャンパスで無為にすごさせては国家的な損失というほかありません。大学の授業は、何

3 「司法演習」の進む道

「司法演習」は、その変革のインパクトになるために誕生しました。ですから、担当講師は、理論に弱いとのコンプレックスから逆に判例・学説の対立だけに中心を置くような在来型の授業の後追いをする愚をしてはなりません。自らの体験と知識を学生たちに身体ごとぶつけていく心意地を持ち、自説に説得力と迫力をつけるように教え込んでいくことに重心を置いていくことが必要なのです。法律実務そのものの香りは、若者の情熱をくすぐるエキスを持っているはずで、学生との交流をできるだけ深め、個別に進路相談にも応じていかなければなりません。一般学生群に実務法曹の魅力を感じさせ、専門学生へと導く契機になることが、この「司法演習」の大きな第一歩の役割であると思うのです。

更に、進んで、この「司法演習」は、将来的には憲法ⅠⅡⅢ・民法ⅠⅡⅢ・刑法ⅠⅡⅢという既成の講座とは別ジャンルに独立させ、企業法務や実務法曹の見地から各科目のⅠⅡⅢを取り外し、訴訟法と関連させ、かつ企業内部の稟議書の作成・契約書の作成をも織り込み、底は浅く概論的ではあるものの、例えば企業実務法、裁判実務法というような新しいジャンルのゼミナールへと発展させていくことも考えてもよいのではないか。生涯教育が叫ばれ、社会人も大学へ入ってくる動きがこれを触発してくると思います。ともあれ、「司法演習」は、今のような大学講義に基本を置いた、あるいはその講義の事例研究という次元にばかりとどまっていたは、いずれ一般学生からも魅力を失ってくる時期も遠くはないと考えます。「司法演習」から、流動する学生群を見つめると、将来の「司法演習」の在り方も強く考えさせられるのです。

座談会

司 法 試 験

中大法学部の現状と我々の果たすべき役割

出席者 (敬称省略・順不同)

法 学 部 教 授 長	内 了
法 学 部 教 授 長	角 田 邦 重
法 学 部 教 授 長	三 和 一 博
法 職 事 務 室 長	大 場 秀 男
学 校 法 人 中 央 大 学 理 事	安 原 正 之 雄
学 校 法 人 中 央 大 学 理 事	高 橋 守 雄
学 校 法 人 中 央 大 学 監 事	松 崎 勝 一
法 職 教 育 検 討 委 員 会 委 員 長	新 井 嘉 昭
中 大 法 職 講 座 運 営 委 員 会 委 員	中 村 茂 八 郎
中 大 法 曹 論 講 師	才 口 千 晴 夫
中 大 司 法 演 習 講 師	中 津 靖 夫
中 大 司 法 演 習 講 師	吉 川 壽 純
学 研 連 事 務 局 長	木 村 美 隆 信
幹 事 長	柳 澤 義 信
副 幹 事 長	及 川 昭 二 昭
事 務 局 長	森 田 昌 昭
担 当 事 務 次 長	堀 川 文 孝
担 当 事 務 次 長	伊 井 和 彦
会 報 編 集 委 員 会 委 員 長	岸 巖 夫
会 報 編 集 委 員 会 委 員	吉 田 和 夫
会 報 編 集 委 員 会 委 員	千 葉 宗 武

◆日時 平成8年8月10日(土)午後1時10分開会
 ◆会場 私学会館(アルカディア市ヶ谷)6階

一、中大法学部における不振の現実とその原因

1、司法試験合格者数「万年三位」の現実とその原因

2、平成三年以降の総合合格者数増加の影響

3、合格者数の伸び悩みの原因

① 偏差値教育と中大法学部入学者の資質

② 現在の中大法学部学生の意識と気質

③ 司法試験挑戦への意欲の減退と躊躇

④ 就職状況と司法試験浪人の間尺

⑤ 司法試験予備校の影響

⑥ 都心の大学との比較

二、中大法学部における法曹養成教育の現状と問題点

1、法職講座・答練の現状と問題点

① 予備校との比較

② カリキュラム上の問題

③ 学生の受講状況（学生の期待に充分応えているか）

④ 駿河台研究室の現状

⑤ 法職講座・答練による成果と現実

2、法曹論講座及び司法演習の現状と問題点

① 法曹論講座の果たしている役割（法曹志望の啓蒙）

② 司法演習の人氣と講座選択の現状（カリキュラム上の問題）

③ 検察官講師・弁護士講師派遣の意義とその問題点

④ 派遣講師から見た学生の現実と司法演習の問題点

⑤ 司法演習の成果と効果発生時期

⑥ 今後さらにどのように制度を発展させていくべきか

3、中大法学部としての司法試験への対応

① 司法試験制度の改革（合格者増、少数回受験者優遇枠制度）に伴い、学生にどのような指導を行なっていくか

② 優秀な人材獲得のためにどのような方策があるか

③ 大学として受験環境をどのように整備できるか（駿河台研究室、学研連との協力体制等）

④ 一般法学教育と法曹養成教育をどのように両立させていくか

三、これからの法曹養成教育と中大法曹会の役割

1、合格者大量増加と受験教育偏重の影響

2、法曹資質養成教育の必要性と受験教育との両立

3、現役法曹が大学法学教育に参加・協力することの意義

4、現在の司法演習以外にどのような参加・協力が考えられるか

5、現役法曹の中から常時人材を大学に派遣・推薦できるシステム

一、はじめに



伊井 それでは、ただいまから中大法曹会の座談会を始めさせていただきます。

まず最初に、会報編集委員会委員長の岸先生からごあいさついただきたいと思います。



会報編集委員会委員長挨拶

岸 ただいまご紹介をいただきまして中央大法曹会の会報編集委員会の委員長を仰せつ

かっている岸 巖と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

本日は「司法試験—中大法学部の現状と我々の果たすべき役割」というテーマで座談会を企画いたしましたところ、ご多用中にもかかわらず、大学側からは長内法学部長、角田前法学部長、三和法職講座運

宮委員会委員長、それから法職事務室長の
大場秀男先生の四先生にご出席いただきま
した。

それから中大法曹会出身の大学の理事安
原先生と高橋先生、それから監事の松崎先
生の三名の先生にも特別に出席していただ
きました。

また中大法曹会と学研連の関係では、新
井法職教育検討委員会委員長、中村法職講
座運営委員会委員、「法曹論」「民事訴訟法
特講」講師の才口先生、「司法演習」講師
の中津先生と吉川先生、それから木村学研
連事務局長、執行部からは柳澤幹事長を初
めとする執行部の諸先生、たくさんの先生
方が、お暑い中、特に土曜日の時間を割い
てご出席をいただきました、主催者といた
しまして厚くお礼申し上げます。

さて、わが中央大学ですけれども、二一
世紀には日本一の大学にするというような
合言葉のもとに、大学関係者が現在一九と
なって努力をなさっているわけでごしま
す。今年の箱根駅伝は三二年ぶりに優勝を
果たすことができました、我々もその喜び
をともにすることができたわけでありませ

ところが、わが中大法曹会として、最も
関心を持っておりますところの司法試験の
合格者は、年々合格者の枠が増大している
にもかかわらず、わが中央大学は、昭和四
五年まではずっと一位の地位を維持してき
たにもかかわらず、最近では3位に定着した
というような感を呈しております。今年は
三位も危ないんじゃないかということが危
惧されていることは、皆様方もご承知のと
おりだろうと思えます。

それに引き換え、慶応義塾大学とか早稲
田大学の最近の躍進は目ざましいものがあ
るわけです。中央大学がそういうふうになっ
て、早稲田大学とか慶応大学が伸びたとい
うのには、何らかの原因があるだろうと思
いますので、その辺も本日、話し合ってい
ただきたいと思えます。

そういうような中で、中大法曹会として
は、中央大学の中核である法学部の法曹教
育の現状とその問題を分析して、司法試
験の不振の原因を究明し、今後将来にわたっ
て法学部の法曹教育に関して、どのような
改善策があるのかどうか、それに対して、
中大法曹会としては、どのような協力また

は役割を果たすことができるのかというこ
とに関しまして、本日ご出席の先生方にご
意見をお聞きしたいと思っております。ご
ざいます。

司法試験の合格者を増やさなければ、ど
うしても法学部の内容が高まらないわけ
です。ましてや、法学部が中大をリードし
ていかなければ、とても二一世紀に日本一
の大学になるということは無理だろう
と思えます。

本日レジュメに記載されている内容は、
非常に重要な問題を含んでおり、かつ多岐
にわたっております。本日、ご出席の大学
側の先生方と法曹会側の先生方に問題点に
ついてご意見をちょうだいし、それに対す
るどういような改善策があるのかという
ことをご提示いただきました、両者が一層
協力し合って、法学部発展のために少し
も役立つならば、というような期待を込
めて本日の座談会を開催したわけござい
ます。

簡単ではございますが、一言ご挨拶を申
し上げました。(拍手)
伊井 それでは、幹事長の柳澤先生、お願

いたします。

中大法曹会幹事長挨拶



柳澤 中大法曹会
の幹事長を仰せつ
かっております柳
澤義信でございます。

先ほど会報編集委員長のご挨拶の中にも
ございましたように『中大法曹』の第一六
号を発刊するに当たりまして「中央大学の
法曹教育の現状と我々の果たす役割」とい
うことで座談会を開催いたしましたわけでござ
います。大学側、また特に現職の大学の
理事・監事の先生方、関係の先生方が多数
ご出席いただきました。どうもありがとうございます。

先ほどのご挨拶と少し重複いたしますが、
本年度中央大学司法試験受験者数、短答式
試験の合格者数が減ったということで、他
の大学との比較におきまして、最終合格者
数が第三位の地位を失って、第四位以下に
なるのではないかという心配をさせている
わけでございます。

中央大学では、昨年の秋に、総合企画委
員会が理事長に対しまして、第一次答申を
されましたが、中大法曹会の大学問題委員
会では、この答申について、法職教育の充
実という観点から、後楽園校地の多角的利
用方法、夜間部問題、法学部の臨時定員の
恒常化と、これに関連する校地問題につい
て具体的に検討いたしました。大学に対し、
意見具申をする予定にいたしております。

また、最近の「学員時報」に登載されま
した、本日ご出席の法学部長・長内 了先
生のご論稿によりますと、法学部教授会は、
本年六月に国家試験に関する総合的対策を
学部として検討するという学部長提案を大
筋において了承され、受験者の母数の確保、
これは臨時定員の恒常定員化というふう
に申されております。司法試験に対するチャ
レンジ精神の育成、受験指導体制の強化と
受験生への支援体制などの課題について取
り組んでいかれるということでございます。
これによりまして、これまでばらばらに対
応してきた国家試験問題を総合的に考える
体制をつくるために、法学部が動き始めた
というふうに報道されているわけござい

ます。誠に力強い限りでございます。

本日座談会は、このような状況の中で、
特に司法試験における中央大学不振の原因
の分析、法学部における法曹養成教育の現
状と問題点、中大法曹会の果たすべき役割
などを中心といたしまして、司法試験受験
の指導に関係の深い先生方のご意見を交換
していただくことになっておりますようござ
います。

どうか先生方には、先ほど委員長が申し
上げましたように、これまでの豊富な知識
とご経験を活用していただき、活発なご意
見を賜りまして、本日の座談会を末りの多
いものにしていただきたいと念願している
わけでございます。

どうかよろしくお願いいたします。(拍
手)

伊井 本日は、中央大学法学部から、長内
法学部長を初め角田先生、三和先生、大場
先生にいらっしゃっていただいております
ので、まず、長内法学部長から一言ご挨拶
をお願いします。

法学部長挨拶及び大学側出席者紹介



長内 ご紹介いただき
ました法学部長の長内でございます。

本日 このよう

な座談会の機会を設けていただき、私どもの考え方をお伝えできる機会をおつくりいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

さて、中大法曹の諸先輩には、司法試験をめぐる法学部のさまざまな取組に対して積極的なご協力をいただいております。とりわけ角田前法学部長のもとで法曹という世界に学生の目を開かせる目的で「法曹論」「司法演習」という授業科目が開設されて、毎年四〇名近い中大法曹会の先生方にご協力をいただいております。

中央大学にとって大きな課題であります司法試験が、このところ非常に厳しい状況にあるということを私どもも重々認識しております。しかし、外の先生方から見ると、大学は何もしておらぬのじゃないかというようなご批判をいただかなければ

ならない面も多々あるかと存じます。私どもは、私どもなりに、将来の中央大学の学生の教育について、全力を注いできたつもりですが、とりわけ、この司法試験という課題については、大学と法曹の諸先輩とが、いろいろな形で力を合わせていかなければならない課題が非常に多うございます。その意味で、私たちは、このような機会を通してお互いの信ずるところを率直に述べ合い、後輩の育成に向けてのよりよいシステムをつくっていかねばならないと存じております。

ただ自身は外国法を専門としている人間で、司法試験あるいはその他の国家試験について得意とする人間ではございません。幸いなことに、前任の角田先生、そして法職委員長の三和先生が、私の至らざるところを引き受けてくださっております。学部長といたしましては、こういった機会を通じて、さまざまなご意見をいただきながらそれを取捨選択し具体的な政策として組み立て、学部教授会全体の理解とバックアップを得ながら実現していくに必要な環境整備に努めるのが、今期学部長の務めである

と存じております。いろいろ至らざるところも多いかと存じますが、よろしくお願ひ申し上げます。

伊井 では、長内先生、申しわけありませんが、学校側の先生についてご紹介をいただけますでしょうか。

長内 まず、私のすぐ右隣が角田邦重教授です。前任の法学部長で、この間の大学改革を中心になって、本当に大変な力仕事をやってくださいました。専門は労働法です。なお、角田先生は、司法修習を経験しておられます。

次が法職講座運営委員長の三和一博先生です。専門は民法ですが、法職講座の運営委員長として、本当に全力で取り組んでいただいております。実は、先生は来年度一年間、在宅研究制度を利用し学者としての仕事をまとめたという意向でしたけれども、私がつたつてお願ひを申し上げ、法職講座運営委員長として統投を願った次第です。

それから、そのお隣りは、法職事務室長の大場秀男さんです。大場さんは、法職の学生たちにとって「おやじさん」のような

存在で、学生たちのさまざまな指導を担当していただいております。今日お配りした資料の相当部分は大場さんの手で作成されたものです。以上簡単ですが、ご紹介申し上げます。

中大法曹会側出席者紹介



新井 それでは中大法曹側のご参加の先生方を席の順にご紹介を申し上げます。

今、大場先生までご紹介がありました。続きまして、安原先生、中央大学の理事でございます。私ども中大法曹会の前幹事長を務めていただきました。それから、その隣が、同じく中央大学理事・高橋先生です。続きまして、中央大学監事・松崎先生です。その次が、法職講座運営委員で、法職教育検討委員会の元委員長、現在も委員を担当いただいております中村茂八郎先生。続きまして、学研連の事務局長の木村先生。それから会報編集委員会の委員を務めていただいております千葉先生です。

それから、中大法曹の執行部の事務局長・森田先生、担当の事務次長・堀川先生、執行部の副幹事長・及川先生、編集委員会の吉田先生。続きまして、才口先生ですが、才口先生には司法特設講座の「法曹論」の講師もしていただいております。法職教育検討委員会の委員もお務めいただいております。それから司法特設講座の「刑法」の講座を担当いただいております吉川先生と「憲法」を担当いただいております中津先生です。

私は司会者の一人を担当いたします法職教育検討委員会委員長の新井です。もう一人の司会者は、この担当事務次長の伊井先生です。

それから執行部の幹事長・柳澤先生です。それから先ほどご挨拶をいただきました会報編集委員長の岸先生です。以上です。

二、中大法学部の司法試験における不審の現実とその原因

伊井 それでは、時間も大分たちましたので、早速中身に入らせていただきます。

本日、お手元に座談会のレジュメがいていると思いますけれども、これに従って順番に進めさせていただきます。

まず一番目のテーマとして「中大法学部の司法試験における不振の現実とその原因」というテーマについて、後々、現在行われている教育、これからどうするべきかという議論をさせていただきますが、その前提として、ここ数年の中大法学部の現状を知っておく必要があるということ、このテーマを設けさせていただきました。

そこに一として「万年三位」の現実とその原因」、二として「平成三年以降の総合格者数増加の影響」とありますが、本日、お配りした資料を見ていただければわかりますとおり、かつて、中央大学法学部は、司法試験は昭和二六年から昭和四五年まで、ずっと一位だったわけですが、その後、二位になったり、一位になったりという状態になり、平成になってからずっと三位、しかも平成三年以降は、合格者の数が六〇〇名、七〇〇名というふうに徐々に増やされておりますが、残念ながら、中央大学の合格者数には、それがなかなか反映されてこ

ないという現実がございます。この不振の現実の原因がどこにあるかということについて、実はこの座談会の打ち合わせをする段階で、今の学生の現状というか、そういうものを見つめなくちゃいけないというお話が出てまいりました。

ここに①から⑥まで伸び悩みの原因として挙げておりますが、どれに限定するということじゃなくて、これらのことについていろいろお気づきの点や、日ごろお感じになつている点をお話しいただければと思います。

最初に、直接今「司法演習」等で学生と直接触れ合っておられまして、今の学生気質とか学生の考えていることを一番よくご存じの才口先生に口火を切っていただけるとありがたいと思います。

受験に消極的な学生たち



才口 私は、昨年まで「司法演習」の講師を仰せつかっており、今年からは「法曹論」「民

事訴訟法特講」と司法試験の「破産法」の調査委員を仰せつかっております。

司会者のご指摘の、今の学生の気質はどうなのかという点ですが、昨年まで二年間「司法演習」の講師を務め、また今年「法曹論」を担当し、かつ「民事訴訟法特講」を担当した印象から申し上げますと、高校を卒業して大学に入りました学生、特に一年生は、偏差値教育に毒されたといひまじょうか、非常に影響を受けた学生が多いように感じております。特に「司法演習」の学生の中でも、司法試験を受験するということについての意欲を持っている者が多いんだろうと思えますけれども、あまりそれをあからさまに出さない。かつての我々のころは、最初から司法試験をやるうかと思き出しになっている連中が多かったと思うのですが、今の学生はなかなかそういうことを積極的に言わない。

なぜかこういうことを聞いてみますと、「自分には自信がない。」「自分は東大あるいは早稲田、慶応を落っこちて中央大学に入ってきた。」そういうことで、難関と言える司法試験を突破する自信がないという

ことが、半分ぐらい意識の中にあるということを感じております。講師である我々が、彼らを手取り足取りひもといてあげますと「司法演習」の授業の終わる最後のころには「やってみよう」という意識に変わるんですが、どうも自信のなさが先にあらわれて消極的になりすぎているんじゃないかという感じがいたします。

特に今年感じましたのは、「法曹論」で、学生八〇〇人の内約六〇〇人受講していましたが、非常に熱心に「法曹論」を担当した講師の話を聞いてくれました。「法曹論」は、私が弁護士、佐藤判事が裁判官、山本検事が検察官、それから小島武司教授が大学の先生という立場で、四人で担当し、三時限ずつ担当した後、最後にパネルディスカッションをやったのですが、その中で感じたことは、やっぱり自信のなさみたいなものがあらわれており、それがなぜか、我々には非常にはがゆいという気持ちに感じられました。もっと中央大学の法学部に合格してきた学生であるならば、そして本当に司法試験という国家試験に挑戦する意欲があるならば、もっと自信を持った形で

のあらわれ方とあらわし方をしてもよろしいのじゃないかというふうに感ずるんですが、彼らを導いてそこに到達させるまでには、かなりの時間がかかるような気がしません。

「司法演習」あるいは「法曹論」等を担当しております中大法曹会から派遣された講師が、どうやって学生の意欲をひもとして、言ってみれば啓蒙して、何とか受験できるような体制に持っていったらげられるかということが、今日の一番の課題ではないかという感じがします。

「司法演習」の講座が開設されて四年目になりますか、いずれ開花する時があるだろうと思いますが、その一つの方法として、一年生が入学してきたときに、法曹論でどのように意欲を啓蒙してやるかということが一つ、その後は「司法演習」で仕上げるという形でのカリキュラムの組み方、方法を、真剣に考えてやれば、多くの成果が期待できるという感じがいたします。

伊井 ありがとうございます。
今の才口先生のお話では、最初から司法試験にチャレンジするという自信、意欲を

持っていない法学部の学生が、最近増えているのではないかとすることですけれども、これは大学側の先生にお聞きしたいのですが、実際、そういう状況を大学側としてもお感じになっているのかどうか。角田先生、もしご感想等あれば、お話しいただきたいと思えます。



角田 「法曹論」あるいは「司法演習」を受講した学生に対して毎年アンケートを取っております。それを見ますと、一年生のときに「将来法曹の職を希望している」という学生が七割〜八割おります。

ところが、「司法演習」を受けてみて、一年の終わり、あるいは二年の終わりになりますと、大体「司法演習」を受けている学生の中でも、五割ぐらいになってきています。それが実際に勉強に入ってみて、あるいは入口まで行ってみて、これはなかなかかたやすいものではないということを考えて。同時に、就職のことを考える。三年終わって四年になったら、会社回りをしなく

ちゃならないということを考える。現実的に認識を始めるということがそれなのかというふうに感じております。

もう一つ、才口先生がおっしゃいました若者気質というのでしょうか、今の一八歳人口の若者の世代と私や才口先生たちの世代の違いです。正面からぎらぎらしたものを出して、おれはこれをやるんだと言うと、みんなに大体嫌われますね。ですから、外に出したがりません。必要以上に、あるいは実力もないのに、自信だけ先走っているというふうに見られることを、仲間同士では、あまりいいことのように思われません。グサイというふうに見られます。そういう点で言いますと、本当にやれそうだなというふうになったとき、初めて「受けてみようと思うんだ」と言う気質だと思います。最後に、学生が東大、早稲田、慶応、こういうところを受けて、そして落っこちたから、中大に来たんだという意識は、率直に言っているとあります。おそらく入試の資料がありますので、ごらんになればわかりになると思いますが、そういう偏差値教育の問題だと思えますが、これを一回、

振り切ってやるためには、時間がかかる。そういうための場所として「法曹論」なり「司法演習」は非常に大きな役割を果していると思います。

ほかの場で、中大のちょうど我々の世代の方たちに、弁護士会がお会いする機会があったときに、「今の弁護士会や検察庁を現実的に動かしている中大卒業生は非常に多いんだ。しかし、若い人たちが続かない。その後の活動に熱心に取り組んでくれる元気のいい層が、中大卒業の弁護士に少ない。司法試験に合格しても、少し元気が足りない人たちが増えてきはしないか」という感想を漏らされたことがあります。さて、

中大生の堅実さというのが、どこかで一回断ち切られて、視野の広がりを持つ機会がそんなに少ないのかなと思って、若干さびしい思いをしたことがありますけれども、ほかの大学と比べて、よく「早稲田のハッタリ」「中大の堅実」と申しますが、そういうのが、あるいは若干あるのかもしれないと思っております。

伊井 ありがとうございます。

今の学生の気質とか、そういうことにな

ると、我々としてはよくわからないところがあるんですが、司法試験受験団体の学研連の各研究室においても、今、お話に出たような学生の質の変化、気質の変化は及んでいるように聞いております。学研連の事務局長の木村先生がお見えになっておりますので、学研連として直接先生自身も受験生の指導に当たっておられるお立場から、どんなご感想をお持ちになりますか。

現在の中大法学部学生の意識と気質



木村 私も学研連の出身で、現在も出身の正法会の指導委員長をしていますので、学生

と寝食をともにして話をする機会もありますが、今、お話の出ました自信のなさというか、チャレンジ精神に欠けているというか、こういう面は、学研連の学生を見ても同じ感じがいたします。

学研連というのは、どこの研究室でも一応入室試験をやりまして、本人の意思や意欲を評価した上で、入室を許可しているわ

けですから、一般の学生よりは、そういう意欲が少しはあることが当然だろうと思うんですけども、それでも一年生で入って、二年生になるころには、ほとんど研究室に出て来なくなる、いつの間にかやめてしまっているというようなケースが、決して稀ではありません。

かつて研究室が盛んであったころは、若干、途中で脱落していく人がいたといいために、多くの人は必死になってそれについていくうちに受かっていった。1+1=3になるようなプラスの相乗効果があったような気がするんですが、最近ではむしろお互いに弱者同士が、傷をなめ合っているような、むしろマイナスの相乗効果みたいなのが感じられて、その辺が私ども一番気がかりなことです。

ただ、私もあまり悲観論ばかり言っているでもないのですが、学生にこういうことを言うんです。偏差値教育が言われて大分久しいんですけども、かつて偏差値と言われるものがない時代でも、別に中央大学が東京大学よりも偏差値の上であった

ことはないはずで。にもかかわらず、二〇年間にわたって、合格者トップを守り続けてきたこともあるのだと、だから学生にはもっと自信を持ってやってほしいと言っておられますし、中には、それを素直に受け取って、やってくれる人もいないわけではない。そういうことに私自身、幾らか希望を持っておられます。

伊井 ありがとうございます。

今、お話に出たようなことに何かつけ加えて、やはり同じ「司法演習」で学生と接しておられる吉川先生、いかがでしょうか。



吉川 「司法演習」で私は「刑法」を担当しております。今の子供たちは偏差値というのを、

固定的な感じでとらえていて、今七〇ならば将来も七〇というふうに、思い込んでいくようです。今まで中学、高校の間に締めつけられてきた、その固定的になったものを溶かすには、かなりの時間がかかるだろうというふうに思います。

我々の時代に比べると、今の子供たちは、

非常に素直なんですね。これは我々よりは棒にはまっって、例えば刑務所見学をするときには、こうこうしなさいと言っていると、びっくりするほどにちゃんとした服装で行く。この従順さは驚くほどです。この従順さが、自分を小さくさせているから、逆に教育をする方が魂を吹き込むならば、また変わっていくんだらうという感じを持っております。

もう一つは、学校が別世界の八王子の山の中にありますので、私はあそこの授業に行くと、独立のキャンパスのように感じる。ミニスカートの女子学生がワンワン歩いて、凌ぎを削るような受験の雰囲気とはほど遠いし、我々がお茶の水でやってた雰囲気とは随分違うということです。

それから今の子供たちは、アルバイトに對する抵抗感がないものですから、司法試験を受けますと言いがら、アルバイトで喫茶店に行っています。働くことは、結局勉強時間を奪っていることですけれども、そういうこととの違和感がないから、アルバイトに入って足を染めていくと、自然と勉強よりは、そちらの方の匂いをかいてい

く。いい子たちがだんだん消えていくということがあるんですね。

我々の時代は働かないで、凌ぎを削って、食べたい物も我慢してやってきました。今は、豊かな中でアルバイトをしながら、若干潤ってやっていくということがありますから、アルバイトをやるうとする雰囲気のものをお切るということは、これまで難しいんですね。だから、それが司法試験の勉強にも足を引っ張っているのかなというふうに思います。

長内 今の学生気質について、いろいろなお話がありました。私からも一つつけ加えてお話をさせていただきます。大学は今、父母連絡会という現役の学生の父兄の組織を持っています。この夏全国の父母連支部を回って父兄の話を聞いてまいりましたが、司法試験問題については、「受かるか受からないかわからない試験にいつまで取り組ませたらいいのか」という不安を持っている親たちが実に多いんですね。

中央大学法学部の学生にとって卒業後の民間へのチャンネルが今では非常に広がっています。他の選択肢が沢山ある中で、オ

ルオアナッシングの試験で結果が出なければどうなるんだ。本人も不安だし、親たちも不安なんですね。中央大学で司法試験を志す諸君の多くは、司法試験一本なんです。例えば早稲田の学生ですと、司法試験と国Ⅰの併願が非常に多いのですが、本学ではそれが少ない。この辺のところも、司法試験がだめだったらどうなるのかという学生の不安につながる。

司法試験一本だけで走っているために、選択肢が狭められ、逆に自信喪失、周辺の不安、こういうものが増幅されているのではないかと考えております。

伊井 ありがとうございます。三和先生もお願いできますか。



三和 繰り返しのようになりまされども、司法試験を目標している受験生には二種類あ

るような気がします。

一種類は、一年に入ってきましたが、意欲は持っていると思います。大体八割ぐらい「司法演習」を受けま

相当数まいますから、八割くらいはおそらくやる気があるんだろうと思います。

それが今もお話がありましたように、どこまで続くかという点で、諦めが非常に最近はよろしいわけです。冒険しようという気が少ないものですから、そのうちのほとんどが脱落していっちゃう。特に二年生の終わりごろ、二年生の学年末試験が終わりました、三年になる一番大事なころになって、どうしようか、司法試験に自信がなくなったから、海外へ旅行したり、いろんな遊びをやった方がいいという学生が多くなっています。

そういうときに、黙って来ている連中が残りました、就職の段階になりました、就職するか試験を受けるかというときに、最近特に就職試験が難しくなってきましたから、安易に「司法試験を受けます」という形で、三年、四年になってから試験をうけるというふうに変わってくる学生がいるわけです。それなら、なぜ一年のころからきちんとやらないのか。三年、四年になってから、試験を浪人しても受けま

す。こういうのが最近増えてきております。こういう学生をどこまでも指導できるかという問題が後で出てくるかと思えますけれども、そういうことがあります。

もう一つは、頭のいい連中は一年、二年で切り換えまして、すぐ就職なら就職に切り換えていくわけです。そういう連中の方が、我々が見ています、彼らは頑張れば試験に受かるんじゃないかというのが、案外器用に相対しい商社に入ってしまう。相当能力を持っている者もいるわけです。それで中ぐらいの人たちが、試験を狙っているという現状なんですね。

もう一つ、学部長が先ほど言っていましたように、一本しかやらない。例えば司法試験をやりながら公務員をやる。早稲田の場合には、国Ⅰを狙っていると言われましただけでも、必ずしも国Ⅰは多くないんですが、司法試験を狙いながら地方公務員・県庁関係ぐらまでは試験を頑張るといのが早稲田の場合には多いんですね。そういう余裕が中大生の場合には少ない。

だから、司法試験がだめだったら、早い機会に司法書士の学校に行ってしまう。司法書士も結構ですけども、司法試験を受

けて、次にということをやらないのか。初めから「私は司法書士でいいです」と言う。現に、昨年度学生総代になりましたのが、私のところにいた女子学生で、司法試験をやっているはずなんですけれども、司法書士を受けると頑張りまして、在学中に司法書士をちゃんと受かっているので、続いて「司法試験をやらないか」と言いましたも「もうやりません」と言う。できる学生があんまり短い期間で自分の将来を決めてしまふ。

吉川 三和先生が言われたのと全く同じで、優秀な人ほど司法試験から遠のいていく。真ん中より低い人たちが、周りが見えないということ、司法試験を目指しているように感じます。賢い人は先が見える。我々の年代以上によく先を読んで、落ち着き先をよく見て行くという傾向が非常に強くなっている。

今、三和先生が言われたように、私自身の経験でも、司法試験にいいかなと思っただけで、司法書士の試験を受けると言っていた子がいます。本当にできる子の中には、四年生になって地方公務員を受けた子がいる

んですけれども、非常にセンスがいい。柔軟な人で、もう少し誘惑さなければ、真っ直ぐに行けるのではないか。そうすれば違っていくんですね。逆に、この人は仮に司法試験に入っても通用するのかなと、こういうことを我々の立場で言っているんじゃないんです。そういう人たちが今でも受けようということをやっているんですね。その辺、教えていてちょっと考えちゃうところですね。

他の私立大学との比較

伊井 例えば同じ私立大学、早稲田大学でも慶応義塾大学でも、最近は何しろ合格者の数が増えてきておりますね。子供たちの気質云々ということ言えば、どこの大学でも同じだと思いますけれども、小さいころから塾や予備校へ行っていたということでは同じですが、特に中央大学の場合、目立つのが、ほかの大学が伸びているのに比べて、中央大学が伸び悩んでいるというかとどまっている状況があるんだらうかという気がするんです。その辺、大学の先生方

はどういうふうな考えられますか。
三和 早稲田と明治と中大の三つを比べておきますと、中央大学の資質は悪くないんですけれども、多摩で純粹培養されているみたいな感じがするんですね。周りがあまりすれてないものですから、まじめでおとなしくやっています。

早稲田や明治の連中は都心におりまして、周りがガタガタやっておりますから、いろんな形でぶつかる場合が多いのではないかと印象を受けますね。コンパや合宿をやっても感じるんですけれども、もまれてる。ですから、早稲田の連中は司法試験だけでなしに、何かほかのことをやりながらやっている。明治も商社も狙いながらやっている。明治なんか試験はあまり受からないんですが、それでもぼつぼつ受かっているのは、そういう両方をやりながらやっているのが多い。それが一つしかやっていないというのが、中央の現象なんです。

伊井 多摩キャンパスというのは自然にも恵まれていますし、勉強するにはすごくいい環境のように思えますけれども、それが逆に、純粹培養というお話が出ましたが、

そういう競争心とか闘争心的なものにかけような雰囲気になっているところもあるんじゃないかな。

三和 その辺をいい方向に向けていけばよくなるんだろうと思いますので、そこを法職の方で考えながら、しごいていく以外にないんじゃないかという気がするんです。

長内 司法試験で急速に伸びている大学として今話題になっている五つの大学と比べますと、他に受からなかったので不本意ながら入学したという意識を持っている学生が多いのは残念ながら中大です。ですから、その意識を取り除いて自信をもたせてやるというプロセスが必要だと思います。

多摩移転が、いろいろな意味で、指導体制に大きなマイナスを及ぼしたという指摘もございますけれども、それ以上に問題なのは、ある意味で「負け犬」意識を引きずりながら中大におさまった学生たちをエンカレッジするものがないということではないかなと考えております。率直に申し上げて、入学時点における偏差値で見ますと、中大法学部は、たしかにライバル校に比べて低い水準にあります。そこを率直に認め

た上で、物事を考えていかなければならぬだろうと思います。

角田 少し時間的な経過を追っていきますと、中大は司法試験だけしかなかったと言ってもいくらい全力を集中してきた。ほかは何もやらなかったと言ってもいい。そこへ予備校ができた。中大には学研連があった。中大へ行くんじゃないし真法会に行くんだという入学生がいたかもしれません。

予備校がそれにとって替わるようになった。それから他の大学との比較から言いますと、早稲田は中大に比べますと、中大が八〇〇に対して早稲田は一、二〇〇で一・五

倍の法律学科の人数を持っております。慶応は六〇〇で、同じように中大方式の司法試験教育をやっております。そういう点では、一般的に言いますと、今、名前の上がっております大学では、取り組みが平均化している。そして最後の詰めの場合が予備校に移っている。

予備校では大学を超えた同期生、大学を超えた一緒の何とか教室、といったような勉強グループが最後の勉強の仕上げの場に

なっている。大学で完結して勉強させている大学は、どこもないと思います。総体的に言えば、中央大学が一番進んでいる。それはある意味では、多摩であるからこそ、大学が前面に立って考えなければならぬというところから始まって言っているというくらい、環境整備に力を入れているということだと思います。



中津 私は、昭和三三年入学、昭和三六年卒業ですが私達のときも、多くの友人が第一志

望の大学に落ちて、第二志望の中大に入学したという意識はありました。大学入試で、まけたけどこれを取り戻すにはどうしたらいいか。司法試験の合格があるではないかという気持ちです。

現在の学生諸君が仮に「負け犬」根性だとしたら、「勝ち犬」になるため、司法試験を始めとする資格試験にチャレンジして欲しいと思います。

伊井 ありがとうございます。

中大法学部の学生気質、意識についての

現状は今出たお話の中で、大分理解できたと思います。

続きまして、次のテーマに移らせていただきますが、そういった学生たちの現状の中で、今中央大学が行っていること、これから行っていくべきことというテーマに移りたいと思います。

三、中大法学部における法曹養成教育の現状と問題点

新井 レジューメでは、二番目の項目に入りますが、今までの議論は、中大が置かれた現状、また司法試験の合格者が減少した原因、あるいはそのものなる学生気質、そういったところをいろいろ伺ったわけですが、そういう現状に立って、この中央大学法学部で、現在法曹養成をどのようにしているのか、またそこにどういった問題点があるのか、現状と問題点というテーマに入りたいと思います。

大きく分けて「法職講座」と「司法特設講座」、この二つの制度を中心にして、また「その他司法試験に向けての対応」、そ

ういう三つの柱で進めていきたいと思いません。

私は先ほど自己紹介しましたように「法職教育検討委員会委員長」という立場で、この項目について司会を務めさせていただきます。

それで細かい点については、今のよう三つの柱で進めてまいりたいと思えますが、長内法学部長に、全体としてのコメントをお願いします。

大学内の現在の取り組み

長内 まず現在の学生たちが、司法試験にこだわって艱難辛苦を乗り越えてやり続ける、そういう世代ではないという現状があるということをご認識いただけたらと思います。

さて、それを前提として、特に多摩移転後、法学部として、あるいは大学として、司法試験を初めとする国家試験問題にどう取り組んできたのか。今、新井委員長からご説明がございましたように、多摩移転後、大学として取り組んだ最初の課題が、法職講座の開設でした。

一方において学研連との関係もあります。が、学部の提供する一般的な法学教育とは別に、司法試験のための特別な訓練の機会を提供していかねばならないという認識が、このような決断となったわけです。

しかし、どうしても大学が中心になる場合には、完全な受験指導体制に踏み込むことについて、やはりためらいがあったのではないかと。この辺は三和先生から後ほどお話をいただきたいと思います。

他方で、角田教授から、多摩であるがゆえに、大学が前面に立って動かなければならなかった、そのための努力をしてきたつもりであるというお話がありました。その観点から学部教育の場で最初に行なわれたのが法律学科に「法曹論」「司法演習」という特設講座を正規の授業科目として開設したことです。その狙いは、先程お話しがございましたように「法曹」という職業について、学生たちにその魅力を伝え、法曹を志望する学生の母数を増やしていくということにあります。

この「司法特設講座」の成果が具体的に試験結果となってあらわれるまでに、いま

少しの時間が必要と思いますが、私たちはその日を楽しみに待っているところです。

それから、話をちょっと広げてしまいかもしれませんが、「司法特設講座」というのは、既に大学に入ってきた学生を対象とするわけでございます。慶応大学の取り組みを見ておきますと、高校レベルから、将来の法曹を志すべき学生を育て、刺激を与えている。そういった学生がコアとなって、大学に入ってくるという仕組みが働いているようです。これは大いに学ぶべきだと思います。私どもとしても、大学に入ってくる前の段階の高校生に、自分たちの法学教育の魅力を感じる学生をつくっておく必要があろうと感じております。

もう一つは、さまざまな形で司法試験に取組んでいる学生たちに、バックアップの体制を整える必要があります。この間、角田先生のご努力でつくられた制度の一つが指定試験奨学制度です。この奨学制度は、通常の四年の在籍期間を超えて資格試験に取り組んでいる学生たちに対して、納入すべき学費を大幅に減免するという形で、財政的なバックアップをしようというもの

です。現在約一〇〇名の学生がその恩恵に浴していますが、まだ発足して十分な月日がたっていないために、目立った成果に結びつくところまでは至っておりません。

何よりも重要なのは、早い段階で一定の成果、つまり在学中の短答式合格という結果につなげるための施策だと思います。そのため、在学生を対象とする法職講座多摩研究室の充実が緊急の課題であります。

もう一つ、卒業後の司法試験浪人に対する指導体制の強化のために、駿河台記念館に現在約一〇〇席あります法職駿河台研究室の方も増設していかなければならないと考えております。

私がいまご紹介申し上げましたのは、専ら外回りの環境の問題でございまして、では、法職講座において、あるいは学部の正規授業科目としての「司法特設講座」において、どのような取り組みが方向としてなされているかにつきましては、それぞれのご担当からご紹介いただきたいと思います。新井 ありがとうございます。

法曹養成教育について、今、どういう取り組みをしているかという総論的なお話を

長内法学部長からいただきました。

それではそのうちのまず「法職講座」について、この運営委員会の委員長をなさっておられます三和先生から、法職講座はどういう内容であるかという点を学部教育との関係も含めて、まずお話をいただきましたと思います。

法職講座の現状と予備校との関係

三和 法職の歴史は随分長いと思っておりますけれども、私が関わり合います前までは、私の記憶では法職講座は課外講座ですから、正規の講座を中心に補習的な意味しか持っていないかったように私は理解しております。

平成になりましたから、大分活発に動き始めまして、角田学部長のもとで、自主的に始められましたが、その段階からは法職講座で一つの完結した指導ができるような方向に持っていきたいという形で、駿河台に公開答練の会場をつくってやってきたわけでありまして、法職講座の感じを私が申しますと、先ほどから話がありましたように、予備校との競争がまず第一にあるわけです。中央大学へ入って、司法試験

を受けたいということになりますと、今の学生は、予備校教育を大事にするわけでして、一年、二年から、極端に申しますと、大学の授業には来なくて、予備校に通っているという学生が増えてまいりまして、何のために中央大学へ入ったのかわからないという状況でした。

もっとひどい例は、慣れてきますと、二年の終わりごろに住居を都心に移すわけです。つまり予備校に近いところに住居を移して予備校の講義を受講するために、例えば夜の講義六時からあるとしますと、中央大学五時限を受けていたのでは間に合わない、六時以降になってしまいますから、四時限あたりから切り上げて行かなければならない。そのために、住所を都心に移すという傾向があったわけです。

法職としては、予備校との競合関係で、予備校もいけれど、予備校の利用方法がまずかっただら大変なことになるから、折角中央大学に入ったんだから、中央大学の講義を受けながら、ある程度力がついてから予備校へ行って仕上げをするという形で利用方法を考えたらどうかということをや

ながら、反面、多摩にいる学生に對しまして、法職講座としてどういう取り組みをしようかという問題と、それから合格者を増やすという関係上、駿河台と多摩の両方に法職があるわけでございますけれども、どちらかと申しますと、初期のころは、駿河台に中心を置きまして、駿河台研究室、それから公開答案練習会、この二つをもとにしてやってきたわけです。その結果が徐々にながりがつ々あると思っております。

しかし、これだけでは十分ではない。特に最近是在学生の受験者がずっと減ってきております。昭和六〇年以前は九〇〇名ぐらい在学生の受験生がいたわけでありますが、そのころに比べますと、在学生の受験者が半分に減っているという状況があります。それを何とか増やしていく必要があるというところで数年前から多摩の方に重点を置きまして、多摩の「基礎講座」を充実させました。「基礎講座」を充実させることによつて、予備校に行く学生を少しでも食い止められるのではないかと思つたわけであります。学生自身も、どれだけ頑張ればという不安があると思ひますけれども、と

りあえず、卒業するぐらいまでには短答式まで受からなければならぬ。そういうところまで行くには、どういふところに重点を置いてやっていくかという課題に現在取り組んでやっております。

本日のレジュメに「法職講座の学生の受講状況、学生の期待に十分にこたえているか」というテーマがありますが、これも参加者が徐々に増えてきております。その理由は、実は、後ほどお話があると思ひますが、「司法演習」などにおける学生に対する刺激が、その基礎にあり、法職としても、学生の期待にこたえられるような講座にしていきたいという形で、徐々に内部改善を図つております。はつきり申しまして、週二回一つの講座に三時間、講義をやつていくのは非常に大変なこととして、他大学の講師を頼むとしまして、週二回も夜三時間やるということは難しいものですが、徐々に専任教員が中核になるような形でやったり、あるいは非常勤の先生につきましても、その体制をつくるように努力をしております、今後ますますこの辺を充実してやっていきたいと思ひます。

最後に一つだけ申しますと、先ほども申しましたように、多摩の研究室がやっと昨年度できました。ただし、四八しか座席がないわけです。在学生でいきますと、一年から四年までで単純計算して一学年一二名しかないという現状なわけです。ですから、短答式を受けるのが三、四年としましても、二、四名、三年生はちょっと無理な場合もあります。二〇名ぐらい初めて今年受けたわけですけれども、今年短答式は四名そこから受かっております。いずれもっと充実していけば、多摩の研究室からも、短答式の合格者が増えるでしょうし、多摩の研究室を中心にして、学研連と共同しながら、在学生の短答式の合格者を少しでも増やしていくということが一つの方法だろうと思います。

もう一つは、卒業生の受験者が圧倒的に多いわけです。中央大学の場合、卒業生の受験者が三、七〇〇名もいるわけであります。このうちで、現在学研連や法職で把握しておりますのは、おそらく五〇〇人おっただいいんだらうと思うわけでありまして、あとの三、〇〇〇人以上の受験生をどうやっ

て将来育てていくかということが出てくるのではなからうかと思えます。多くの人が予備校でやっているのだらうと思えますし、もう一点は、多摩の方におきましては、図書館を利用して勉強している者が相当数おりまして、これはどのくらいの人数がいるのか、把握しておりませんけれども、その人たちの勉強する機会を法職講座でもつくっていきたくんですが、多摩の研究室をもっと充実させていく——今は在学生だけではなく、卒業生も多摩の研究室に入れる、それから駿河台の研究室も、できればもう少し増やしていただけないかという形にいけば、そういうのをつかまえていけば、正規の講座もやれるわけですが、そこに来ない人たちは、講座にほとんど来ないわけですし、その人を対象に、どうやるかというのが、今後の課題ではないかと思えます。

法職講座の研究室の現状

新井 今、お話の中で法職講座には物的な施設として研究室が二つある。一つは駿河台の研究室、もう一つは昨年の秋開設された多摩校舎における研究室というお話です

ね。そのうちで、特に駿河台に開設されている研究室は、四年生も入っているんですが、卒業生が大半ということですか。

三和 はい、そうです。

新井 座席は一〇〇ほどですか。

三和 座席は一〇八あるんですけども、座席があるから多く入れるというわけにいきませんのですから、選抜試験をして厳選しておりますので、大体一〇〇人前後入っております。

新井 少しは空きがあっても、生徒の質を落とさないということですか。

三和 はい。

新井 それで、駿河台の研究室の生徒から合格者が大変多くなっているというふうに聞いておりますが、今どのくらいおりますか。

三和 昨年が二二名、一昨年が二二名という形になっております。

短答式の関係で申しますと、駿河台では六五、六四、六二と、ほぼ六十数名の実数を持ってきているということになります。

多摩の方も初めてなわけでありましてけれども、一回入れば、ずっといるというわけ

ではありませんで、毎年入れ替えをやるものですから、元室員を入れますと、やはり相当数いるということになります。

新井 大場先生は、駿河台研究室の方に主に知られるわけですか。



大場 多摩と駿河台、両方見ておりますけれども、私は駿河台の方は六年目になります。

先ほど学部長から、大学における受験体制についておっしゃいましたが、私の考えといたしましては、大学の通常の授業では司法試験に関する受験体制の完全なものではないだろうというふうに考えております。その理由としましては、司法試験用の受験勉強については、大学の通常の授業より現在やっております法職講座の答案練習の方が、司法試験に合った実習になっているからです。

どうして大学の通常の授業でできないか、その一つの理由は、先生方にもお叱りを受けるかもしれませんが、基礎講座一つをとってみましても、いわば司法試験用の講義を

しない——しないということは、今うちの学部でやっておりますようなことをしているのでは、司法試験には受からないだろうということになると思います。大学の通常のカリキュラムで、そういう受験体制を完全にやろうとしますと、費用と時間の面ですごく無理があるだろうと思います。現在多摩でやっております講座は、昼間の時間帯でできませんので、夜の時間を使って講義をやっております。

また、先ほど最初の方でお話に出てきましたけれども、いわば学生たちの司法試験に対する関心といいますか、勉強しないということもあるかと思えますけれども、今の学生は、こちらの方から指導していかないと勉強しないということもあると思えます。もし本腰を入れてやるとすれば、そういう指導体制をきちんとつくらなければ、なかなかうまくいかないと思います。

それで昨年、多摩には研究室ができましたが、何分学生さんたちが多摩校舎で勉強するのはいい。ただ、駿河台の方に来て勉強しなさいと言うと、大変消極的になってしまうんですね。だから、それらも一つ

の原因かなと思えますけれども、現状を言うのと、なかなか難しいんじゃないかなという気はしているんです。

ただ、駿河台研究室に来ている人は、中央大学で言いますと、一番試験に受かる可能性のある人たちが来ているというふうに考えております。大体一九九六年ぐらいから、毎年四人に一人ぐらいずつ受かっているとあります。それで、駿河台研究室には、かつて学研連の研究室に入っていた人も来ておりますし、研究室に全然関係なくて来ている人もおりますが、だから、駿河台の方では、そんなに受験指導しなくても、そういうレベルの人たちが集まっていますから、自分たちでゼミなんかを組んでやれば育って受かっていく。問題は、多摩における受験指導がこれからの課題だろうと思っております。

三和 先ほど予備校的なことが大学にできるかどうかという話がありましたけれども、これは法職内部の問題でございまして、試験合格者と一応相談しようと思っておりますが、彼らの意見を聞きながら、これからの法職体制をどうするか、考えていきたい

と思います。実は内部的にもいろいろありまして、我々から言いますと、予備校的な論点本位の勉強をやるということは、必ずしもプラスではない。やはり基礎的なものをきちっとやるべきだという信念を持ってやっております。最近、司法試験の傾向も大分変わってまいりまして、基礎的なものに重点を置いてきておりますから、いずれは私たちの方向でいいのではないかと思っておりますが、現場にいる我々としては、予備校との関係が気になるもので、ちょっと内部では調整してやっております。

新井 中村先生、法職講座の運営委員というお立場で、法職について、いろいろなご意見等がありましたら、お願いします。

法職講座の問題点



中村 法職がどうかと言われますと、

これは一つの歴史の所産であると同時に、この数年の実績の中で、将来性のある、中身のあるものだというふうにとータルにはとらえてお

りますけれども、個々の問題になりますと、大学教育と実際の受験教育との問題が現実的に整合するか、しないかというレベルでは、相当問題点があるのではないかと思います。

それで、実際に法職講座、法職研究室その他について担当されている先生方、三和先生を中心として大場さんの現場的な意見も含めて、相当に細かい議論をしておりますし、そういう意味では、まだ結論的にこれが大成功ということまでいってないとは思いますが、着実に歩みを進めているという印象を持っております。

三和 運営委員と言えば、中津先生も現在運営委員でありますし、それから木村先生が長く運営委員をやっていたいただきましたので……。

新井 それでは、木村先生にお願い致します。

木村 私も法職のことを簡単に申し上げたいと思います。

私も今春まで六年間、法職の運営委員を学研連から推薦されてやっております。その間、法職の答案練習会が初めてスター

トするところから今日までずっと見てまいりました。

答案練習会にしましても、最初のころは正直言いまして、定員が全部埋まるのかどうかと、それさえ心配したぐらいで、他の大学にパンフレットを配りに行ったりなんかしたくらいですが、今は中央大学の出身者でも成績によってはお断りしなければいけないぐらいにかなり充実し整備されてきたと思います。

今、法職講座の中で、一番評価の高いのは、この答案練習会だと思います。あそこで上位の成績を取れば、極めて合格の可能性が高い。確か成績優秀者として発表される六〇番ぐらいに入っておれば、択一で失敗しなければまず固い。これは受験生がかなり自信を持って本試験に臨める形になっておりまして、それをあげみにみんな頑張っていると思います。

もう一つ、法職講座の売り物は、駿河台の研究室だと思います。ここは合格者が大変増えてまいりました。ただ、若干問題だと思いますのは、例年入れ換えているわけですが、在室年数が比較的短い人の方が合

格の確率が高くて、長い人の方が合格率が低いということですが、これは学研連にも言えることかもしれませんが、停滞している人たちは、申しわけないけれども、ある程度のところ整理していかなければならぬのかなという感じがしております。

新井 中津先生、問題点とか、今後の改善点などありましたら、お願いします。

中津 私はカリキュラム等が現在のままでいいのだろうかと思うのです。「法曹論」の話にも出ておりましたけれども、やはり学生に対して、司法試験というものが中大生の手の届かないところにあるのではないということ、それから私も昭和三〇年代とよく申しますが、三〇年代のころは、中央大学の中に学研連を中心として司法試験に対する方法論がかなりはっきり存在しておりまして、先輩のやっておられる後を追っかけて、同じようにやっていけば、必ず受かると安心して流れに乗っていけばよかったですけれども、今の中央大学には、そのところが多分欠けている。それが一番大きいのではないかと思います。

ですから、偏差値というのは、我々学生

時代が終わったところから世間で言われるようになりましたが、先程来、お話が出ておりましたように、偏差値の束縛から早く離れさせまして、決して不可能なことをやるのではなく、決められたことを決められたようにやれば、マニュアルという言葉はどうかと思いますが、マニュアルに従って勉強していけば、必ず受かるという中大流のものを早くここでつくり上げてそれをカリキュラムに整備することだというふうに思います。

中村 ちょっと補足しますと、法職講座そのものは、幾つかの機能が分かれているわけです。端的な言い方をしますと、学生に動機づけをするという初歩的な段階、それからある種の体験をさせるという意味での勉強の方法などを教える。それから実際に挑戦させるという具体的な指導の問題、この三つは、はっきり言うとも必ずしも一致していないわけです。それを法職講座がまとめて受け持っているわけです。そういう意味のある種の機能分化まで意識した上で方法論を立てないと、これから先、大きな問題が出てくるのではないかという気が

します。

新井 確かに法職講座は入門講座のように入口のところから、まさに試験に四人に一人受かるるかという合格直前まで幅広くやっている訳ですね。

中村 ここ数年の法職講座の実績から言っても、ある種の初歩的な段階での効果は、徐々に確実に上がっていると思いますし、体験させるという意味では「司法演習」とか「法曹論」の問題も含めまして、具体的な方策まで大学では立てつつある。実際に挑戦させるといふ意味では、多摩研究室もようやくでき上がった。それから駿河台研究室が着実な歩みをしている。

そこで、従来の中央大学の中における学研連との関係は、またさらにここで新しい局面を迎えるのではないか。松崎先生の話も期待しているわけです。

新井 今のことに関連した学研連の関係について、松崎先生、お願いします。



松崎 今の段階では話がちょっと早いかと思いますのは、レジュメの後半に「大学とし

て受験環境をどのように整備できるか(駿河台研究室、学研連との協力体制等)」とありますので、この辺で話した方がいいのかなと僕は思いますけれども、どうしましうか。

新井 それではそうしましょう。
ではここで一〇分ほど休憩します。

(暫時 休憩)

「司法特設講座」の現状

新井 次に「特設講座」の現状と問題点と
いうことで、まず角田先生にその経緯も含
めて、この制度の目的とか、その点につ
いてお話をいただきたいと思ひます。

角田 既に「法曹論」や「司法演習」に
ついて、三年間中大法曹会の先生方に経験
していただいて、お互いに体験を議論する
共通の土俵ができたと思っておりますので、
私の方は、これをつくる主たる論点、どう

いう議論をしたのかということをご紹介申
し上げまして、学部教育と司法試験問題と
いう、より一般的なテーマについて若干出
発点で解説をさせていただきたいと思ひま
す。

まず第一は、司法試験受験の母数の問題
をどうするかということですが、これは少
数精鋭主義で司法コースみたいなものを法
学部の中につくったかどうかという議論が
ありました。鈴木康洋先生等も、そういう
意見を非常に強く法曹会では主張なさって
おられました。日大がやっております。し
かし、それは我々はとらない。母数は多い
方がいいという考え方でした。それで、特
設講座をつくって、中大法曹会の協力を得
て、将来法曹を志す者をすべて受け入れる
仕組みをつくらうということでした。

実際、中大の法学部に入学してくる多く
の学生は、入学の時点で司法試験の受験と
実務法曹への道を志すものが多いのです。
問題はその情熱を持ち続け、しかも、具体
的に司法試験の勉強に注ぎ込んでいくよう
なインセンティブを与えることができるか
どうかにあります。実務法曹の方々と接す

る機会を持ちその職業的あるいは人間的魅
力を身近に感じ取ること、入学時点でもっ
ていた初心を貫いてくれる学生が増えるに
違いないというものでした。そのような考
え方から、入学時点から始まり、夏休み前
に終了する授業で、いずれも中大卒業の現
職の裁判官、検察官、そして弁護士の方
三者にお願いして法律家を実際にどのよう
な仕事をしているのか、あるいは法曹をめ
ざした動機や生きがいといったその職業的
人生について語ってもらおうということに
なりました。これが「法曹論」です。

それから第二点目は、大学と司法試験受
験のための勉強というのは、水と油のよう
なものなのかという議論でした。大学教育
は、司法試験に必要な基礎知識、考える力
と応用力、それから書く力、そういう組み
合わせによって成り立っている。基礎知識
と応用力を早い段階で身につけさせること
が重要ではないかという考え方でした。

カリキュラムでは、一年生の段階から既
に憲法、刑法、民法の一部を開始し、二年
生までには、司法試験の択一試験の範囲で
もあるこの基本三法を基本的には終了する

ようになっていきます。しかし専任教員の講義は、基本的には体系的に、しかも二〇〇名から四〇〇名といった学生を相手にやるものですから、全体をカバーしようと思えばどうしても一方的になり、大事だと思っている箇所でも忙しく通り過ぎるような調子でやる以外はありません。学生が、与えられた知識を暗記するだけの受け身の姿勢から抜け出せないのもある意味では当然ですし、いくら自分の頭で考えることの重要性を説いても、実際には困難なのが事実です。

中大法曹会に先生方をお願いした「司法演習」は、実際の社会で適用されている法律の生きた姿を身をもって示してもらい、法曹にとって自分で考え組み立てる力がいかに重要であるか、そしてそれは具体的にどのようなことなのかを教えてもらいたいというものでした。

講義の進行に合わせて、一年生の秋から「司法演習1」を、二年生の前半に「司法演習2」を、そして後半に「司法演習3」をと、一年半継続して履修できるようになっています。たかさんの学生が受講していま

すので、今年の場合、法曹会からおよそ四〇名近い方々にご出向願っていると思えます。あとで話題になると思いますが、開始時点から学生からの授業評価アンケートをとっておりました。それを読みますと学生が実に新鮮な気持ちで実務法曹の方々に接しているのがよく分かります。その中から司法試験の合格者が輩出して、法曹会の先生方の苦勞に報いてくれればよいと切望しています。

三点目として、司法試験受験の学生の主たる勉強の場になっている司法試験予備校との関係をどう考えるかは、これからの法学教育を進めて行くに当たって避けて通れない問題です。

これもいろいろな議論がありますが、私は別に相反するものとは基本的に思っておりません。大学の中では、例えば立命館や専修大学に代表されますように、予備校と初めから提携をする、例えばLECや辰巳などの予備校と提携をする、そして向こうの教材を用い、ビデオを用い、大学が幹旋をして大学の中で予備校の講師に講義をやってもらおうとところもございます。

しかし、我々はそれはとらない。予備校との関係から言いますと、少なくとも予備校に行つて、本当に最終的な仕上げの段階で、技術的なことを学び、よそからの大学の受験生と切磋琢磨をする機会をつくることは非常に重要かもしれない。

しかし、それは利用できるだけの基礎体力を身につけてないと、大学の授業料以上に高いお金を払って無駄に終わってしまう、こういうことがあってはいけません。そういう点でいいますと、大学の中で少なくとも二年までで、憲・民・刑の三科目、基礎と応用に少し手が伸びる程度のことではやろう。三年生終わった段階で、一通り「商法」「訴訟法」も終わって、プラスアルファで正規の受験に挑戦できるようなことをやろう。四年で就職する人たちは、ほとんど学校に寄りつかない。しかし、それだと、司法試験はだめになる。四年生で腰を落着けてやるためには、少なくとも五年まであるいは場合によっては六年まで、大学にいられるような仕組みを考えよう。あるいは大学院に、司法試験を受けたい、国Iを受けたい人のために席を置くという道もと

ろう、そういう環境整備も同時にやりまし
た。

最後に残された問題とっておりますのは、長い目で見ると、司法試験の受験改革もそうですけれども、合格者数はあと三、四年で一、〇〇〇名になるでしょう。試験問題も若い人たちにも手の届くようなものにといいことを非常に意識されたものになるだろう。法職でも駿河台は非常に成功いたしました。駿河台の答案練習会は、木村さんもおっしゃいましたように、予備校に比べても一番水準が高い答案練習ができるようになりました。法職研究室にいる九〇何名の受験生からの合格数が学研連六団体の合格者と肩を並べるまでになろうとしています。欠けているのは、多摩の法職です。多摩の在生に対して、あと一歩、あるいは少なくとも四年生のときに択一が受かるというところまでいきませんと、親の説得にあって、ほかの分野に逃げてしまうという学生が続きます。これからの方向は、多摩に力を注ぐこと、それから学研連との協力体制をどうするかということを考えること、そういうところが残された問題だと思っ

ております。

中津 ご承知のように、中大の司法試験合格第一位時代、学研連が中心でありました。しかし、時代の流れとともに学研連が担っていた部分が色あせています。

中大司法試験合格者倍増のためには角田先生が今述べられた学研連と法職講座運営委員会、結びつきを、ここで再検討して見る必要があるかと思えます。

新井 ありがとうございます。

それではまだこの制度を十分おわかりいただけないという部分があるかと思えますので、「司法特設講座」の内容をかいつまずんで説明します。司法特設講座は「法曹論」と「司法演習」の二つで構成されていますが、いずれも正規な授業として単位が取得できます。

「法曹論」は経験豊かな現職の判事、検事、弁護士の名と大学教授の一名の四人で、一年生の前期を担当します。一人三週ずつの分担です。講師それぞれの分野における体験を踏まえて、法曹の使命、役割、倫理などをテーマに講義を行います。

「司法演習」は、憲、民、刑の基本三科

目について、それぞれ二〇人前後の少人数クラスのゼミ形式で事例問題を解きながら、基礎知識の理解と修得を確実にしようというものです。

憲、民、刑については、一年生の後期から始まりますが、法律の体系から理解を目的に行われる講義では、現実社会で生じている紛争を解決する「法解釈の技法」や、その過程における「法曹の社会的役割」といったものを十分に学生に伝えることはできません。そこで法学を学ぶ最初の段階でこのような生きた法の運用と法曹の魅力に触れさせることで、学生諸君に新鮮な興味と学習への強い意欲をもたせることがこの演習創設の目的です。

「法曹論」について、どんなことをされるのかということについて、才口先生お話しただけですか。

才口 その前に中大法曹が大学に講師を派遣して「法曹論」や「司法演習」をやらせていただくことが決まった経過については、中大法曹会の前年度の幹事長であられた安原先生が、一番よくご存じでしょうし、また、前々年度は中津先生がご関係なさって

おられますので、その辺を先にひもどいていただいた方がよろしいのではないかと思えます。

新井 それでは、中津先生、お願いします。

中大法曹会が司法特設講座に参加した経緯と「法曹論」講座

中津 では、中津から先に話させていただきます。

野宮先生が幹事長をなさっていて、私が事務局長をやっておった時のことです。OBが司法特設講座をやるうという話は前からございましたけれども、具体化していたのはこの時期です。

その狙いは、先程来、話が出たかと思いますが、中大生の司法試験離れが非常に顕著な事実としてあらわれておる。そういう中で、いわゆる若手実務法曹と申しますか、比較的手と申していい実務法曹、そのころの話では、研修所の教官を終わったぐらいのところがいいのではないかということでしたが、その辺を中心においての話だったんです。実務法曹が、学生の前に姿を見せることによって、司法試験がそれほど難

しい試験でなく、目の前にいる先輩たちが現に克服してきた試験だということをつまらぬこと、つまり人間的なことをわかってもらう。そして学問的なことは、大学の先生に比べて、OB法曹ができるはずもないのですけれども、自分たちの培った実務的な感覚に基づく法律のものの考え方を学生に話すことによって、中大生を法律にいかにか近づかせるか、いかに学生に司法試験を受ける意欲を起こさせるか、それが一番大きな狙いだったのです。

その観点から申しますと、先ほどから話が出ていないように、制度としては大変成功したのではないか。学生諸君はやはり司法試験を身近に考えるようになった。それから法に対するものの考え方も実務法曹のものと考え方が日々論じられているわけでございますから、そういうものに親しく触れるといえます。どうか身近に接する機会が持てるようになった。

「法曹論」では、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者のうち、各一名ずつ出席しまして、一年生に対して、法曹とは何か、裁判官とは何か、検察官とは何であり、弁護

士とは何であり、どういう仕事をしておるのかという概括的な法曹論を一年生の前期の間にやってもらおう。そして、それを受けて憲法・民法・刑法についての入門論といえますか、そういうものをやっていく。そういうものの上に法職講座のいろいろなカリキュラムをやっていたらと、多分効果的ではないかということから司法特別講座は始まったわけでございます。

ちょっと概括的過ぎましたけれども、そんなところでございます。

新井 安原先生、どうでしょう。



安原 野宮幹事長のときに発足したのを受けて、それを法職教育検討委員会の職務に

加える規則改正を行い、特に講師派遣といったものを、人事委員会との関係を調整し、組織的にやるというところに留意したと思えます。幸いなことに、今、中大法曹では、一番多く合格した時期の方が、研修所の教官に多数なっております。そういう方を一本釣りでではなくて、中大法曹としての組

織の中からコンスタントに今後も続けて推薦していきけるというような考えを考えました。適任者を公平に推薦していかなければならないと思っています。

才口先生は、この点について、実際自分でも担当をされておられますので、具体的なところは補足してください。

才口 私、安原先生が、中大法曹会幹事長のときの事務局の次長でございますので、その点の話を申し上げます。

講師派遣については、学校側との打ち合わせが終わわり、具体的にどのように入選したかという点について、多くの問題がございました。というのは、弁護士会が三つございまして、裁判官、検察官からも、できたら講師を派遣してもらえないかということで、特に裁判官は最高裁判所の許可がなければ、「兼職の禁止」の関係があり難しい問題でした。もちろん検察官についても同様の問題はあったのですが、検察庁の方は大らかに対応していただき、当時の中津川総務部長が非常に積極的にお話を進めてくださいました。

ただ、弁護士会の講師となりますと、学

校側から提示された講師の資格要件があり、基本的には研修所の教官を終わった方、ほかの大学で教鞭をとられている方、法曹教育に情熱のある方などが要件とされ、また弁護士経験あるいは裁判官・検察官経験何年ぐらいからがよろしいかという条件がありました。これに当てはまる人はたくさんおられますが、この人選に相当苦労しました。

もう一つは、三弁護士会の人数割をどのようにするかということについての悩みがありました。最終的には三八名を派遣することにしました。特に検察官は、現役の部長、副部长クラスの方が五名来ていただいたことは大きな成果だと思っておりますし、今後検察庁は、同様のご協力はいただけるだろうと思います。

また、今後中大法曹会が講師を継続的に派遣できるかという問題が、これからの残された問題だと思えます。それには、潜在的な講師要員を養成する必要もありますし、何年ぐらい講師を務めたら退いてもらうのか、あるいは退かなくてもいいのかという問題があると思えます。

最後に今年から担当しております「法曹論」について参考までに申し上げておきます。

稲田寛先生(前日弁連事務総長)が三年間お務めされた後、今年から担当させていただきます。法律学科には八〇〇人の一年生がおりますが、約六〇〇人が受講しております。土曜日講座を設け、トップバッターは弁護士の私がやり、その後、佐藤判事と、山本検事がやって、最後に小島教授が締めて下さいました。最終回は私も四人と一緒に壇上上がり、ディスカッションと質疑応答をしました。非常に熱心に講義を聞いてくれたという印象を持ちました。実は先ほど事務局から「法曹論」のアンケート結果をちょうだいし、それを見ますと、なかなかおもしろいことがたくさん書いてあります。弁護士については「口がうまい」とか「自信家である」とか「金もわかりそうだ」とか、いろいろ書いてあります。(笑声)

裁判官については「非常に人柄がいい」というふうに佐藤判事はほめられています。中には「森本レオに似ている」なんて書いて

であるのもあります。(笑聲)

それから検察官は「悪人」だとか書いてあります。(笑聲)

それから小島先生は、「いかにも学者らしい」という評価です。

学生は、法曹というものに初めて接したということ、非常に意味のあったことではなからうかと思えます。

試験もやり、試験問題は、「弁護士、検察官、裁判官の職業に、どのような魅力を感じ、どのようなことを感ずるか」というようなことを書かせ、ただ今一五〇通ほどの答案を採点中ですが、非常に熱心に書いておられます。こういう基礎的な啓蒙講座は、先ほど中津先生がおっしゃったとおり、フレッシュな知識の段階で植えつけてやる必要があるのではないか。弁護士には接する機会があっても、裁判官、検察官には、学生は接する機会はなからうと思うのですね。講義の中から、見方、考え方、人柄、それから法曹とは何かということを具体的に身をもって示してやることは、非常に意味のあることではないか。その中から一人でも多くの法曹を志す者が増えたら、長内法

学部長や角田先生もおっしゃっているように、母数を増やす努力と役目を私どもは果たせばいいのではないかと思います。

「法曹論」のアンケートの最後に「今後司法演習講座を受けるか」と聞いておりますが、大方の学生が「受ける」と回答しています。「法曹論」で法曹とは何かということを啓蒙し、その後、「司法演習」の先生方にそれを引き継いで研鑽をしていたら、母数、分母が増えること間違いまして期待しています。

「司法演習」の内容と現状

新井 司法特設講座のもう一つの科目であります「司法演習」の内容について、吉川先生、お願いします。どんなシステムでどんな演習をされるのかということをお願いします。

吉川 実際「司法演習」というのはいろいろ経緯があったんですけども、我々弁護士・実務家がやっておりまして、大体二〇名から二五名、円卓の中でしております。

普通の授業は一方通行ですが、我々は特に生徒とのコミュニケーションを大事にする

ということ、我々の最初の仕事は顔と名前を覚えて、名前を呼び合っていくということを強く意識して、その場で必ずさして話していくというようにしております。ケース問題でやっておりますが、みんな非常によくやっているとあります。

「司法演習」を担当している先生方はそれぞれ持ち味があります。だから、あまり「司法演習」をこうするんだというマニュアルを決めてしまうと「司法演習」のよさが取れてしまうのではないか。したがって、私は「刑法」を担当しておりますが、「刑法」では各人さまざま自分で持ち味を出しております。やり方にしても、ゼミナール方式であるけれども、その運び方は各人自由ですので、私は一つの問題について、大体五、六人にあらかじめレジュメを出させて、そのレジュメを全部に配って、だれだれのはよくできている。これはまずいということをみんなの前でやって励みにしております。あるいは答案を書かせて採点をし、戻して、いい文章のところを生徒に読ませる。そうすると、非常に感激したりする。できるだけみんなの前でしゃべらせる、読

ませる、書いたレジュメをみんなでチェックする、そういう刺激することを意識的にしております。これが「司法演習」のよさだろうと思っております。

もう一つ、我々実務家が入ったというのは、今までの助手、助教、教授という一つの学校の中のキャンパスで育った先生方の授業もありますけれども、我々外の社会、違ったところで育んできているということがありますので、ここで学んできた魂みたいなものを子供たちに吹き込んでいこう。ですから、授業の三分の一ぐらいは、私の実務経験を話しております。少なくともそういう一般の授業とは違うものを出そうと意識し、努力しておりますし、これから「司法演習」をしていくときには自分の体験、ケースを通していろいろ苦しんだり、失敗したりした話をしていこう、そのようにしていくのがいいのではないかと思えます。

学校の先生たちのやる講義方式、それから実務家のやる司法演習なら司法演習のメニューをどんどん増やしていったって、学生たちにそれを選択させるというのがいいので

はないかと思えます。生意気な言い方をすれば、学校の講義と我々司法演習とが競争し合ってやっていく。我々は実務家としてやってきたものがありますので、あまり学説とか判例などABCということほしないうで、それぞれ持ち味を生かしてやって方がいいように思います。

新井 同じく「憲法」を担当しておられます中津先生、お願いします。

中津 吉川先生からお話がありましたように、この演習を担当するときに、最初どういう形で進めるかということと皆さんと相談したんですけれども、つまりある程度統一的にやるのか、個々のコースに任せるのかという話でございましたが、当面は吉川先生がおっしゃったように、各講師がそれぞれのやり方でやっております。それは「憲法」でもそうでございます。「憲法」を担当している者が五人いるわけでございますが、一年に一回ぐらい、五人で一緒に集まって食事をしながら、意見交換をしておりますが、やり方は人さまざまです。ちなみに私はどういふことをやっているかと申しますと、「憲法」の基本判例の中

のさらに基本的なものを選び出しまして、それでその判決全文を学生に配付いたしまして、一審、二審、三審と読んでもらおう。それをクラスの中からチューターを二人決めまして、その二人はとりわけ一生懸命やってきてもらう。そして、その中で民事で言えば、原告、被告の言い分を分析し、かつ裁判所の考え方を分析し、そこに学説等もいろいろ加味しながら話し合っていて、どういふところでものの考え方が分かれていくのかということを中心に、大体二〇人ぐらいの学生で、円卓の方法でチューター二人を中心に演習をやっております。

講師である私は、チューターの足りないところを補いつつ演習を続けていくということをやっております。

新井 ありがとうございます。

今「刑法」「憲法」というふうに進みまして、私も「民法」の演習二と三を担当しておりますので、若干お話しをします。「民法」の二、三、それから一もそうです。共通の問題を作成し、検討会を開いて、討議します。あと細かい点、あるいはその問題をどういふふうみんな議論するの

かということは、各講師にお任せするといふ形で作っております。大体お二人の先生と同じように「民法」でも、やはりレポーター、担当者を決めて、基本的にはそちらの発表を中心に行うという点では変わりません。

それから私が最初の年に生徒からこういう指摘を受けました。先生方も忙しい中を多摩まで来て学生に接するんだから、学校の先生と同じような話じゃなくて、実務の話、先生方の担当した事件、そういったものをもっとどんどん話してほしい。そうしないと、折角来ていただく意味はありませんよと、はっきりそう言った学生がいました。

授業の二講目あたりに、そういう注文が出まして「あっそういうものか」と思いました。当然と言えば当然なんです、何となく初年度で肩肘を張って出かけたという気持ちがありましたので、テーマに気を取られて、そういう点に思いが馳せなかったということを反省し、先ほど吉川先生がかなりの時間、自分が担当した事件を中心にお話をされたと言われましたが、私が担当

して勝った事件、負けた事件、そういったものを毎回初めの一〇分程度話をします。

正直なところ、演習問題をしているときよりも、生徒の目はこちらの方に引きつけられてくるということを感じております。中には「報酬は幾らもらったんですか」という話も出て、正直に金額を話して、それは高いのか、安いのか、皆さん考えてくださいという話をしています。そういう意味で、我々の持ち味とすれば、法曹実務家に接することの少ない学生に、自分たちの担当した事件を通して、弁護士とはどういうものなのか、どんな仕事をしているのか、どんなことを悩んでいるのかということを感じていただくのが大きな使命ではないかと日ごろ感じております。

それから今の制度の中で、学生から前期・後期が終わった後、アンケートを取っております。また我々講師も感想をアンケートという形で記載して学校側に提出しております。こういう制度をとった趣旨あるいはその効果、その反応、その辺、角田先生、いかがでしょうか。

学生アンケートの意義と結果

角田 学生による授業評価、広く言いますと、大学の「自己評価」、そういう動きを促進したいという動機がありまして、「司法演習」や「法曹論」だけではなくて、我々の方も昨年から取っております。項目は違いますけれども、それを全部集計して、それぞれの先生方にお渡しするというをやっております。

その大きな狙いは、とにかく教師というのは学生に教えてやるという一方通行でして、ゼミですと双方で議論しますけれども、授業の場合はもっと一方通行で、わからないければ学生の方が悪いんだという意識が非常に強うございます。このよかれと思っていることが、学生にとっては一体どういふふうを受けとめられているのか。どういふところがいいと言い、どういふところが悪いと思っているのかがよくわかりません。それを見て、学生に何がわかるかということとを言う先生もいらっしやいますけれども、総体として、まじめにアンケートに答えているなと思います。確かに学生から見ると、そういうふうに見えるのだなということが

我々もわかります。そういう点で、まず最初に法曹会の先生方にアンケートを取っていただいて、我々の方に次はやるんだぞという覚悟で二段構えでやりました。

それから先行させていただいた理由は、我々は日ごろ接しておりますけれども、学生に教える機会を最初にお持ちくださった法曹会の方々に、一体学生というものはどういふものなんだ、どういふところに関心を持っているのか、何よりもお知りになりたいに違いない。その往復運動をやりながら、学生はこういうものなんだということに慣れていただくのが一番いい方法ではあるまいか、そのことを感じたのが始まりです。

そのことから、毎年「司法演習」を担当して下さっている先生方と反省会を開いております。そこで出た意見や要望については、今度は我々の方も、次のときにどういふ点を改善しなければいけないのかという受けとめ方ができますので、そのことの素材に使わせていただいている、この三点あるかと思えます。

新井 三和先生、学生のアンケートを取っ

ていただいて、当初予想したような効果といますか、あるいは違った、意外な反応というものはありましたでしょうか。

三和 アンケート自身は、学部長でありました角田先生が始めたわけでありまして、私自身は最初実は疑問を持っていたんです。

我々の方でやらなければいけない「自己点検・自己評価」は、みんないやがるものですから、とりあえず「司法演習」からやっただという経過がございましたけれども、結果といたしましては非常によかったですと思えます。こんなにいい効果が出るとは思っておりませんでした、学生に役立つかなと思っておりますが、結果が本当に良かったと思えますし、アンケートの回収率も「司法演習」が一番高いんです。そういう点では成功した一つの証になっていると思います。

「司法演習」の問題点

新井 ありがとうございます。

そのアンケートの中で、「司法演習に満足できなかった理由は何ですか」という問いに対して「参加者の意欲に差があり過ぎ

て授業効果が上がらなかった」という回答が相当数あります。生徒が大体二〇人前後いる中で、いろいろな取り組み方、あるいは意欲、そういったところに大変な差があるということは、我々講師の間でも意見が出る問題ですが、こういうことで問題点として二つ挙げられると思います。

一つは、ある程度勉強する意欲の強い人の仲間、あるいはそうでない人というような形での分類が、これから可能なのではないかという点と、人数をもう少し少ない規模でというのが講師側のアンケートの中に大分出ております。二〇人は多いから、できれば一五人、一〇人、このくらいの規模でクラス編成できないかというのが、講師のアンケートにも出ておりますが、その辺はいかがでしょうか。

三和 まず大学システムから申しますと、四月の入学ないしは二年生になりましたときの三月の終わりごろに、履修届を出さなければならぬものですから、後期から始まるものにつきましても、その段階で全部決めていかなければならぬわけです。そういう技術的な面で、実際上は一回で集め

まして、憲・民・刑の部屋を分けておきまして、そして、それぞれのクラスのカードを準備して、希望者を集めて配っていくという形でやっておりますので、そこで能力別といえますか、意欲別というのですか、そういうクラス分けがどこまで可能なのか、実際の事務上の問題からいって、難しいのではないかという気がいたします。

新井 この点について、授業内容というのか、要項を各人ごとに発表するという制度とか、それで、生徒が、この先生はこういう方針で演習されるんだということで、生徒の方からも選択できる材料を提供して欲しいという要請がありますが、どのように配慮されているのでしょうか。

三和 従来も学生の希望に合わせてやっていたわけですが、従来の学生の選択を見ておきますと、はっきり言って、先生方がわからないものですから、時間割を見ておりまして、時間割が土曜の終わりごろになりましてと評判が悪いんです。

ですから、それにプラスされまして、本年度からは先生方が各講義方針を書かれたわけです。実は、講義方針を厳しく書かれ

た先生のところには、学生が来ないというのがありまして、ある特定の先生につきましては、極端に少ないんです。

なぜかといいますと、必ず試験をやるといふふうに書いてある先生のところには、学生が行かないんです。レポートでかえるとか、あるいはとにかく参加してくれるようにと、やさしく書かれた先生のところには多く学生が集まっているのじゃないか。

ですから、今年は時間割の要素と先生方の講義方針との両方の組み合わせでできていく面があると感じております。

新井 二番目の、「クラス編成で学生の人数をもう少し少なくできないか」ということについてはどうでしょうか。

三和 人数は平均してやっていたいけば、できる可能性はあるんですが、やはりなるべく学生の希望を生かしたいという気持ちがありますので、二〇名を若干超えましても、それを削って他に回すのは、なるべく避けたいと思って我々はやっているんです。だから、技術的にやろうと思えばできないことはないんですけども、希望している人を削って回しますと、先生にとりまして

は、第二志望になりますから意欲が減ってくるのではないかという気もいたしますし、現実に受講生を見えますと、一〇名以下のクラスもありますし、一〇名台のクラスもあります。時間割と講義要項のいいところでしたら、二五名ぐらい集まっているところもありまして、それはある程度ならそうと思えばならせないことはないんですけども……。

新井 例えば講師の数とコマ数全体を増やして……。

長内 講座数を増やしていくという形で考えますと、現在大体六〇〇人から六四〇人の受講生がいますので、二〇人編成で三〇数クラスが必要です。単純化していくと、そういうことになりましたけれども……。

三和 これは、極端に言って「司法演習」は学生にとって、取っても取らなくてもいい科目なんです。ですから、希望どおりです。何名来るかは、我々はつかみきれないわけです。大体前年の実績からこうであらうということでしたが、それよりも多ければ、結局クラスの人数が多くなってしまう。例年予定しましたよりも、今年

は多かつたと思います。それでもやはりバ
ラツキがありまして、多いクラスと少ない
クラスに分かれています。先生方を増
やしただけでは解決つかない。

長内 単純には解決つかない問題だと思
います。まず、「司法演習」の講座数を拡大
する方向で考える場合、一つはご協力いた
だけの先生の確保の問題があり、また拡大
した場合には、結局学生の選択によってバ
ラツキが出てくる。さらに法学部全体とし
て、専任教員と非常勤講師の比率の問題等々
もございます。このように、学生の数を大
体一クラス一五人を限度として考えるとい
う場合には、いろいろな問題を考えなければ
なりませんので、ちょっと研究させてく
ださい。

三和 いずれ来年度に向けてやるときに、
事務局からデータを出しますけれども、現
状で気がついておりますのは、二年生にな
りまして、前期・後期の二、三の演習がこ
ざいますが、多分同じだろうという形で我々
は組んだんですけれども、実際には二が多
くて三は少なくなっておりますので、三の
講座を減らして二の講座を増やすという技

術的な問題は事務局で今検討しております。
安原 「憲法」について、従来から……。

三和 「憲法」は了解ができました。「憲
法」は一を法曹会がやって、二、三を研究
者が担当するということを従来とってきた
わけでありますが、「司法演習」の趣旨が
単なる教育だけの問題ではない。OBの法
曹に接する機会を与える必要があるという
本来の趣旨を生かしまして、来年度からは
「憲法」の二も三も、全部法曹会をお願い
するということになりました。それは了解
がございましたので、来年度からはそういう
方針でお願いしたいと思っております。
新井 ありがとうございます。

講師の先生方に、この制度を今後どうん
なふうに発展させていくか、お聞かせいた
だければと思います。

司法特設講座の発展のための課題

才口 このまま継続的に推進した方がよろ
しいかと思っております。我々が担当してお
ります「法曹論」とか「司法演習」が、ど
んな成果や効果をあらわすかについては、
近い将来必ずや成果があがると確信して

います。

具体的には、「司法演習」を担当して学
生と接触しているうちに、だんだんに受験
志向の学生が多くなってきました。休み時
間とか、講義の合間の会話の中から、徐々
に受験してみようという気持ちに変わって
くることがわかるのです。

昨年から新規に開設された多摩校舎の法
職講座ですが、昨年担当した「司法演習」
の学生に、受験を勧めたところ、二人受験
しまして、二人受かりました。そういうこ
とで、効果は徐々にではあるが、上がって
いくだろう。そのためには、継続的に中大
法曹会が講師を派遣する方法を真剣に考え
る必要があると思います。派遣講師の候補
者、人材はたくさんおられます。その選択
の方法について、具体的な基準を定め、継
続的に供給できる体制を整えることが重要
ではないかと思えます。

新井 実は私も法職教育検討委員会の中
での意見として、こういう司法特設講座の
内容を知っている方は、そうたくさんおい
でにならない。一部の方は知っていても、
知らない方が多いのではないか。そこで、

司法特設講座とはこういうものですよ、それで我々がみんなで大学に出かけて学生に接しているんですよ、ということをお話、本日の座談会で話し合う中から感じ取っていただいて「よし、じゃおれもそういう講師をやろうじゃないか」という人たちの呼びかけの趣旨も一つ盛り込んで本日参加しているという実情があるわけでございます。

三和 その点でぜひお願いしたいんですけども、非常に生意氣な言い方ですが、我々見ておりまして、最初安原先生、その前の野宮先生が始められたころには、毎週出かけていって、そんな安いものでだれができるかという雰囲気がございます、先生方大変で、多分一年来られたらやめられるのかなと見ておりましたら、非常に熱心にやっていたいただきました。ありがたく思うんですが、それはやっぱり出かけていって学生と接触されて、学生が反応してくれば、教育というのはお金にかえがたいものがあるだろうと思しますので、ぜひ楽しみのあることを強調していただきましたら、法曹会の方々も参加していただけるんじゃないかと思ひます。表面だけ見ますと、毎週拘束さ

れて、あんな安いものじゃ行けるものじゃないということがありますので、ぜひその辺のところをお願いしたいと思います。

新井 その点について、先程休憩時間になった吉川先生が「学校に出かけるのが楽しみのなつた」というお話を伺いましたので、その辺のところをお願いします。

吉川 私は検事をやっていて、途中から弁護士に変わって、弁護士になりますと、いろいろ争いごとの中でストレスがたまる部分がございます。検事の時代は価値観が一本で、ずっと走っていったんですけども、弁護士はいろいろな価値観を持たなければいけない状態にあって、金曜日に子供たちのところへ行くのが楽しみで、さわやかな感じもしております。

三和 その学生が試験にどんな受かかってくれますと、また励みも出るだろうと思ひます。

新井 このテーマの行く着くところの次の問題について、この「司法演習」を一年生、二年生で修了する、そうすると、その先どこに進むべきなのか、受け皿はどんなふうにか考へておられますか。一つは法職関係で

しょうか。

角田 「司法演習」を一年、二年に置きました理由は、学生に、将来、法曹の動機づけというのをずっと持つてもらいたいということと、身近に接することによって、それが強化されるということ、それと並んで、専門の教員の演習・ゼミは三年・四年から始まりますが、一年・二年の間は空白があるということがございまして、三年・四年は専門の教員が引き受よう、基本的には非常に単純ですけども、こういう区分けをしております。

もう一つは、司法特設講座の三〇四年のところに特講科目を置きまして、基本的には二単位を半期でやるんですが、一、二と通年でもいいという講義を置きまして、司法試験の基本六科目「憲法」「民法特講」、それに加えて「行政法」もありましたか、特講という講座を置きまして、これは基本的には専任ないし兼任の教員で受け持とうではないか、そういう体制をとってまいりました。

先ほど才口先生が「民事訴訟法特講」を担当しているというご説明がございました

けれども、法曹関係者としては、才口先生に今年度から持っていたいでいるわけです。この特講の部分が今のところやや弱体です。専任教員の中にも、大学で教える教育と司法試験のための教育は共通性を持っているところが多いという考えに対して、いや、自分の研究を学生に伝えることの方がよりアカデミックな大学らしい教え方だと思っている先生、めんどくさいからいやだという先生と、大まかに言うると三つぐらいおります。もう一押しすれば、それは司法試験を勉強する学生にとっても法学教育の王道を歩むことになるんだと賛意を表してやってくださる専任の教員が、必ずしも多くないということの意味しているわけですね。新井先生がおっしゃいました2年生で「司法演習」を終わった学生を、どこで受けとめるのかという問題は、体制としては弱いところなんです。

もう一つは、多摩の法職を思い切って拡大して、そこにもう少し力を注ぐことが重要だと思えます。それは正規の授業とこういう司法特設講座を有機的に組み合わせることによって、もう一つ先の勉強を進めて

いってもらいたいと思っているわけです。

三和 それから司法特設講座と申しますのは、我々の認識では「法曹論」と「司法演習」だけではなしに、今お話がありました三年、四年の共通科目になっていきます。「特講」が入っているわけです。「特講」の狙いは、結局、講義を通年でやるのと違って、例えば民法なら民法の重要問題というテーマでもって論点的に民法の体系にとらわれずに、問題点をやっていく。そういう形で「司法演習」の人たちを受け入れて発展させていくという形で組んでいまして、その中には二単位ですから、半年ずつでも外部の先生方にも来ていただいて、やっていただければ効果が出るだろうということ、才口先生にもお願いしたんです。そういう形で「特講」の使い方が、今のところうまくいってないんですけれども、将来、充実させていくつもりでおります。

新井 ありがとうございます。

この制度は大変評判がよろしいというところで、中大法曹会としても、これから講師の派遣の継続性ということについては、最大の努力を払っていききたいと思えますので、

大学側としても、これを発展するようにしてご支援を願いたいと思えます。

それではここで司会を代わります。

四、司法試験制度の変革とそれに 対応する方策

伊井 レジュメに従いますと、二の3の中
大法学部の司法試験への対応の問題、三の
これからの法曹養成教育と中大法曹会の役
割の問題が残っているわけですが、今まで
の話の中で、随分それに関わることも出て
きておりますので、それに沿って進めてい
きたいと思えます。

ご承知のように、今年から司法試験の制度が大きく変わります。いわゆる丙案と言われているものですが、三回以内の受験者に対して優遇枠ができる。そういうものができたことによって、結局学生たちがある意味では戸惑いと、どう利用したらいいかということを考えていると思えます。予備校は、その指導を盛んにいろいろな形でやっているようですが、予備校によって対応が大分違う。ある予備校は頻繁に受ける

うかということだと思つたのです。その意味で私どもの方にも反省すべき点がたくさんございます。

その点、残念なことに、私ども大学サイドには、司法試験という課題をある意味で敵視する雰囲気になつたわけではございません。そういった雰囲気が例えば、学研連と教授会との間で、いろいろな摩擦や感情のぶつかり合いを生んできた背景になつていふように思います。本当は、両者が中央大学における、法曹教育全体の中でそれぞれの役割を協力的に果たすべきなのです。その中で、学部が担当するのは、法曹を目指す諸君にとつてもそうではない諸君にとつても、共通の、基礎体力をつくるための教育をきっちり提供することだと思つています。そして、それを前提に、可能性のある諸君がより専門的な受験体制に入っていくという関係をつくり上げていかなければならぬんじゃないか、これがまず総論でございます。

さて、具体的な課題としまして、先ほど三和先生からご紹介がございましたが、在学生の受験者数が一〇年前の八〇〇という

数字からずつと落ちてきて、現在四〇〇を割り込んでいます。これを克服するためには、四年生までに、短答式にきちつと向かえる学生をどれだけ多くできるか。そのために大学受験者数の減少という客観的な情勢の中で、母数となる法学部進学者をどのように確保していくかが最大の課題だろうと思つています。その母数確保も、ただ漫然と法学部の入学定員を増やすのでは無意味です。実際に過去の合格実績を見ても、やはり法律学科、特に昼間部法律学科の定員を拡充する形で確保していくことが重要です。臨時定員の恒常定員化という課題も、こうした視点から取り組んでいく必要があります。

もう一つは、夜間部をどのように考えていくのか。現在、法学部ではまだ確定的な方針を持つに至っていませんが、現状のままではいけないということについては、私どもの認識は一致しております。前任の角田先生の時代に、いわゆる夜主型への転換という考えが叩き台として示されましたが、その中で、限りなく、昼間部の学生諸君の学力水準に近い層を夜主コースに迎え入れ

ることができるかどうか、緊急の課題として取り組んでいかなければならないと考えております。

もう一つは、夜間部問題との連動もございしますが、やはり司法試験等の各種国家試験の成果を出すためには、また、法学教育一般のレベルを上げていくためにも、昼の法律学科を初めとする昼間部の時間割をゆとりをつくる必要があります。現在は昔と同じような形で、ここから先は夜間部という時間割になつております。そのために、例えば法職講座や公務員講座の開設の場合に、過密な時間割の中でどうやって組むか非常に難しい問題となつています。そういう意味では全体としての学部教育の時間割の中で、課外の講座を十分に取り組めるぐらいのゆとりを持った時間割の編成を考えなければならぬと考えております。

入学定員を拡充していくという場合に、ただ、漫然と数を広げても意味がないわけで、意識を持った学生たちをどうやって迎え入れるか。先ほどレジュメの中で優秀な人材という言葉で書かれてございますが、やはり司法試験の場合には、入学時に優秀

であるかどうかも勿論ですが、挑戦の意欲を継続的に維持していくことが絶対必要です。そういう意味で一つには、附属高校の生徒を対象に——これは慶応義塾大学の物真似と言われるかもしれませんが——将来職業として法曹へ進んでいくことの意義や可能性をPRしていかなければならない。これは附属高校のみならず、推薦入学指定校についても必要と思います。これまでは一般入試の過去実績をベースに推薦指定校を選定してまいりましたが、今後は一定の目的意識を持った形で、指定校を開拓して法曹という世界へ進もうとする諸君たちが、より多く法学部へ進めるチャンスを増やすことも必要であろうと思います。

同時に、そういう形で入ってきた学生諸君に（もちろん一般入試の諸君も含めてですが）司法試験へのチャレンジング・スピリットをどういうふうに植えつけていくのかも大切です。その点過去四年間進めてまいりました「司法演習」「法曹論」が大変大きな役割を現在進行形で果していると思います。これを含めて、いかにチャレンジング・スピリットを養成していくのか。先

ほど、現在の中央大学の学生気質というところで、他大学、特に我々がライバルとして今後も競争していかなければならない大学の学生に比べると、どこかに負け犬意識を背負っている学生が多いという指摘がありました。これを取り払うと同時に、法曹という職業に魅力を感じる学生を育てていかなければなりません。そのためには地味な努力を続けるしかないだろうと私は考えております。

次に、学部教育と受験指導体制の機能分ける必要と考えます。これは先ほど中村先生からご紹介がありましたように法職ができましたときには、動機づけの機能から始めて、三つの機能を法職が担うべく期待されておりました。その後「法曹論」「司法演習」等ができてきて、ある意味では既に一定の分業が法職との間では行われているわけです。こうした分業と協同の体制を学部と法職だけでなく、学研連との間にもつくり上げていくことが必要です。

学研連と学部及び法職との関係をどうのようか考えていくのか、先般来、学研連委員長の山岸先生や瀬川先生・木村先生と懇談

の機会を持たせていただいておりますが、私どもの方にもまだ具体的なイメージがございません。この辺について、中大法曹全体の観点からお知恵を拝借できればと思います。

もう一つ、この間各地を回らして、親御さんたち、あるいは学生たちと会ってござりまして、実質的な受験層というものをどうやって確保するのか。先ほど吉川先生からお話がありました、受けたらよさそうと思う学生がむしろ逃げていく、中クラスというかBクラスの学生の方がむしろ何となく居残って受験を繰り返している。ある意味で親御さんたちとの話し合いの中で、大学が「君は別な道へ行った方がいい」という決断をしてやる仕組みが必要なのかなとも思います。受ける、受けると太鼓を叩くだけじゃなくして、一定期間受験勉強に取り組む中で、やはり適性なり可能性なりというものが見えてくる時期があるんだらうと思います。今のところは母数確保といえは受験者数の確保ということになりますが、ある段階を経たところで、実質的な戦力となる層をどれだけ選抜していく

のか、この仕組みを考えなければならぬ。この仕組みができれば、親御さんたちの不安をある程度取り除いてやることができるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、中央大学の現状では、司法試験がオールオアナッシングの試験になってしまっており、学生たちにとって、非常にとっつきにくいものになっているという事実がございます。そういう中で一定数以上の者が試験に確実に取り組んでいくためにも、ぜひ短答式の早期合格を具体的な目標として、体制を整えていかねければならないのではないかと考えます。長くなりましたが、以上でございます。

受験三回優遇枠と学生への指導

伊井 短答式の早期合格といっても、果して自分が今受けていいものやら、迷いがある。受験三回枠というものができたことによつて、法職の学生たちの中にも、自分は今年受けてもいいのかという悩みも出てくるところだと思います。そういう悩みを相談するところが欲しくなる。そういうことに関する指導は大学として何かお考えでしょうか。

三和 まず総括的に申し上げておきますと、回数制限という問題は、一番重大なことであると思います。まだデータを取っておりませんけれども、去年までの傾向から申しますと、論文合格者は不思議に四回目が圧倒的に多いんです。それが引っ掛かってくるということになりますと非常に困ったなというのがあります。

もう一点は、先ほどから言っておりますように、在学中に少なくとも短答式を受からせたいという希望があるんです。これを早くやり過ぎますと、三回制限に引っ掛かってしまうという矛盾があります、結論的に申しますと、一つは回数制限は撤廃の方向で弁護士会の方にお願したいということが一番大きなことです。

それ以外のことにつきまして、細かい点を申し上げますと、一つは、法職としては前からやっていたんですけれども、今年から特に重点を置きまして「受験指導相談コーナー」を設けております。現在、夏休み中もやっております、特に現在の修習生に無理を言っています、土曜日に来てもらって、受験相談や回数なんかの問題で、自分が今

年受けていかどうかを具体的に相談する体制を取っております。

それから、それ以外も、現在月曜から土曜まで（夏休み一斉休暇を除く）ほとんど開設しております。この宣伝がうまくいっておりませんために、現在どこまで利用しているかわかりませんが、この利用を呼びかけていって、そういう悩みにこたえていきたいと思っております。

先ほど学部長が言っておりましたオールオアナッシングの問題に関しまして、私自身としましては、今日の話からずれますので、簡単にしておきますけれども、公務員試験との並行をある程度考えていくことができないだろうかというふうな点が将来の課題になってくるのではなからうか。例えば県庁あたりとの関係で、ある程度まで頑張っていた者は、そちらへ行くという方向も考えられるような感じがいたします。

それから司法試験制度の改革の問題につきまして、最近感じておりますことは、先生方ご存じだろうと思えますけれども、実は回数制限だけじゃなしに、試験内容が大幅に変わってきております。今年の試験を

見ましても、憲・民・刑は、割に高度な試験になっておりまして、憲・民・刑を除きますと、基本的な問題に返ってきつつある。商法の問題などを見ますと、まさに学部 of 学生の方が受かりやすい試験になっている。そういう点で、指導体制を考えていかなければならないわけでありませうけれども、やはり基礎が非常に大事になってきている。本当に基礎的な問題ですから、受験のペテランはかえって戸惑って、答案構成がでないのではないかと感じがいたします。

それから短答式にしましても、前から問題だったんですが、今年あたりは公務員試験の問題と非常に近寄ってきつつある。そうしますと、東大、京大の連中は、公務員試験と掛け持ちでやっておりますから、短答式は共通で受けられる可能性が出てきている。だから、司法試験だけをやっていのが、必ずしも有利でなくなりつつありますので、内容的な点も我々指導体制として考えていきたいと思えます。

いずれにしても、最近の改革の方向は、中央大学にとっては厳しい状況じゃないかというところが現実であります。

伊井 大学の方でいろいろと新しい試みやら、いろいろな制度をやっていることとされていることはよくわかりましたけれども、結局、我々実務法曹の側で、果してどういう協力が今後とも可能なのかという問題が出てくると思います。

学研連との協力の問題あるいは中大法曹会としてどれだけの協力ができるかということについて、松崎先生、何かご意見ございますでしょうか。

学研連と中大法職講座の関係
松崎 ここにご出席の先生方は、大半が学研連出身者だと思いますので、私が申し上げるのは僭越かと思いますが、私がいま司会の方からのご指名でございますので申し上げます。

私は長い間、学研連傘下の研究室の運営に携わってきました。それから一昨年は、学研連の委員長をやらせていただいた経験から発言いたしますが、これはあくまでも学研連の統一した意見ではございません。あくまで私の経験に基づく個人的な意見でございます。しかし、個人的な意見とい

ながら、私は理事長にも、それから理事会でも、折に触れて同じようなことを申し上げておりますので、学校当局におかれまして、特に法学部長あるいは三和先生にご理解をいただきたいということ、法曹会の諸先生方にもご理解とご支援をいただかなければいけないという観点で申し述べさせていただきます。

大学と学研連との関係は、古い古い関係でございますことは、皆さんご承知のとおりでございます。学研連は大正の末期から昭和一〇年までに六つの研究室ができたので、今日まで六〇年〜七〇年の歴史を有するわけでございますが、中央大学出身の司法試験の合格者の約七〇%から八〇%は、この六つの研究室で目的を達成していたと思うんです。

ところが、現在では六つの研究室で中大全体の最終合格者の約三〇%になっております。ことほどさように、いろいろな原因や理由があり、学研連だけの責任じゃないと思えますが、学研連の中大合格者への寄与度が低下してきております。学研連の研究自体が、特に最近客観的情勢が変わった

中で、充分対応しきれなくなってきたということだと思えます。一言で言えば、制度疲労を来しているということなんです。

具体的に言えば、以前は各研究室自体で答案練習会とか、研究室出身の教授、助教授あるいは合格者が研究室に行つて、個別指導ができたんです。ところが、どんどん世の中が忙しくなったということもあるし、それから合格者がだんだん低下してきているから、指導体制がだんだん低下してきている。

よって悪循環により合格者を出せないという今日的な状況になっているんですね。そのことでいみじくも、大学当局も学研連だけに任せておけないという認識もあつたことだと思えますけれども、ようやくと云つては大学当局に失礼かもしれませんが、法職講座をつくり、大学当局も直接対応するシステムをつくつてくださったわけで、この点、中央大学総体から見れば非常にありがたいことなんです。

大学と学研連の関係というのは、大学当局にお叱りを受けるかもしれないけれども、我々の先輩が大学の施設、つまり物的な施設を無償で提供を受けまして、司法試

験の合格者を送り出す養成は、先輩がそれぞれ行っていたわけです。それは今日も現状は変わっていません。

どこでどうするかということで、学研連と学校当局とがいろいろ交渉をしていますけれども、例えて言うならば、大学と学研連との関係は、私は「相撲部屋論」というのを唱えているんですが、学生は大学の学生だけれども、司法試験に受かるための養成は研究室が相撲部屋としてよろしくその養成を受けもっているんですよ。これは頼まれたわけではなく、自主的にやっているんですが客観的には大学当局から委託を受けてやってきたという関係だと思つてですよ。

ところが、日本相撲協会と相撲部屋、中央大学と学研連の研究室との大きな違いは、大学当局は養成費用を一銭も出していないということなんです。相撲部屋は相撲協会が、風呂代からまき代から全部出して養成して関取にするという仕組みになっていますね。関取にするということは、研究室へ入って司法試験に合格して初めて十両になるようなものです。十両から前頭が上がって

て、弁護士会長ぐらいになれば三役でしょう。か、最高裁判事や検事総長、日弁連会長になれば横綱になったというものでしょう。ところが、現在では私ども先輩として力がなくて対応できず、答案練習もやらない、個人指導も充分できないということで、研究室の運営をしていることで手一杯というところなんです。ですから、その辺何とかありませんかということ、私は学校当局にお願いしているんですけども、そう簡単にいかないんですね。

もう一つ、相撲部屋というのは、今五〇ぐらいあるんですが、十両までの関取は各部屋一人か一人半ぐらいで、いない部屋もあるんですよ。

ところで、研究室でも何としても合格者を出そうとしますから、最低一名か二名は合格するように運営すると思つてんですよ。そこで私が言っているのは、全くの戦術論ですが、中央大学として今後合格者を最低三桁の数字に乗せていく必要があります、一〇〇名合格させるためには、そういう意味で研究室を四〇ぐらいつくって、平均して二名か三名、合格させることに全力をあげ

る。だから、私は研究室を三〇〇四〇位お
つくりになったらどうでしょうかと言うん
ですけれども、これには施設が必要だし、
金が必要だから、現実的じゃないでしょう。

そこで学研連と学校の関係はどうしたら
いいかということなんですけれども、研究
室はそれぞれ歴史と伝統がございますから
一概に言えないんですが、私の個人的な意
見としては、この際、司法試験合格云々の
ために、今までやってきた運営権を、大学
の法職の方に大政奉還する。大学で六つの
研究室、一二の研究室を、今法職の定員が
少ないというお話もあつてのことですから
従来の名前を冠するか、冠しないかは別に
して、第二研究室、第三研究室、第四研究
室：から一二研究室ということで、大政奉
還する。大学当局がそれを受け取るのには
いろいろな受入れ態勢をつくらなければな
らないと思いますけれども、運営のため
の人が必要ですから、大学当局で人をそれに
配置するということになれば、人件費も必
要でしょうが、そういうことは先輩が今後
とも無償でやっていく。法職の中にまるこ
と大学と研究室の協力体制ということで、

講師を派遣したり、研究室へも法職講座か
ら受験させる。研究室をまるごと法職が受
け取って、組み込んでもらうというのが一
番早い方法かなと思つてゐるんです。

先ほど長内法学部長が、この関係をどう
いうふうにしたらいいかというお話もあつ
て、学研連でも決まっておりますが、学
研連自体が何よりも今の自分たちの学研連
をどうしようか、そういう窮状に当面して
いることは客観的に間違いないので、この
辺を学校当局ともども、できるだけ早くそ
ういう体制をつくつて、さっき私が言った
ように一〇〇名の合格者を目指して大学と
もども頑張つていく、一緒にやらせていた
だきたいというふうに思うのでございます。
これは私個人の意見でございますが、よろ
しくご理解とご支援のほどをいただければ
ありがたい。あまりにもドラステックな
意見で、そんな意見はだめよということ
であれば、どこがだめなのか教えていただき
ながら、協力してやらせていただければと
思つてゐる次第でございます。

柳澤 松崎先生のご意見に対しまして、追
加したいと思います。十何年前に、法職

運営委員会が設置されたときに、私は学研
連の委員長をしていました。学研連・中大
法曹会は大学側に、法職での受験指導を要
請したわけです。学研連は、法職の運営は
学研連に任せてほしい、駿河台の記念館は
二フロアー欲しいという要請をしてゐるわ
けです。そして中大法曹会にもご協力をい
ただきました。その結果、大学では大学の
経費を使う以上は、学研連には法職の運営
を任せられない、予算の運用責任があるか
らということで、委員の人数等が決まった
わけです。当初からこのような発想で法職
運営委員会の設置を要請いたしました。十
何年前、法職のスタートするときから、そ
ういう発想であつたということをつけ加え
させていただきます。

伊井 現学研連事務局長の木村先生、いか
がでしょうか。

木村 私が述べることでも、もちろん学研連
を代表してというものでも、意見をまとめ
たものでもないんですが、確かに大学ない
し法職に大政奉還するという議論は、学研
連の内部にもないわけじゃないんです。

ただ、私は実際にそういう形でスタート

したときに、法職の指導体制がどうなるかということを考えてみるべきだと思います。法学部長が言われた一〇〇人の合格者を出すために、一学年一〇〇人の研究室員しか育てないというのでは足りないのは明らかです。ところが、現状の多摩の法職研究室は定数四八です。一学年に割ると一人名という数字ではないんです。これに対し、学研連が一年間でとる学年ごとの人数は、一二団体で大体一〇〇人ぐらいます。つまり、現状では学研連と法職講座の研究室を合わせても一〇〇人ちょっとぐらいの学生しか研究室の席は与えられていないんです。ところが、実際に各学研連や法職の研究室を受けにくる人は一学年大体二〇〇人ぐらいます。せつかくこの二〇〇人をうまく生かすためにはどうしたらいいのか、この人たちにいかに勉強の場を与えればいいのかということを考えなければいけないと思います。もちろん学研連がこの二〇〇人を全部収容するのは、現状の施設面からいって無理だと思います。

ですから、大学が中心になって法職講座が今よりも広い研究室をつくるべきだと思いますけれども、しかし、どこまで広く大きくできるのかと言えばおのずと限界があるのではないのでしょうか。例えば一学年五〇人とかいう研究室では、やはり研究室としての運営はできないだろうと思います。そう考えると、私は大政奉還論というのは、少しドラスティックすぎる考え方だということを感じがして、そこまで一気に行くのは現状では無理なのではないかと思えます。むしろ学研連と法職とでようやく二〇〇名からの学生を育てられるのではないかと思えます。例えて言えば法職講座の答案練習会とか多摩の答案練習会を一つの稽古場の土俵にして、そこに私どもの研究室の学生がそれぞれから出ていって稽古をする。そこには法職の研究室の室員も来る。その競争の方がむしろ合格者を相乗的に増やしていくことにもなるのではないかというふうに私は思っております。

中大法曹OBのこれからの役割
中村 学研連の果してきた役割には確たるものがあるわけですが、それが先ほど松崎さんがおっしゃったように学研連の機能が既に終わったという認識を持ち得るかどうかが第一の問題だと思います。それから、現在の学研連をどう活用するかは、大まかに言って学研連の入室志望者を大学でどういうふうな吸収できるかという問題です。又、現に入っている室員をどう活用できるだろうか、それから合格者はどう使えるかという、その三点からいろいろな施策が考えられる余地があるような気がします。

殊に、中大法曹会として一番問題なのは、大学の「司法演習」なり「特講」なりに、どういう人を送れるかというシステムづくりの問題があります。実は、野宮幹事長のときに、私は法職教育検討委員会の委員長をやってチューターを送り込むためにどうするかということで、大変激論をしたことがあるんですが、その途中で「司法演習」の問題が起って来て、講師派遣に変わって来て、今、中大の法職教育検討委員会は、人材派遣のための検討機関みたいに変質しつつあるわけですね。これをもう少し横断的な意味で組織化するか、幾つかのレベルからの検討が可能ではないかという気がし

ます。

伊井 ありがとうございます。

学研連に限らず、中大法曹会という、言ってみれば我々法曹OBが、大学における法曹教育に関わっていくことが始まってもう十何年になるわけですが、ただ、歴史を考えますと、学研連という存在は、かつてはどちらかというと大学と対立する存在であったことは確かなんです。大学の授業なんか受けるなど言っていたのは事実なんです。そういう思い入れを持っている先輩が随分いて、それが変容していくことに対してすごく抵抗をお持ちになっていることも事実です。

ただ、学研連——中大法曹会にしてもそうですが、我々法曹OBが、いかに大学の法曹教育に関わっていくか、協力してやっていくか、そういう時代になっていると思いますので、そういう協力体制を今後も双方で検討していかざるを得ないんじゃないかというふうに思います。

大分時間も経過しまして、まだまだ論じなければならぬ問題は多々あるかと思えますけれども、時間になりましたので、こ

の辺で終了させていただきたいと思えます。

最後に中大法曹会事務局長の森田先生の方から、閉会のご挨拶をお願いいたします。



森田 本日は、中大法曹会の座談会に、大学側からは長内法学部長を初め角田、三和両教

授、大場事務室長、また、大学の理事、監事の先生、法職講座関係の諸先生および学研連、執行部の先生方に多数ご参加いただき長時間にわたって熱心にご討議をいただき、深く感謝申し上げます。

今日のお話の中に、中央大学に入ってきた学生の自信のなさ、意欲のなさをどういうふうにして解消するか、が非常に重要であると論じられました。そしてそれについて、大学の先生方はもちろんのこと、法職講座の先生方も実務的な側面から、学生に直接話しかけ、学生の意見を聞いてこれを払拭しようと努力しておられることが非常に印象的でした。

この話を聞いて、この自信のなさ、学生の意欲のなさを解消した後、特に、学生の

意欲を継続的に保持させていくということが非常に重要であると考えます。法職講座の先生方はもちろん、学校当局でもこの点に留意していただき、学生が法学を勉強し、ひいては司法試験を受験し、必ず合格するんだという意欲を継続するようご支援下さいますようお願い致します。

また、長内法学部長は、四年生の短答式合格者数を増やすことを具体的な一つの目標にすればいいのではないかとおっしゃっております。その他にも真近の具体的な目標を設定することができると思います。これらの目標に向かって努力することが非常に重要であろうと考えます。

最後に、本日出席の先生方はじめ関係者の方々の非常なご努力によって、着々と効果があらわれているやに感じました。そして中央大学が司法試験合格第三位に甘んずることなく、第一位に向かって邁進しておられるので、将来は非常に明るいと考えます。

また、この座談会記事を法曹だけでなく、大学当局並びに学生にも読んでいただき、大いに参考にしていただきたいと思います。そし

て効果を上げていただきたいと念願し私の
挨拶いたします。

今日はどうもありがとうございます。

(拍手)

伊井 どうもありがとうございます。

(拍手)



〔関係諸規程〕 (資料)

学校法人中央大学基本規定 (寄附行為)

(規程第一号)

目次

第一章 総則 (第一条—第三条)
 第二章 総長 (第四条—第九条)
 第三章 役員及び顧問 (第十条—第二十二条)
 第四章 理事会 (第二十三条—第二十五条)
 第五章 評議員会 (第二十六条—第三十四条)
 第六章 資産及び会計 (第三十五条—第四十一条)
 第七章 収益事業 (第四十二条—第四十三条)
 第八章 基本規定 (寄附行為) の変更 (第四十四条)
 第九章 合併及び解散 (第四十五条—第四十六条)
 第十章 公告 (第四十七条)
 附則

第一章 総則

(名称)

第一条 この法人は、学校法人中央大学と称する。

(事務所の所在地)

第二条 この法人は、事務所を東京都八王子市東中野七四二番一に置く。

(目的)

第三条 この法人は、教育と研究と行わせるため、次に掲げる学校及び研究所を設置する。

一 中央大学

大学院

法学研究科・経済学研究科・商学研究科・理工学研究科・文学研究科

法学部一部

法理学科・国際企業関係法学科・政治学科

法学部二部

法律学科・政治学科
法学部通信教育課程

経済学部一部

経済学科・産業経済学科・国際経済学科・公共経済学科

経済学部二部

経済学科・産業経済学科・国際経済学科

商学部一部

経営学科・会計学科・商業・貿易学科

商学部二部

経営学科・会計学科・商業・貿易学科

理工学部一部

数学科・物理学科・土木工学科・精

密機械工学科・電気工学科・電気・

電子工学科・工業化学科・応用化学

科・管理工学科・情報工学科

理工学部二部

物理学科・土木工学科・精密機械工

学科・電気工学科・電気・電子工学

科・工業化学科・応用化学科・管理

文学部一部

文学科・史学科・哲学科・社会学科・

文学部一部

総合政策学部 政策科学科・国際政策文化学科

イ 中央大学高等学校 定時制過程 普通科・商業科

ウ 中央大学杉並高等学校 全日制過程 普通科

エ 中央大学杉並中学校

オ 中央大学附属高等学校 全日制過程 普通科

二 研究所

ア 日本比較法研究所

イ 中央大学経理研究所

ウ 中央大学経済研究所

2 この法人は、私立学校法第二十六条の規定による事業を

行う。

第二章 総 長

(総長)

第四条 この法人に総長を置く。

2 総長は、この法人の設置する学校その他学術研究機関を
総括総理する。

3 総長の任期は、三年とする。ただし、任期満了の後にお
いても後任の総長が就任するまでは、その職務を行う。

(総長の選任)

第五条 総長は、次に掲げる者で組織する委員会の選考した
者について、理事会が選任する。

一 学長・研究所及び高等学校長

二 学部長及び各学部教授会で互選した者各三人

三 理事会で互選した者五人

四 評議員会で互選した者若干人

五 事務局長及び副参事以上の職員から互選した者二人

2 前項第四号に定める委員の員数は、第三号の員数と合算
して第一号、第二号及び第五号の員数の合計と同数とする。

(総長の選考委員会)

第六条 前条の選考委員会は、理事長が招集する。

2 委員会は、委員の互選により、委員長を定める。

3 委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ、会議
を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定
する。

(総長の職務代行)

第七条 総長に事故があるとき、又は総長が欠けたときは、

理事会が、その職務を代行する者を定める。

(教学審査会)

第八条 総長の諮問機関として、教学審議会を置く。

2 教学審議会に関する規則は、別に定める。

(教学審議会への諮問)

第九条 総長は、学校その他学術研究機関に関する規則の制定又は改廃並びに重要な学術研究機関の設置又は改廃について、教学審議会に諮問しなければならない。

第三章 役員及び顧問

(役員)

第十条 この法人に理事及び監事を置く。

2 理事及び監事の定数は、次のとおりとする。ただし、第十二条に定める職務上の理事は、定数外とする。

一 理事 十二人以上十七以内

二 監事 二人以上三人以内

3 第十二条に規定する職務上理事において、総長と学長とが兼ねる場合には、前項第一号の規定にかかわらず、理事の定数は、十六人以上二十一人以内とする。

(理事の選任)

第十一条 理事は、評議員会の議決によって評議員その他の者から選任する。この場合において、各学部教授会が推薦する教授各一人を理事に選任するものとする。

(職務上の理事)

第十二条 総長、学長及び事務局長は、前条の規定にかかわらず、その在任中理事となるものとする。

2 学長の職務、任期及び選任等に関する規則は、別に定める。

(理事長)

第十三条 理事長は、選任理事のうちから理事会が選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総長たる理事を理事長に選任することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、学長たる理事を理事長に選任することはできない。

4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事の互選によって、その職務を代行する者を定める。

(事業理事及び常任理事)

第十四条 理事の互選によって、事業理事一人及び常任理事若干人を定める。

(監事の選任)

第十五条 監事は、評議員会の議決によって、評議員その他の者から選任する。

2 監事の互選によって、常任監事一人を置くことができる。

(任期)

第十六条 役員(職務上の理事を除く。)の任期は、三年とする。ただし、補欠又は補充によって役員となる者の任期は、現在役員の残任期間とする。

2 役員は、任期満了の後においても、次期役員が就任する

までは、その職務を行う。

第四章 理事会

(理事長及び理事の職務権限)

第十七条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 理事は、理事会を組織し、その議決について責任を負う。
(総長たる理事の代表権)

第十八条 総長たる理事は、第四条第二項に規定する事項について、この法人を代表することができる。

(事業理事の職務権限)

第十九条 事業理事は、この法人の行う収益事業に関する事務を処理し、これについて法人を代表することができる。

(常任理事の職務権限)

第二十条 常任理事は、理事長を補佐し、その担当事務を処理する。

2 常任理事は、理事会が必要と認めるときは、特定の事項について、この法人を代表することができる。

(監事の職務権限)

第二十一条 監事は、この法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第二十二条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が評議員会の同意を得て委嘱する。

(理事会)

第二十三条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の二分の一以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。

2 理事会の議長には、理事長が当たる。理事長に故障があるときは、常任理事の互選によって議長を定める。

3 学部長、大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長、電子計算機センター所長、保健センター所長及び高等学校長は、必要に応じ、理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

(理事会の議事)

第二十四条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数によって決定する。

3 理事の意見が可否同数のときは、理事長の決するところによる。

4 議事に関する記録は、理事長が署名し、事務局長が保管する。

(理事会の権限)

第二十五条 理事会は、この法人の一切の業務を決定する。

ただし、常務の執行については、理事長が常任理事と協議

して決定する。

第五章 評議員会

(評議員会)

第二十六条 評議員会は、選任評議員及び職務上評議員で組織する。

(選任評議員の数及び被選資格)

第二十七条 選任評議員は、その定数を二百人以内とし、この法人の学員中、二十五歳以上の者から選任する。

2 次に掲げる者をこの法人の学員とする。

一 この法人の設置する大学の卒業生及び大学院の修了者
二 この法人の選任教職員

三 この法人の設置する学校の前身たる学校(英吉利法律学校、東京法学院、東京法学院大学及び中央大学予科・専門部・工業専門学校)の卒業者

四 財団法人中央大学から学員として推薦された者

五 学校法人中央大学評議員会において学員として議決して
た者

六 この法人に功労又は特別の縁故あるものとして学員会又は評議員二十人以上の推薦により、理事会において学員として議決した者

(評議員の選任)

第二十八条 選任評議員は、次に掲げる者で組織する選考委員会
の選考した候補者について、評議員会が選任する。た

だし、任期満了となる評議員は、この選任の議決に加わることはできない。

一 理事の互選による者三人

二 学部長及び各学部教授会で選任した教授各一人

三 事務局長及び評議員たる事務職員で互選した者一人

四 評議員会議長

五 前各号に規定する者及び職務上の評議員を除く残留評議員で互選した者若干人

2 前項第五号に定める委員の数は、第一号の員数と合算して第二号及び第三号の員数の合計と同数とする。

3 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

(職務上評議員)

第二十九条 この法人の役員、顧問、学部長、図書館長、学
生部長、通信教育部長、研究所長、高等学校長及び事務局
長は、その在任中評議員となるものとする。

(評議員の任期)

第三十条 選任評議員の任期は、四年とする。

2 補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補充評議員の任期は、そのつど、評議員会において定め
る。

4 選任評議員の解任については、第十六条第三項を準用す
る。

(議長及び副議長)

第三十一条 評議員会に議長及び副議長各一人を置く。

- 2 議長及び副議長は、評議員会において選任する。
- 3 議長及び副議長の任期は、各二年とする。ただし、補欠の議長及び副議長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることもができる。

(会議)

- 第三十二条 評議員会は、理事長が招集する。招集状には、議題を明記しなければならない。
 - 2 理事長は、評議員総数の三分の一以上の者から、会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。
 - 3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。
 - 4 評議員会の議事は、別段の規定がある場合のほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 評議員は、他の評議員に委任して表決することができる。委任した評議員は、評議員会に出席した者とみなす。
 - 6 会議に関する記録は、議長及び議長の指名した評議員二人が署名し、事務局長が保管する。
- (議決事項)
- 第三十三条 次に掲げる事項については、評議員会の議決を経なければならない。

- 一 予算、決算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項

二 基本規定(寄附行為)の変更

- 三 この法人の業務に関する重要な規定の制定又は改廃

四 合併

- 五 私立学校法第五十条第一号及び第三号に掲げる

事由による解散

六 残余財産の処分に関する事項

(委員会)

- 第三十四条 評議員会は、その権限に属する事項を審議させるため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会に関する規則は、別に定める。

第六章 資産及び会計

(資産)

- 第三十五条 この法人の資産は、現有の固定資産及び流動資産とする。

- 2 次の各号に掲げる収入は、すべてこの法人の資産とする。

一 資産から生ずる果実

二 学生生徒等納付金及び手数料

三 寄附

四 補助金

五 収益事業から生ずる利益金

六 その他の収入

(計算基準)

第三十六条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計

(以下「学校会計」という。)と収益事業に関する会計に分
け、学校会計は、文部大臣の定める学校法人会計基準の定
めるところにより処理しなければならない。

2 収益事業に関する余計は、公正な会計慣行に基づいて処
理しなければならない。

(資産処分の制限)

第三十七条 基本金に属する重要な固定資産の処分は、評議
員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なけれ
ばならない。

(予算)

第三十八条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、評議
員会の議決を経なければならない。

2 学校会計の予算は、総合、各学校及び経理研究所(講座
部)の予算に区分しなければならない。

3 収益事業に関する予算については、予定貸借対照表及び
予定損益計算書を作成しなければならない。

(決算)

第三十九条 この法人の決算は、毎会計年度の終了後二ヵ月
以内に、監事の意見書及び公認会計又は監査法人の監査報
告書を添えて、評議員会の承認を求めなければならない。

(財務諸表の備置)

第四十条 この法人の作成する財務諸表は、監事の意見書及
び公認会計士又は監査法人の監査報告書とともに、常に事
務所に備えておかなければならない。

(会計年度)

第四十一条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌
年三月三十一日に終わる。

第七章 収益事業

(種類)

第四十二条 この法人が行う第三条第二項の事業は、出版業
並びに生命保険の募集及び生命保険契約締結の媒介に関す
る業務とする。

(利益金の処理)

第四十三条 収益事業に関する会計の利益金は、積立金とし
て積み立てるほか、学校会計に繰り入れることができる。

第八章 基本規定(寄附行為)の変更

(議決の方法)

第四十四条 この基本規定(寄附行為)の変更は、評議員会
において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければな
らない。

第九章 合併及び解散

(議決の方法)

第四十五条 この法人の合併及び解散の議決については、前条の規定を準用する。

(残余財産の帰属)

第四十六条 この法人が解散した場合における残余財産の帰属者は、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから選定する。

第十章 公 告

(公告)

第四十七条 この法人が、法令によってする公告は、事務所
の定時提示場に提示して、行う。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日
(昭和二十九年三月一日)から施行する。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十七年四月一日から
施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規定(寄附行為)は、昭和三十七年十月八日か
ら施行する。

(経過措置)

2 この基本規定(寄附行為)施行の際、現に在任する総長、
役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、

それぞれのこの基本規定(寄附行為)により選任された者
とみなす。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十八年四月一日から
施行する。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十九年六月二十六日
から施行する。

附 則(規程第四百二十五号)

この基本規程(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日
(昭和五十一年十二月十六日)から施行する。

附 則(規程第四百二十六号)

この基本規定(寄附行為)は、評議員会の議決を経た日
(昭和五十二年三月二十一日)から施行する。

附 則(規程第四百九十二号)

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日
(昭和五十三年四月一日)から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日
(昭和五十三年九月二十七日)から施行する。

(経過措置)

2 この基本規定(寄附行為)施行の際、現に在任する総長、
役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、

それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

3 この基本規定（寄附行為）施行の際、件に在任する顧問は、この基本規定（寄附行為）により委嘱された者とみなす。

附 則（規程第八百三十九号）

この基本規程（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十八年五月三十日）から施行する。

附 則（規程第一千二十九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和六十三年月十八日）から施行する。

附 則（規程第一千七百七号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成元年十二月二十二日）から施行する。

附 則（規程第一千二百八号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成三年十二月二十日）から施行する。

附 則（規程第一千二百九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規程第一千二百六十号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規定第一千三百三十九号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成五年十九日）から施行する。

（経過措置）

2 理事の定数に関する第十条第二項第一号の規定は、この基本規定（寄附行為）によつて新たに選任される理事から適用する。

附 則（規定第一千三百四十一号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成五年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規定第一千三百七十四号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成六年四月十九日）から施行する。

施行 昭和二六・三・八

改正 昭和二七・七・二一

中央大学学員会会則

(名称)

第一条 本会は、中央大学学員会と称する。

(目的)

第二条 本会は、学員相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 奨学援助及び學術研究に対する助成
- 二 各種研究会、講演会及び見学会の開催
- 三 父母連絡会との交流
- 四 学生との交流
- 五 会報の発行
- 六 学員名簿の編纂
- 七 その他必要と認める事業

(会員)

第四条 本会の会員は、学校法人中央大学基本規定(寄附行為)に定める学員とする。

2 会員は、一定の会費を納入するものとする。
(本部及び支部)

第五条 本会の本部は、東京都千代田区神田駿河台三丁目十

一番地に置く。

2 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設置することができる。

3 前項の支部の設置については、幹事会の議を経て、会長が承認する。

4 支部長は、支部の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(役員)

第六条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 一人
- 二 副会長 七人以上十人以内
- 三 常任幹事 二十人以上二十五人以内
- 四 幹事 八十人以上百人以内
- 五 会計監事 四人又は五人
- 六 協議員 七人以上八百人以内
- 2 会長及び副会長は、その在任中常任幹事及び幹事の地位につき、前項に定める数の制限を受けない。
- 3 会長、副会長、幹事、会計監事及び支部長は、その在任中協議員は地位につき、第一項に定める数の制限を受けない。

(役員を選任)

第七条 会長、副会長、幹事及び会計監事は、協議委員会において選任する。

2 協議員は、総会において選任する。

3 前二項の選任方法は、協議員会及び総会において定める。

4 常任幹事は、幹事の互選による。

(役員の任期)

第八条 役員任期は、三年とする。

2 補欠又は補充によって選任された役員任期は、現任役員任期とす。

(役員職務権限)

第九条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。

3 常任幹事、幹事及び協議員は、それぞれ常任幹事会、幹事会及び協議員会において、おのおの所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査する。

5 会計監事は、常任幹事会及び幹事会に出席して、意見を述べることができる。

(名誉会長)

第十条 本会に名誉会長一人を置くことができる。

2 名誉会長は、幹事会の議を経て、協議委員会において推薦する。

3 名誉会長は、重要な会務について、会長の諮問に應ずる。

(名誉顧問)

第十一条 本会に名誉顧問を置くことができる。

2 名誉顧問は、学校法人中央大学理事長、学校法人中央大学学総長及び中央大学学長に在任する者について、会長が委嘱する。

3 名誉顧問は、重要な会務について、会長の諮問に應ずる。

(顧問)

第十二条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長及び副会長に在任した者について、幹事会の議を経て、協議委員会において推薦する。

3 顧問は、重要な会務について、会長の諮問に應ずる。

4 顧問は、特別の事情があるときを除き、終身在任する。

5 顧問は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

(参与)

第十三条 本会に参与を置くことができる。

2 参与は、特に本会の発展に苦勞があつたと認められる者のうちから、幹事会の議を経て、会長が委嘱する。

3 参与は、重要な会務について、会長に対して意見を述べることができる。

4 参与の就任年齢は六歳以上とし、任期は6年とする。

ただし、特別の事情があるときは、さらに参与を委嘱することができる。この場合の任期は6年とする。

5 参与は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

い。

(総会)

第十四条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年5月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 総会の招集は、開催日の二週間前までに学員に周知させる方法により行う。

5 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

6 総会は、協議員の選任その他本会の重要な事項について審議する。

(協議員会)

第十五条 協議員会は、定時協議員会及び臨時協議員会とする。

2 定時協議員会は、毎年五月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時協議員会は、会長が必要と認めるとき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 協議員百人以上が、連署をもって会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は、遅滞なく招集しなければならない。

5 前三項の招集は、開催日の二週間前までに通知を行う。

6 協議員会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

7 協議員会は、次の事項を審議する。

一 会長、副会長、幹事及び会計監事の選任

二 事業計画、事業報告、予算及び決算の承認

三 会則の改正、規程の制定及び改廃

四 名誉会長及び顧問の推戴

五 その他本会の重要な事項

8 協議員会は、協議員の四分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

9 協議員会の議事は、特別の定めがあるときを除き、出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

10 協議員は、書面により出席協議員に委任して、その権限を行使することができる。

(会長・副会長会議)

第十六条 会長・副会長会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長・副会長会議は、会長が議長となり、第三条に規定する事業その他本会の事業の執行について協議決定する。

(幹事会)

第十七条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会は、会長が議長となり、学員の推薦、規則及び細則の制定又は改廃その他本会の運営上必要な事項を審議す

る。

(常任幹事会)

第十八条 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項について調査・研究し、意見を具申する。

(委員会)

第十九条 本会は、必要に応じて幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、幹事会において定める。

(奨学会の設置)

第二十条 第三条第一号に定める事業を行うため、財団法人白門奨学会を設置する。

(学校法人中央大学評議員候補者の選出)

第二十一条 本会は、別に定める規程により、協議員会の議を経て、学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

(本会の経費)

第二十二条 本会の経費は、学員会会費収入(以下「会費」という)、寄附金、事業収入、補助金及びその他の収入をもつて充てる。

(会費)

第二十三条 会費は、三万円とし、第四条により学員となつたときに全額を納入するものとする。

2 学生は、学員となることを前提として、予へ会費を預託することができる。

3 会費の納入及び預託に関する規程は、別に定める。

(寄附金)

第二十四条 寄附金は、特に指定されたもののほか、これを基本金に繰入れ、寄附者の氏名は、本会記録に記して、長くその厚意を彰する。

(会計年度)

第二十五条 本会の会計年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(会計処理)

第二十六条 本会の会計処理については、別に定める中央大学学員会経理規程による。

(本部事務局)

第二十七条 本会に中央大学学員会本部事務局(以下「本部事務局」という。)を置く。

2 本部事務局に局長を置き、局長は、その在任中、常任幹事、幹事及び協議員の地位につき、第六条第一項及び第二項に定める数の制限を受けない。

3 本部事務局に関する規程は、別に定める。

(会則の改正)

第二十八条 この会則の改正は、協議員会において、出席協議員の三分の二以上の議決を経なければならない。

附則

(改正会則の発効)

1 この会則は、協議委員会において議決されたときから効力を生ずる。

(旧役員任期)

2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでのおのその職務を行う。

(この会則により選任された役員任期)

3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事及び会計監事の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和六十一年五月三十一日までとする。

4 この会則により、最初の選任された協議員の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和六十一年六月三十日までとする。

(参与の委嘱)

5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十一条第三項により委嘱されたものとみなす。

(旧会則による会費完納者の取扱)

6 昭和五十八年三月三十一日までに旧会則に定める会費を完納した者は、第二十条に定める会費を完納したものとみなす。

(旧会則による分割納入者の取扱)

7 旧会則第十九条ただし書きにより会費の分割納入を継続している者の会費は、第二十条の規定にかかわらず、二万

円とする。ただし、昭和五十八年十二月三十一日までにその残額を完納しなければならない。

(昭和五十八年度の会計年度)

8 昭和五十八年度の会計年度は、第二十一条の規定にかかわらず、昭和五十八年一月一日から昭和五十九年三月三十一日までとする。

(昭和五十八年三月十二日施行)

附則

(施行期日)

1 この会則は、平成二年五月二十五日から施行する。

(経過措置)

2 この会則施行の際、現に在任する会長、副会長、常任幹事、幹事、会計監事及び協議員は、その在任中、それぞれこの会則により選任されたものとみなす。

附則

(施行期日)

1 この会則は、平成六年五月十四日から施行する。

(経過措置)

2 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十三条第四項の規定にかかわらず、終身在任するものとする。

中央大学法曹会会則

(制定昭四四・五・一七、改正昭五五・五・二七、平成二・五・一六、平三・五・二三)

第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学学員会の支部とする。

第二条 本会の事務所を東京都内に置く。

第三条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するために次の行事を行う。

- 一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること
- 二 会報及び会員名簿の発行
- 三 研究会、講演会及び座談会の開催
- 四 その他必要と認める事実

第五条 本会は中央大学学員で東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並びに本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもって組織する。

幹事長は、本会の趣旨に賛同して会員になろうとする者の申出を受けたときは、常任幹事会の議を経て右の者を会員とするものとする。

第五節 本会に次の役員を置く。

- 一 幹事長 一名
- 二 副幹事長 五名

三 常任幹事 五十名以内

四 幹事 三百名以内

五 会計監事 三名以内

第六節 幹事及び会計監事は総会において選任する。但し、幹事は別に定める規定により選出した候補者の中から選任するものとする。

第七節 幹事長、副幹事長及び常任幹事はいずれも幹事の互選による。

第八節 役員は任期はすべて二年とする。但し再任を妨げない。補欠、補充又は増員によって選任された役員は、前任者の残任期間とする。

第九節 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。

顧問及び参与は本会の管理運営につき随時その諮問に応えるほか幹事会または常任幹事会に出席して意見を述べることが出来る。

第十節 幹事長は本会を代表し会務を掌理し、中央大学学員会の支部長となる。

副幹事長は幹事長を補佐し幹事長に事故あるときは予め

定めた順序によりその職務を代行する。

幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、おのおの所定の職務を行うものとする。

会計幹事は本会の会計を監査するものとし、常任幹事会及び幹事会に出席して意見を述べることが出来る。

第十条 総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年五月中に幹事長がこれを招集する。

幹事長が必要ありと認めたとときは臨時総会を招集することが出来る。

幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なく、これを招集しなければならない。

総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一名がこれに当たる。議長は幹事長より提案する議事を総会の審議に付ける。

副議長に議長を補佐する。

総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は年二回以上幹事長の招集によりこれを開く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求をうけたときは遅滞なく、幹事会を招集しなければならない。

幹事会において幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役員並びに中央大学学員会の役員の各候補者に推

薦する事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、年四回以上幹事長の招集によりこれを開く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。

常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を審議決定する。

第十三条 本会は必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会を置くことが出来る。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十三条の二 本会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、別に規則をもって定める。

第十四条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもつて支弁する。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならぬ。

第十六条 本会則は総会において出席会員の三分の二以上の

同意を得て改正することができる。

附則

この会則は、昭和五五年六月一日から施行する。

附則

第一条第二項及び第十三条の二の改正規定は、平成二年五月十六日から施行する。

附則

第五条第四号の改正規定は、平成三年五月二十三日から施行する。

会員の請求による臨時總會招集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時總會招集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により臨時總會の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時總會の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附則

この規程と改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条 この規程は中央大学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 幹事候補者は左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。

一 東京弁護士会所属会員中より 一三〇名以内

二 第一東京弁護士会所属会員中より 五五名以内

三 第二東京弁護士会所属会員中より 五五名以内

四 都内各裁判所所属会員（判事出身の公証人を含む）

中より 三〇名以内

五 都内各検察庁所属会員（検事出身の公証人を含む）

中より 三〇名以内

第三条 削除（昭和五五年六月一日施行）

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附則

この規程は、昭和五五年六月一日から施行する。

附則

第二条各号の改正規程は、平成三年五月二十三日から施行する。

中央大学法曹会事務局規程

第一条 中央大学法曹会事務局本会（以下「事務局」という。）

に次の職員を置く。

一 事務局長

一人

二 事務局次長

若干人

第二条 事務局長及び事務局次長は、幹事会の議を経て、幹事長がこれを任免する。

第三条 事務局長は、幹事長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局の事務を分担し、その担当事務について事務局長を補佐する。

第四条 幹事長は、幹事会に諮り、事務局の運営及び事務処理に関する細則を定めることができる。

第五条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附 則

この規則は、平成二年五月十六日から施行する。

中央大学法曹会人事委員会規則

(設置)

第一条 本会に人事委員会（以下本委員会という）を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、本会幹事長の諮問に基づいて本会が学
校法人中央大学、中央大学学員会、その他に推薦する候補
者の人選を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

- | | |
|----------------|----|
| 一、東京弁護士会ブロック | 四名 |
| 二、第一東京弁護士会ブロック | 二名 |
| 三、第二東京弁護士会ブロック | 二名 |
| 四、裁判所、公証人ブロック | 一名 |
| 五、検察庁、公証人ブロック | 一名 |

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第五条 本委員会は、委員長一名を置き、必要に応じ副委員
長若干名を置くことができる。

委員長および副委員長は、委員で互選する。

委員長は、会議を招集し、議長となる。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、

委員長に代わる。

(会議)

第六条 本委員会は、第二条の目的を達成するため随時招集
し、審議答申する。

(幹事長等の出席)

第七条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長および
事務局の出席を求め意見を聴くことができる。

付則

この規則は、平成七年六月一日から施行する。

法職教育検討委員会規則

(設置)

第一条 本会に法職教育検討委員会(以下「本委員会」といふ)を置く。

(委員会の目的)

第二条 本委員会は、中央大学法職講座運営委員会及び中央大学司法特設講座運営委員会の各事業、その他、法職を目的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査、検討及び協力することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

一、中央大学法曹会推薦の

中央大学法職講座運営委員会委員 二名以内

二、中央大学法曹会推薦の

中央大学司法特設講座担当講師 六名以内

三、東京弁護士会ブロック

第一東京弁護士会ブロック 八名以内

四、第一東京弁護士会ブロック

四名以内

五、第二東京弁護士会ブロック

四名以内

六、裁判所ブロック

二名以内

七、検察庁

二名以内

(委員長、副委員長)

第四条 委員会に委員長及び副委員長若干名を置く。

2 委員長及び副委員長は、前条に定める委員のうち、同条

第一号及び第二号の各委員を除いた委員で互選する。

(委員の任期)

第五条 委員の任期は、二年とし、一年毎に半数を改選する。ただし、再任を妨げない。

2 委員は任期満了後も、後任者が就任するまで、その職務を行なわなければならない。

(委員会)

第六条 委員会は、定例会と臨時会とし、委員長が招集する。

付 則

この規程は、平成六年十二月九日から施行する。

(経過措置)

1 改正日以前からの委員のうち、第三条第一号の委員及び同条第三号乃至第七条の各半数の委員の各任期は、第五条の定めにかかわらず、平成七年の幹事会において、新委員が選任される日までとし、その余の委員の任期は平成八年の幹事会において、新委員が選任される日までとする。

2 改正日から一年以内に委員となる第三条第二号の委員のうち、半数の委員の任期は、第五条の定めにかかわらず、平成七年の幹事会において新委員が選任される日までとし、その余の委員の任期は、平成八年の幹事会において新委員が選任される日までとする。

大学問題委員会規則

(設置)

第一条 本会に大学問題委員会(以下「本委員会」という)を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、幹事長の諮問により、中央大学法曹会
会則第三条第一号に定める事項を審議し、回答すること
を目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

- | | |
|-----------------------------|-------|
| 一、中央大学法曹会選出の
学校法人中央大学評議員 | 若十名 |
| 二、東京弁護士会ブロック | 二四名以内 |
| 三、第一東京弁護士会ブロック | 十一名以内 |
| 四、第二東京弁護士会ブロック | 十一名以内 |
| 五、裁判所ブロック | 二名以内 |
| 六、検察庁、公証人ブロック | 二名以内 |

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第五条 委員長は会議を主催し、副委員長は補佐し委員長に

事故あるときはその職務を代行する。

委員長は委員の互選により選出する。副委員長は委員長の
指名により選出する。

(委員会)

第六条 本委員会の開催は、定例会と臨時会とし、委員長が
これを召集する。ただし、委員長は、一〇名以上の委員か
ら開催請求があつたときは、遅滞なく委員会を召集しなけ
ればならない。

(事務局)

第七条 本委員会に事務局担当者を置き、委員会の設営、並
びに議事録の作成等の事務を掌る。本委員会の事務局担当
者は、中央大学法曹会事務局長が指名する。

付 則

この規則は、中央大学法曹会幹事会の議決をした平成六年
三月二三日から施行する。

会則検討委員会規則

(設置)

第一条 本会到会則検討委員会(以下「本委員会」という)を置く。

(委員会の目的)

第二条 本委員会は、幹事長の諮問により、本会の会則、規則、規程、細則等に関する事項を審議し、答申することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会の委員は、一〇人とし、中央大学法曹会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第五条 本委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長各一名を選出する。

委員長は、会議を主催し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(細則)

第六条 委員会の運営に関し、この規則に定めない事項については委員会で定めることができる。

付則

本規則は、中央大学法曹会の議決をした平成六年三月三十一日から施行する。

〔参考資料〕

学 校 教 育 法

第一章 総 則

第一条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

第二条 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。

② この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

③ 第一項の規定にかかわらず、放送大学学園は、大学を設置することができる。

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、監督庁の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

（略）

第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。

（昭和二十二年三月三十一日法律第二十八号）

ただし国立又は公立の小学校及び中学校又はこれらに準ずる盲学校、聾学校及び養護学校における義務教育については、これを徴収することができない。

第七条 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

（略）

第十条 私立学校は、校長を定め、監督庁に届け出なければならない。

（略）

第六十条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合には、監督庁は、大学審議会に諮問しなければならない。

（略）

第六十九条の三 文部省に、大学審議会を置く。

② 大学審議会は、この法律規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、文部大臣の諮問に応じ、大学（高等専門学校を含む。以下この条及び次案において同じ。）に関する基本的事項を調査審議する。

③ 大学審議会は、前項に規定する事項に関し、必要があると認めるときは、文部大臣に対し勧告することができる。

④ 大学審議会は、大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十人以上の委員で組織する。

⑤ 前項に定めるもののほか、大学審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。
(略)

大学設置基準

(昭和三十一年十月二十二日 文部省令第二十八号、最終改正 平三・六・三文令二四)

学校教育法第三条、第八条、第六十三条及び第八十八条の規定に基づき、大学設置基準を次のように定める。

大学設置基準

(略)

第一章 総 則

(趣旨)

第一条 大学(短期大学を除く。以下同じ。)は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

(自己評価等)

第二条 大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該大学の目的及び社会的使命を達成するため、当該大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

第二章 教育研究上の基本組織

(学部)

第三条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであって、教育研究上適当な規模内容を有し、学科目又は講座の種類及び数、教員数その他が学部として適当な組織をもつと認められるものとする。

(学科)

第四条 学部には、専攻により学科を設ける。

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

(課程)

第五条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

(略)

第三章 教員組織

(学科目制及び講座制)

第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科目制又は講座制を設け、これらに必要な教員を置くものとする。

2 学科目制は、教育上必要な学科目を定め、その教育研究に必要な教員を置く制度とする。

3 講座制は、教育研究上必要な専攻分野を定め、その教育研究に必要な教員を置く制度とする。

(学科目制)

第八条 教育上主要と認められる学科目(以下「主要学科目」という)は、原則として専任の教授又は助教授が担当するものとし、主要学科目以外の学科目については、なるべく専任の教授、助教授又は講師が担当するものとする。

2 演習、実験、実習又は実技を伴う学科目には、なるべく助手を置くものとする。

(講座制)

第九条 講座には、教授、助教授及び助手を置くものとする。ただし、講座の種類により特別な事情があるときは、講師を置き、又は助教授若しくは助手を欠くことができる。

2 講座は、原則として専任の教授が担当するものとする。

(略)

第四章 教員の資格

(教授の資格)

第十四条 教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者

二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

三 大学において教授の経歴のある者

四 大学において助教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

五 芸術、体育等については、特殊の技能に秀で、教育の

経歴のある者

六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(助教授の資格)

第十五条 助教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

一 前条に規定する教授となることのできる者

二 大学において助教授又は専任の講師の経歴のある者

三 大学において三年以上助手又はこれに準ずる職員としての経歴がある者

四 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

五 研究所、試験所、調査所等に五年以上在職し、研究上の業績があると認められる者

六 専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者
（講師の資格）

第十六条 講師となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 第十四条又は前条に規定する教授又は助教授となることのできる者

二 その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者
（助手の資格）

第十七条 助手となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

二 前号の者に準ずる能力があると認められる者

第五章 収容定員

（収容定員）

第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

第六章 教育課程

（教育課程の編成方針）

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

（略）

第七章 卒業の要件等

（単位の授与）

第二十七条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対して

は、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(他の大学又短期大学における授業科目の履修等)

第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、三十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

第八章 校地、校舎等の施設及び設備

(校地)

第三十四条 校地は、教育にふさわしい環境を持ち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

(運動場)

第三十五条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

(校舎等施設)

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる施設を備えた校舎を有するものとする。

一 学長室、会議室、事務室
二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）

三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。
3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

5 大学は校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあっては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

(校地及び校舎の面積)

第三十七条 校地及び校舎の面積については、別に定める。(略)

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 大学における校地の面積（寄宿舎その他附属病院以外の

附属施設用地の面積を除く。は、第三十七条の規定に基づき、別に定められるまでの間、医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る校舎の面積の六倍以上の面積と医学又は歯学に関する学部に係る校舎の面積の三倍以上に附属病院建築面積を加えた面積を合計した面積とする。ただし、特別の事情があり、この面積が得られない場合は、教育に支障のない限度において、二分の一の範囲内でこの面積の一部を減ずることができる。

3 前項の規定にかかわらず、夜間学部がこれと同じ種類の昼間学部と近接した施設等を使用する場合の夜間学部に係る校地の面積は、当該夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。

4 大学における校舎の面積は、第三十七条の規定に基づき、別に定められるまでの間、その教育に支障のないよう、少なくとも次の第一表及び第二表に定める面積を下らないものとする。

第一表

学部 の種類	収容定員 人の場合の面積 (平方メートル)	収容定員 人の場合の面積 (平方メートル)	収容定員 人の場合の面積 (平方メートル)
文学関係	三、三〇五	四、九五八	六、二八〇
教育関係	三、三〇五	四、九五八	六、二八〇
法学関係	三、三〇五	四、九五八	六、二八〇
経済学関係	三、三〇五	四、九五八	六、二八〇
商学関係	三、三〇五	四、九五八	六、二八〇
理学関係	五、七八五	八、九二五	一、二八〇
工学関係	六、六一一	一、二三九	一、二八〇

大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について

このたび、別添一、三のとおり、「大学設置基準の一部を改正する省令（平成三年文部省令第二十四号）」、「大学院設置基準の一部を改正する省令（平成三年文部省令第二十六号）」及び「大学通信教育設置基準の一部を改正する省令（平成三年文部省令第二十五号）」及び「大学通信教育設置基準の一部を改正する省令（平成三年文部省令第二十六号）」が平成三年六月三日に公布され、いずれも平成三年七月一日から施行されることとなりました。また、これらの省令に関連し、別添四及び五のとおり平成三年文部省告示第六十八号及び第七十号が平成三年六月五日に告示され、七月一日から施行されることになりました。

今回の改正の趣旨は、個々の大学が、その教育理念・目的に基づき、学術の進展や社会の要請に適切に対応しつつ、特色ある教育研究を展開し得るよう、大学設置基準の大綱化により制度の弾力化を図るとともに、生涯学習の振興の観点から大学における学習機会の多様化を図り、併せて、大学の水準の維持向上のため自己点検・評価の実施を期待するものにあります。

これらの省令等の概要及び留意点等は、下記のとおりですので、それぞれ関係のある事項について十分御留意の上、その運用に当たって遺憾のないようお取り計らい下さい。

記

第一 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の

一部改正

1 自己評価等について

(1) 今回の大学設置基準の大綱化による制度の弾力化の趣旨を生かし、大学自らがその教育研究の改善への努力を行っていくために、当該大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならないこととしたこと。（改正後の第二条第一項関係）

(2) この点検及び評価を行うに当たっては、上記の趣旨に即し適切な点検・評価項目を設定するとともに、適当な実施体制を整えて行うものとしたこと。（改正後の第二条第二項関係）

2 教育研究上の基本組織について

(1) 学部の種類については、学部教育の多様な展開を図るため、規定上の例示を廃止したこと。（改正後の第三条関係）

(2) 学生の履修区分に応じた教育上の組織である課程の設置については、従来は学部の種類によって学科を設けることが適当でない場合に限定していたのを改め、学部の種類にかかわらず、当該学部の教育上の目的を達成するために有益かつ適切であると認められる場合には、課程を設けることができることとしたこと。

(改正後の第五条関係)

- (3) 学科又は課程に専攻課程を設け得る旨の規定を廃止し、学科又は課程にさらに細分化した組織を設けること

とについては、各大学の自主的な判断に委ねることとしたこと。(改正後の第四条及び第五条関係)

私立学校法

(昭和二十四年十二月十五日 法律第二百七十号、最終改正 平三・五・二一法七九)

第一章 総 則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において、「専修学校」とは学校教育法第八十二條の二に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第八十三條第一項に規定する各種学校をい。

3 この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

第三条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところによる設立される法人をいう。

(所轄庁)

第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。

一 私立大学及び私立高等専門学校

第三章 学校法人

第一節 通 則

(資産)

第二十五条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

(収益事業)

第二十六条 学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。

2 前項の事業の種類は、私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会の意見を聴いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。

3 第一項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(略)

第二節 設立

(申請)

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもって少くとも次に掲げる事項を定め、文部省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校に広域の通信制の課程を置く場合には、広域の通信制の課程である旨を含む。）

四 事務所の所在地

五 役員に関する規定

六 評議員会及び評議員に関する規定

七 資産及び会計に関する規定

八 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定

九 解散に関する規定

十 寄附行為の変更に関する規定

十一 公告の方法

2 学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもって定めなければならない。

3 第一項第九号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

(認可)

第三十一条 所轄庁は、前条第一項の規定による申請があった場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会の意見を聴かなければならない。

(略)

(設立の時期)

第三十三条 学校法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによって成立する。

(略)

第三節 管 理

(役員)

第三十五条 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。

2 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。

(業務の決定)

第三十六条 学校法人の業務は、寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数をもって決する。

(役員の仕事)

第三十七条 理事は、すべて学校法人の業務について、学校法人を代表する。ただし、寄附行為をもってその代表権を制限することができる。

2 理事長は、この法律に規定する職務を行い、その他学校法人内部の事務を総括する。

3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、寄附行為の定めるところにより、他の理事が、理事長の職

務を代理し、又は理事長の職務を行う。

4 監事の職務は次の通りとする。

一 学校法人の財産の状況を監査すること。

二 理事の業務執行の状況を監査すること。

三 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した結果不整の点のあることを発見したとき、これを所轄庁又は評議員会に報告すること。

四 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

五 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事に意見を述べること。

(役員の仕事)

第三十八条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

一 当該学校法人の設置する私立学校の校長(学長及び園長を含む。以下同じ)。

二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者(寄附行為をもって定められた者を含む。以下本項及び第四十四条第一項において同じ)。

三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2 学校法人が私立学校を二以上設置する場合には、前項第一号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、一人又は数人を理事とすることができる。

3 第一項第一号及び第二号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

4 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人をこえて含まれることになつてはならない。

5 学校教育法第九条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、役員に準用する。

（役員の兼職禁止）

第三十九条 監事は、理事又は学校法人の職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）と兼ねてはならない。

（役員の補充）

第四十条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならぬ。

（評議員会）

第四十一条 学校法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもつて、組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 評議員会に、議長を置く。

5 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招

集しなければならない。

6 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

7 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

二 寄附行為の変更

三 合併

四 第五十条第一項第一号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第三号に掲げる事由による解散

五 収益を目的とする事業に関する重要事項

六 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの

2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもって評議員会の議決を要するものとすることができる。

第四十三条 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴

することができる。

(評議員の選任)

第四十四条 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のもののうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2 前項第一号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(寄附行為変更の認可)

第四十五条 寄附行為の変更は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力は生じない。

(略)

学校法人中央大学等役員名簿（中大法曹関係）

（順不同・敬省略）

一 学校法人中央大学

◎ 顧問 堂野達也

◎ 理事 高橋守雄・松家里明・安原正之

◎ 監事 松崎勝一

◎ 評議員会

議長 信部高雄

評議員

阿部三郎・浅香恒久・安藤章・飯塚信夫・猪股喜藏
 飯塚正典・市橋千鶴子・岩田豊・大西保・及川昭二
 岡田錫淵・押谷鞠雄・川上正俊・木川統一郎・木戸口久治
 岩 巖 坂本建之助・設楽敏男・篠原千廣・菅沼隆志
 杉山英巳・鈴木喜三郎・鈴木秀雄・田宮甫・高橋守雄
 高橋勇次・瀧沢国雄・寺口真夫・中津川彰・縄稚登
 西山要・野宮利雄・原秀男・日野久三郎・深沢守
 藤井光春・松家里明・松田昇・三上庄一・森田洲右
 安原正之・柳沢義信・山本忠義・横山昭・吉本英雄

若林秀雄

二 財団法人 白門奨学会

◎理事長 大西保

◎理事 坂本建之助・市橋千鶴子

◎監事 倉田雅充

◎評議員 石井嘉夫・秋知和憲・深沢守・高橋守雄・村重慶一

吉岡征雄

◎選考委員会委員

田宮甫

中央大学学員会役員名簿（中大法曹推薦）

名誉会長 堂野達也

会長 大西保

副会長 瀧沢國雄

顧問 内山弘・松井宣

参与 石井一郎・木戸口久治・日下文雄・倉田雅充・小池金市

鈴木秀雄・竹村照雄

常任幹事

猪股喜藏・坂本建之助・設楽敏男・森田洲右

幹事

阿部三郎・安藤章・篠原千廣・信部高雄

鈴木喜三郎・高橋守雄・繩稚登・野宮利雄・藤井光春

安原正之・吉田和夫・若林秀雄

會計監事 杉山英巳

中央大学法曹会役員名簿 (平成七・八年度)

一、顧問・参与 (○新任)

(1) 顧問

小池 金市	堂野 達也	瀧澤 國雄	○安原 正之
倉田 雅充	設楽 敏男	信部 高雄	(東弁)
石井 一郎	大西 保	木戸口 久治	(二弁)
松井 宣		坂木 建之助	
		野宮 利雄	

(2) 参与

小竹 耕	奥原 喜三郎	木川 統一郎	日下文 雄	倉田 哲治
児島 平	小林 宏也	○笹原 桂輔	鈴木 秀雄	戸田 宗孝
水上 喜景	○山本 忠義			(東弁)
岡田 錫淵	梶原 止	竹村 照雄	寺尾 正二	外村 隆
原 秀男	依田 敬一郎			(二弁)
内山 弘	小野田 六二	近藤 三代次	鈴木 近治	(二弁)

二、幹事（○は常任幹事）

永松栄司	中村茂八郎	寺井一弘	高谷圭一	曾田多賀	志沢徹	佐伯弘	佐瀬正俊	小林元治	黒須雅博	片岡義弘	亀井忠夫	奥野善彦	遠藤和夫	伊井和彦	飯田義則	荒井清壽	○阿部三郎
西林経博	名波倉四郎	○繩稚登	千葉宗武	多賀健三郎	○菅沼隆志	○榊原卓郎	佐藤義行	小林信明	厚井乃武夫	岸	川瀬仁司	海法幸平	○及川昭二	石井芳光	飯塚孝允	飯沼允	○安藤章
新津勇七	中村浩紹	中西康晴	堤淳一	田堰良三	鈴木康洋	坂巻國男	佐藤正八	佐々木敏行	小林秀正	北村一夫	春日寛	勝野義孝	○大高満範	石葉泰久	○稲田寛	市川照巳	安藤貞一
野口和俊	中村裕二	中原俊明	天坂辰雄	田中英雄	須藤正彦	○篠原千廣	佐藤勝	桜井公望	○紺野稔	木戸口久義	神谷咸吉郎	川勝勝則	太田孝久	井上勝義	石渡光一	○猪股喜蔵	○秋知和憲
野島良男	中村治郎	中村生秀	寺口真夫	高城俊郎	瀬川徹	白井正明	真田淡史	○才口千晴	小山勲	○久木野利光	笠原克美	金澤恭男	大辻正寛	植松功	伊藤茂昭	伊東正	浅見昭一

山本政敏	柳澤義信	宮島崇行	○深沢守	奈良道博	田中茂	○神洋明	佐々木和郎	木ノ元直樹	○岩田豊	青木康国	吉住仁男	山本剛嗣	村上昭夫	圓山司隆	松代隆	福家辰夫	平松和也	長谷川武弘
横溝高至	八木清文	元木徹	福吉實	成富安信	田中慎介	鈴木則佐	○白河浩	小林美智子	○大西昭一郎	安西愈	渡辺務	矢田英一郎	○森田洲右	溝口喜文	松永涉	堀岩夫	平野智嘉義	原山庫佳
吉川壽純	○山崎源三	森寿男	藤本猛	丹羽健介	綱取孝治	鈴木英夫	篠原由宏	小屋敏一	荻原静夫	○飯田数美		湯川將	山田茂	御蘭賢治	○松崎勝一	堀合辰夫	○藤井光春	服部邦彦
○吉本英雄	山田昌昭	森田昭	藤本博光	萩原平	寺本吉男	高橋勇次	柴田徹男	今野昭昌	加毛修	池田達郎		○横山昭	山岸憲司	源光信	松本泰次	○本間崇	深澤武久	橋本幸一
○若林秀雄	山本卓也	守屋文雄	○松家里明	羽田忠義	仲居康雄	田口邦雄	島田一彦	齋藤祐一	川村延彦	伊藤忠敬	(東弁 一二四名)	吉田幸一郎	安田隆彦	三羽正人	増田彦一	堀川文孝	船戸実	平井嘉春

川上正俊	沼田寛	高木新二郎	○沢田三知夫	河野信夫	○大藤敏	秋山寿延	諸永芳春	三木茂	藤光巧	○中津靖夫	○田宮甫	○高橋守雄	三枝信義	○笠井盛男	○大井勅紀	今中美耶子	新井嘉昭	渡邊洋一郎
	林豊	竹田稔	嶋原文雄	○佐藤歳二	川島貴志郎	荒木勝己	雪下伸松	向井惣太郎	船越広	中村鉄五郎	千葉昭雄	田代則春	坂本行弘	川津裕司	大塚功男	入倉卓志	飯畑正男	
	○舟橋定之	田中優	新海順次	佐藤久夫	北野俊光	浅香恒久	○吉田和夫	村山幸男	古山昭三郎	中吉章一郎	辻居幸一	多田武	猿山達郎	門屋征郎	○大平恵吾	岩瀬外嗣雄	石井芳夫	
	星野雅紀	田中康郎	杉山英己	佐藤康	合田悦三	一宮なほみ	脇坂治国	村山芳朗	堀内幸夫	根本隆	栃木敏明	伊達俊二	○鈴木喜三郎	小海正勝	小野道久	上野操	石川幸吉	
(裁判所)	綿引穰	田村眞	須藤典明	佐々木宗啓	小池晴彦	○井上廣道	(二弁)	森誠一	○増田浩千	原誠	友部富司	○田中美登里	鈴木誠	駒沢孝	笠井直人	遠藤英毅	石黒竹男	(一弁)
							(五四名)											(五六名)

有田知徳 石川達紘 伊藤鉄男 岩村修二 大久保慶一
 大竹健嗣 ○小田攻 小貫芳信 ○片山博仁 亀井富士雄
 桐生哲雄 栗原惠三 古崎克美 五島幸雄 小林域泰
 鈴木芳夫 高野利雄 高村七男 玉井直仁 ○仲田章
 ○中津川 彰 永野義一 ○藤河郁夫 堀江信之 本多英明
 増田暢也 松浦 恂 宗像紀夫 森川大司 山本修三
 横田尤孝 吉川 亘
 (檢察庁 三二名)

三、會計監事

高橋 崇雄(東弁) 山田 賢次郎(一弁) 林田 耕臣(二弁)

四、正・副幹事長・事務局長・次長

幹事長 柳澤義信(一弁)
 副幹事長 荻原靜夫(一弁)
 “ 及川昭二(東弁)
 “ 大井勅紀(二弁)
 “ 星野雅紀(裁判所)
 “ 古崎克美(檢察庁)
 事務局長 森田昌昭(一弁)
 事務局次長 仲居康雄(一弁)
 “ 守屋文雄(一弁)

事務局次長

堀川文孝(東弁)

” 伊井和彦(東弁)

” 坂本行弘(二弁)

” 沼田寛(裁判所)

” 山本修三(検察庁)

中央大学法曹会 各種委員会委員名簿（平成七・八年度）

◎委員長
○副委員長

一、人事委員会（一〇名）

- （東 弁）◎安 原 正 之 ・ 猪 股 喜 藏 ・ 菅 沼 隆 志 ・ 横 山 昭
（一 弁）設 楽 敏 男 ・ 松 家 里 明
（二 弁）野 宮 利 雄 ・ 増 田 浩 千
（裁判所）河 野 信 夫
（検察庁）増 田 暢 也

二、会報編集委員会（一〇名）

- （東 弁）◎岸 巖 ・ 堀 岩 夫 ・ 千 葉 宗 武 ・ 飯 沼 允
（一 弁）福 吉 實 ・ 神 洋 明
（二 弁）吉 田 和 夫 ・ 諸 永 芳 春
（裁判所）舟 橋 定 之
（検察庁）小 林 城 泰

三、会則検討委員会（一〇名）

- （東 弁）深 沢 武 久 ・ 福 家 辰 夫 ・ 大 高 満 範 ・ 瀬 川 徹
（一 弁）佐 々 木 和 郎 ・ 木 戸 弘
（二 弁）◎鈴 木 喜 三 郎 ・ 笠 井 盛 男

(裁判所) 沢田 三知夫

(検察庁) 五島 幸雄

四、法職教育検討委員会(二八名)

① 法職講座運営委員会委員

(東 弁) 中村 茂八郎

(二 弁) 伊達 俊二

② 司法特設講座担当講師

(東 弁) 才口 千晴・大辻 正寛・西込 明彦

(一 弁) 萬羽 了・酒井 憲郎

(二 弁) 友部 富司

③ 委員

(東 弁) 浅見 昭一・奥野 善彦・厚井 乃武夫・清水 紀代志・中村 治郎

曾田 多賀・西林 経博・山本 剛嗣

(一 弁) 三戸 岡耕二・田中 茂・神谷 信行・八木 清文

(二 弁) ◎新井 嘉昭・脇坂 治國・栃木 敏明・行方 美彦

(裁判所) 須藤 典明

(検察庁) 太田 修・平尾 雅世

五、大学問題委員会(五〇名)

(東 弁) 安藤 章・阿部 三郎・稲田 寛・大辻 正寛

金沢恭男・川勝勝則・久木野利光・小林秀正・紺野稔

鈴木秀雄・鈴木康洋・須藤正彦・寺口真夫・縄稚登

中村生秀・中村茂八郎・中村裕二・平松和也・堀合辰夫

本間崇・松崎勝一・森田洲右・山本忠義・吉田幸一郎

岩田豊・岡田錫淵・倉田雅充・設楽敏男・信部高雄

竹村照雄・田中慎介・若林秀雄◎豊田泰介・吉本英雄

深澤守

(二弁) 高橋守雄・内山弘・坂本建之助・田宮甫・雪下伸松

鈴木孟秋・根本隆・小野道久・中津靖夫・小海正勝

大平恵吾

(裁判所) 高木新二郎・佐藤久夫

(検察庁) 松田昇・松浦恂

平成九年度講師名簿 (○印新規推薦)

平成九年一月三十一日現在

法曹論

佐藤 康 (裁判官・二三期)

長井博美 (検察官・二九期)

才口千晴 (弁護士・一八期)

司法演習

前期 (九・四・一二、七・一九)

〔司法演習Ⅱ (二年)〕

憲法五名 (統治機構)

(五コマ)

1 青木 康 圀 (一弁・二九期) 一コマ

② 山崎 司 平 (二弁・三一期) 一コマ

③ 溝口 敬 人 (東弁・三五期) 一コマ

④ 木村 美 隆 (東弁・三六期) 一コマ

⑤ 草薙 一 郎 (東弁・三九期) 一コマ

民法一二名 (債権総論)

(一五コマ)

1 鈴木 孟 秋 (二弁・一四期) 一コマ

2 石井 芳 光 (東弁・一七期) 一コマ

3 池田 達 郎 (一弁・一七期) 一コマ

4 猿山 達 郎 (二弁・一九期) 一コマ

刑法五名(各論中心)

(一五コマ)

後期(九・九・二〇)～(一〇・一・一四)

(司法演習I(二年))

憲法七名(人 権)

(八コマ)

- | | |
|----|------------------|
| 5 | 新井嘉昭(二弁・二二期)二コマ |
| 6 | 村田裕(東弁・二二期)二コマ |
| 7 | 清水紀代志(東弁・二二期)一コマ |
| 8 | 山田忠男(一弁・二三期)一コマ |
| 9 | 佐藤勝(東弁・二七期)二コマ |
| 10 | 友部富司(二弁・三三期)一コマ |
| 11 | 湯川将(東弁・三八期)一コマ |
| ⑫ | 釘沢知雄(二弁・三九期)一コマ |
| 1 | 吉川壽純(一弁・一六期)二コマ |
| ② | 杉山茂久(檢察・二八期)二コマ |
| 3 | 辻居幸一(二弁・三五期)一コマ |
| 4 | 伊達俊二(二弁・三六期)一コマ |
| ⑤ | 横井弘明(二弁・三六期)二コマ |
| 1 | 青木康圀(二弁・二九期)一コマ |
| ② | 根岸清一(二弁・三五期)一コマ |
| 3 | 中村裕二(東弁・三九期)二コマ |
| ④ | 寺本吉男(一弁・三九期)一コマ |

民法二名(総則)

(一六コマ)

- ⑤ 草薙 一郎(東弁・三九期) 一コマ
- ⑥ 鈴木 秀一(一弁・四〇期) 二コマ
- ⑦ 市毛 由美子(二弁・四一期) 一コマ
- 1 鈴木 孟秋(二弁・一四期) 一コマ
- 2 荻原 静夫(一弁・一五期) 一コマ
- 3 小海 正勝(二弁・一七期) 一コマ
- 4 石井 芳光(東弁・一七期) 二コマ
- 5 曾田 多賀(東弁・一九期) 二コマ
- 6 清水 紀代志(東弁・二二期) 一コマ
- 7 川村 延彦(一弁・二二期) 二コマ
- 8 元木 徹(一弁・二九期) 一コマ
- ⑨ 細田 良一(一弁・三一期) 二コマ
- 10 行木 美彦(一弁・三六期) 二コマ
- 11 湯川 将(東弁・三八期) 一コマ
- 1 吉川 壽純(一弁・一六期) 二コマ
- 2 小貫 芳信(檢察・二七期) 一コマ
- 3 竹田 勝紀(檢察・二八期) 二コマ
- 4 塚越 豊(東弁・三二期) 一コマ
- 5 辻居 幸一(二弁・三五期) 一コマ

刑法九名(総論中心)

(一一コマ)

後期(九・九・二〇)一〇・一・一四

(司法演習Ⅲ(二年))

憲法五名(総合)

(五コマ)

- 6 伊達俊二(二弁・三六期)一コマ
- 7 額田みさ子(二弁・三七期)二コマ
- ⑧ 大西裕(一弁・四一期)一コマ
- ⑨ 松田豊治(一弁・四三期)一コマ

民法一〇名(物権)

(一五コマ)

- ① 原誠(二弁・二三期)一コマ
- ② 山崎司平(二弁・三二期)一コマ
- ③ 溝口敬人(東弁・三五期)一コマ
- 4 西込明彦(東弁・三六期)一コマ
- ⑤ 木村美隆(東弁・三六期)一コマ
- 1 大辻正寛(東弁・一六期)二コマ
- 2 猿山達郎(二弁・一九期)一コマ
- 3 新井嘉昭(二弁・二二期)二コマ
- 4 村田裕(東弁・二二期)二コマ
- 5 山田忠男(一弁・二三期)一コマ
- 6 御園賢治(東弁・二三期)一コマ
- 7 奈良道博(一弁・二六期)一コマ
- 8 市野沢裕子(一弁・二六期)一コマ

民法四名(応用)

(六コマ)

- | | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ④ | ③ | 2 | 1 | 10 | 9 |
| 横井弘明 | 杉山茂久 | 羽成守 | 酒井憲郎 | 厚井乃武夫 | 平松和也 |
| (二弁・三六期) | (検察・二八期) | (東弁・二八期) | (一弁・二四期) | (東弁・四〇期) | (東弁・三七期) |
| ニコマ | ニコマ | ニコマ | ニコマ | ニコマ | ニコマ |

会 務 報 告 書

中央大学法曹会事務局長 森 田 昌 昭

一 中央大学法曹会の平成七年五月一日から平成九年五月一五日までの活動の概要は、別紙中央大学法曹会平成七八年度開催行事報告書に記載されておりますのでお読みいただきたいと思ひます。

二 この中央大学法曹会は、柳澤義信幹事長、荻原静夫、及川昭二、大井勅紀、星野雅紀、宮澤忠彦（途中で古崎克美氏へ交代）、各副幹事長、森田昌昭事務局長、仲居康雄、守屋文雄、堀川文孝、伊井和彦、坂本行弘、沼田 寛、山本修三各事務局次長を執行部として、この二年間活動して参りました。

三 執行部各位は、人事委員会、会報編集委員会、会則検討委員会、法職教育検討委員会、大学問題委員会、および会計の少なくとも一部門は担当し、各委員長と連絡を密にして委員会の運営を円満に行なうとともに、常任理事・幹事会（八回）、定時総会（二回）、参与・顧問会、各ブロック会の運営に携わって参りました。執行部も、当初は初めてのことであり戸惑うことも多々ありましたが、月日が経つにつれ戸惑いも少なくなつて参りました。

四 執行部、各委員会の成果については、会員各位の評価に委ねたいと思ひます。

ところで、私達中央大学出身の法曹にとって一番残念に思つたことは、「法科の中央」と言われた中央大学出身

の司法試験合格者数が平成八年度には激減し、第五位に転落してしまったことです。

思い出すのは、平成七年五月、中大法曹会の総会・懇親会の席上中央大学内海英男理事長が、久方振りに中央大学が箱根駅伝において優勝したことを大いに喜ばれ、司法試験合格者も第一位になるようにと願い、激励されていたことをはっきりと覚えております。ところが、第一位どころか第五位に転落し、「法科の中央」の凋落振りが新聞・雑誌等の記事となり報道されて賑わされました。中大出身者は、それらの記事を読み、報道を聞いてどういう感想を持たれたでしょうか。

私は、中央大学が総合大学ではあるが少なくとも他の大学に誇れるものが一つ二つはあってしかるべきだと思うと同時に、その誇れるものは司法試験合格者数が第一位になることだと確信しております。これは私が法曹である故のひがみでしょうか。

私は、中央大学が司法試験合格者数が第一位となり他の学部も特徴ある学部となり、全体としてレベルアップをして天下に中央大学の名声を高め、入学志望者が激増することを熱望しております。

会務報告として相応しくない記事になったかもしれないが、私の右の想いに免じてお許しをお願いします。

中央大学法曹会平成七・八年度開催行事報告書

自平成七年五月一八日
 経平成九年五月一五日
 中央大学法曹会事務局

年月日	行事	摘要
7・5・18(木)	定時総会	於 中央大学駿河台記念館 平成七・八年度 幹事・会計監事 選任
7・5・18(木)	幹事会	於 右同所 幹事長・副幹事長・常任幹事 互選 事務局長・事務局次長 任命
7・5・29(月)	新旧執行部事務引継会 ” 懇親会	於 弁護士会館 一弁会議室 於 日本外国特派員協会
7・6・9(金)	平成七年度 第一回執行部会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 事務局次長の職務分担の件 2 本年度事業・会務執行の基本方針 3 本年度定例執行部会開催日時決定の件 4 本年度常任幹事・幹事会および定時総会開催日時決定の件
7・6・29(木)	第二回執行部会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 第一回常任幹事・幹事会および 司法修習生との懇親会開催の件 2 各種委員会委員選任の件 3 中央大学教育研究振興資金募金推進の件 4 中央大学法曹会推薦司法演習講師との懇親会開催の件

7・7・14(金)	第一回常任幹事・幹事会懇親会 (第四九期司法修習生参加)	於 アルカディア市谷(私学会館) 議題 1 本年度会務運営方針表明(幹事長) 2 各種委員会委員選任の件 3 会費額決定の件
7・7・15(土)	中央大学法曹会新旧役員と 日本比較法研究所常任幹事との懇談会	於 中央大学駿河台記念館 中央大学駿河台記念館
7・7・25(火)	第一回各種委員会	於 中央大学駿河台記念館 議題 1 各種委員会委員長・副委員長選任の件 2 各種委員会運営の件
7・9・4(月)	第三回執行部会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 事務局次長一名増員の件 2 日本比較法研究所「比較法」雑誌「誌友」候補者推薦の件 3 各種委員会開催日時決定の件 4 協議員選任の件
7・9・12(火)	第二回大学問題委員会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 中央大学夜間部改廃問題について 2 大学問題委員会の検討課題について
7・9・19(火)	第二回法職教育検討委員会	於 弁護士会館 二弁会議室 議題 1 中央大学司法演習講師選任の件
7・10・3(火)	第四回執行部会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 第二回常任幹事・幹事会および忘年懇親会(一二月一日)開催準備の件 2 「中大法曹」(二五号)の配付の件

7・10・22(日)	中央大学第六回 ホームカミングデー	3 会費徴収の件
7・10・30(月)	第三回法職教育検討委員会	於 中央大学多摩キャンパス 法曹会からビデオカメラ一台を寄付 柳沢幹事長、及川副幹事長、森田事務局長 参加
7・11・7(火)	第五回執行部会	於 弁護士会館 二弁会議室 議題 1 中央大学司法演習講師選任の件 2 「法曹論」教員派遣推薦の件
7・11・14(火)	第三回大学問題委員会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 大学問題委員会の検討課題について
7・11・16(木)	第二回会報編集委員会	於 弁護士会館 東弁会議室 議題 1 「中大法曹」(二六号)に座談会記事を掲載することを決定
7・11・21(火)	第六回執行部会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 第二回常任幹事・幹事会および忘年懇親会 (一二月一日)開催準備の件
7・11・29(火)	中央大学 司法試験合格者祝賀会	於 中央大学多摩キャンパス 法曹会より柳沢幹事長、及川副幹事長、森田事務局長 出席
7・11・29(水)	第四回法職教育検討委員会	於 弁護士会館 二弁会議室

8・1・29(月)	第五回法職教育検討委員会	於 弁護士会館 二弁会議室 議題 1 平成八年度中央大学司法演習講師選任の件
8・1・23(火)	第四回大学問題委員会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 大学問題委員会の検討課題について
8・1・16(火)	第七回執行部会 新年会	於 ニュー・トーキョー「本店さがみ」 議題 1 新年度の行事予定について
8・1・12(金)	中央大学法学部教員と中大法曹会執行部との懇親会	於 中央大学駿河台記念館 議題 1 中央大学法学部における法曹教育について
8・1・12(金)	大学関係者と法職教育検討委員会委員との意見交換会	於 中央大学駿河台記念館 議題 1 大学改革問題に関連する法職教育問題について
8・1・12(金)	第二回人事委員会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 中央大学演習担当講師推薦について 2 推薦学員候補者選考委員推薦について
7・12・1(金)	第二回常任幹事長・幹事会および忘年懇親会	於 ホテル海洋 議題 1 会務報告 2 会計報告 3 司法特設講座講師等推薦の件 4 中央大学教育研究振興資金募金の件 内海理事長、外間学長、長内法学部長、他七名の招待者出席、第四八期司法修習生二〇名出席
		議題 1 中央大学司法演習講師選任の件 2 「法曹論」教員派遣推薦の件 3 「中大法曹」(一六号)座談会の件 4 大学設置の多摩研究室のバックアップ態勢の件

8・2・6(火)	第八回執行部会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 第三回常任幹事・幹事会(三月二十七日)開催の件 2 「中大法曹」(一五号)発送の件 3 会費徴収の件 4 顧問・参与会開催の件
8・2・13(火)	第五回大学問題委員会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 中央大学総合企画委員会第一次答申に対する対応について
8・2・26(月)	第三回人事委員会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 推薦学員選考委員会委員の選任について 2 法職講座運営委員会委員の選任について
8・2・28(水)	第六回法職教育検討委員会	於 弁護士会館 二弁会議室 議題 1 大学改革問題に関連する法職教育問題検討の件 2 司法演習受講者の法廷傍聴・弁護士会見学の件 3 平成八年度中央大学司法演習講師選任の件 4 司法演習「憲法Ⅱ・Ⅲ」担当講師候補者推薦の件 5 当委員会改選委員候補者推薦の件
8・2・29(木)	顧問・参与会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 中央大学総合企画委員会第一次答申 「中央大学キャンパス整備に関する基本計画及び財政計画について」の検討
8・3・5(火)	第九回執行部会	於 弁護士会館 一弁会議室

8・3・8(金)	第三回会報編集委員会	<p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 常任幹事・幹事会(三月二十七日)の実施要領について 2 中大法曹会の行事予定について 3 日本比較法研究所主催 第三回シンポジウム参加について
8・3・12(火)	第六回大学問題委員会	<p>於 弁護士会館 東弁会議室</p> <p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「中大法曹」(一六号)の座談会のテーマと内容の検討の件
8・3・21(木)	第四回人事委員会	<p>於 弁護士会館 一弁会議室</p> <p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 表彰学員候補者選考委員会委員の選任の件 2 財政検討委員会委員選任の件 3 (財)白門奨学会理事ならびに監事推薦の件
8・3・27(水)	第三回常任幹事・幹事会	<p>於 弁護士会館 一弁講堂</p> <p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会務報告 2 会計報告 3 推薦学員候補者選考委員会委員・法職講座運営委員会委員・表彰学員候補者選考委員会委員・財政検討委員会・(財)白門奨学会理事、監事・中央大学理事、監事選考委員会委員・同理事、監事候補者推薦の件 4 中央大学教育研究振興資金募金の件
8・4・2(火)	第七回法職教育検討委員会	<p>於 弁護士会館 二弁会議室</p> <p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 司法演習受講者の法廷傍聴・弁護士会見学の件

8・4・4(木)	第五回人事委員会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 理事及び監事選考委員会委員推薦の件 2 理事及び監事候補者推薦の件
8・4・16(火)	第一〇回執行部会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 定時総会・幹事会・懇親会準備の件 2 臨時執行部会開催日時決定の件 3 雑誌・名簿発送に伴う入金状況の件
8・4・19(金)	第四回会報編集委員会	於 弁護士会館 東弁会議室 議題 1 「座談会」の議題の検討の件 (法職教育検討委員会より三名出席)
8・5・1(水)	第六回人事委員会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 理事・監事候補者推薦の件
8・5・8(水)	第七回人事委員会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 理事・監事候補者推薦の件
8・5・14(火)	第七回大学問題委員会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 中央大学総合企画委員会第一次答申「中央大学キャンパス整備に関する基本計画及び財政計画について」の審議経過について
		2 司法演習「憲法Ⅱ・Ⅲ」担当講師候補者推薦の件 3 当委員会改選委員候補者推薦の件 4 「中大法曹」座談会の件 5 大学改革問題に関連する法職教育問題検討の件 6 「憲法Ⅱ・Ⅲ」の問題のみでなく、 司法演習担当講師候補者推薦方法検討の件

8・5・14(火)	第五回会報編集委員会	於 弁護士会館 東弁会議室 議題 1 「座談会」の議題の検討の件 (法職教育検討委員会より二名出席)
8・5・16(木)	第四回常任理事・幹事会	於 中央大学駿河台記念館 議題 1 平成七年度会務報告承認の件 2 各種委員会活動報告承認の件 3 会計報告・監査報告承認の件
8・5・16(木)	平成七年度定時総会祝賀会 内海理事長、高木総長 外 参加	於 右同所 幹事長挨拶 議題 1 議長・副議長選出 2 平成七年度会務報告承認の件 3 各種委員会活動報告承認の件 4 会計報告・監査報告承認の件 平成七年度栄進者・叙勲者・新入会員 歓迎祝賀会開催
8・5・27(月)	平成八年度第一回執行部会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 本年度事業・会務執行基本方針 2 本年度定例執行部会日時決定の件 3 本年度常任幹事・幹事会、 平成九年度定時総会日時決定の件 4 第一回常任理事・幹事会開催準備の件 5 「中大法曹」(一六号)発行準備の件
8・6・4(火)	平成八年度第一回人事委員会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 理事・監事選任についての総括 2 総長選考委員会委員ほか、

8・6・5(水)	平成八年度第一回法職教育検討委員会	於 弁護士会館 二弁会議室 議題 1 司法演習受講者の法廷傍聴・弁護士会見学の件 2 司法演習「憲法Ⅱ・Ⅲ」担当講師候補者推薦の件 3 「中大法曹」(一六号)座談会の件 4 招聘期間延長に伴う客員講師(B)の問題について
8・6・14(金)	第二回執行部会	於 銀座「小六」 議題 1 「中大法曹」(一六号)の進捗状況について 2 各種委員会報告
8・6・18(火)	平成八年度第一回会報編集委員会	於 弁護士会館 東弁会議室 議題 1 「中大法曹」(一六号)座談会議題の検討 (法職教育検討委員会より二名出席)
8・6・20(木)	第二回人事委員会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 総長選考委員会委員選任の件 2 学員会副会長選考委員会委員選任の件
8・7・9(火)	第二回会報編集委員会	於 弁護士会館 東弁会議室 議題 1 「中大法曹」(一六号)の座談会の内容について
8・7・9(火)	平成八年度第一回大学問題委員会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 中央大学総合企画委員会第一次答申 「中央大学キャンパス整備に関する基本計画及び財政計画について」に関して、今後の当委員会の対応について
8・7・11(木)	第二回法職教育検討委員会	於 弁護士会館 二弁会議室 議題 1 司法演習受講者の法廷傍聴・弁護士会見学の件 2 司法演習「憲法Ⅱ・Ⅲ」担当講師候補者推薦の件

今後予想される人事問題について

8・7・12(金)	平成八年度第一回常任幹事・幹事会 中大出身第五〇期司法修習生を交えての懇親会	<p>於 アルカディア市谷（私学会館）</p> <p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本年度会務運営方針の件 2 本年度予算案承認の件 3 各種委員会報告の件 3 「中大法曹」（一六号）座談会の件 4 司法演習「刑法」担当講師交替について 5 来年度以降の司法演習担当講師候補者確保の件 6 招聘期間延長に伴う客員講師（B）の問題について
8・8・10(土)	会報編集委員会による「中大法曹」（一六号）掲載の座談会	<p>於 アルカディア市谷（私学会館）</p> <p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中大法学部の現状と我々の果たすべき役割（大学側四名を含め二一名出席）
8・9・2(月)	第三回執行部会	<p>於 弁護士会館 一弁会議室</p> <p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「中大法曹」（一六号）の進捗状況について 2 教育・研究振興資金募金について 3 第二回常任幹事・幹事会および忘年懇親会の件
8・9・5(木)	第三回法職教育検討委員会	<p>於 弁護士会館 二弁会議室</p> <p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「憲法Ⅱ・Ⅲ」を含む来年度の司法演習担当講師候補者推薦の件 2 再来年度以降の司法演習担当講師候補者推薦の件 3 司法演習受講生の法廷傍聴・弁護士会等見学の件 4 「中大法曹」座談会の件 5 司法演習講座の履修方法について 6 司法演習講座の内容について
8・9・10(火)	第二回大学問題委員会	<p>於 弁護士会館 一弁会議室</p> <p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 執行部よりの諮問事項に関して、当委員会の対応について

8・11・26(火)	第六回執行部会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 第二回常任理事・幹事会開催準備の件
8・11・25(月)	司法試験合格祝賀会	於 中央大学多摩キャンパス 柳沢幹事長・及川副幹事長・森田事務局長 出席
8・11・21(木)	第六回人事委員会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 平成九年度演習講師(予定)推薦の件
8・11・12(火)	第四回大学問題委員会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 中央大学都心施設の緊急利用について
8・11・12(火)	第五回会報編集委員会	於 弁護士会館 東弁会議室 議題 1 「中大法曹」(一六号)の「座談会」の編集について 2 会員に対するアンケートについて 3 表紙の写真・題字などについて
8・11・7(木)	第五回執行部会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 常任幹事・幹事会・忘年懇親会の件 2 「中大法曹」(一六号)の進捗状況の件
8・11・1(金)	第四回法職教育検討委員会	於 弁護士会館 二弁会議室 議題 1 司法演習「憲法Ⅱ・Ⅲ」担当講師候補者推薦の件 2 来年度以降の司法演習担当講師候補者確保の件 3 司法演習受講生の法廷傍聴・弁護士会等見学(第二回)の件
8・10・21(月)	顧問・参与会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 中央大学総長選任の件 柳沢幹事長・及川副幹事長 参加

8・12・6(金)	第二回常任幹事・幹事会および忘年懇親会 第四九期司法修習生参加 内海理事長、外間学長 外参加	於 ホテル海洋 議題 1 会務報告 2 会計報告 3 各種委員会報告	2 各種委員会報告
8・12・10(火)	第六回会報編集委員会	於 弁護士会館 東弁会議室 議題 1 「中大法曹」(一六号)の「座談会」の編集について 2 会員からのハガキと編集全体について検討	
9・1・10(金)	顧問・参与会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 中央大学基本規定改正(評議員の人数)について	
9・1・17(金)	第七回人事委員会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 平成八年度学校法人中央大学評議員候補者推薦委員会 に委員に推薦について	
9・1・17(金)	第七回執行部会	於 ニュー・トーキョー「高尾」 議題 1 平成八年度学校法人中央大学評議員候補者推薦委員会 委員の推薦の件 2 中央大学基本規定(評議員の人数)の件 3 「中大法曹」(一六号)の進捗状況 4 法曹会の行事日程の確認	
9・1・21(火)	第五回大学問題委員会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 学研連より中央大学宛 要望書と支援要請への対応に ついて	
9・1・21(火)	第七回会報編集委員会	於 弁護士会館 日弁連会議室 議題 1 「中大法曹」(一六号)の編集について	

9・2・13(木)	第八回執行部会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 第三回常任幹事・幹事会準備の件 2 勸白門奨学会評議員及び選考委員会委員推薦の件 3 中大法職講座運営委員会委員選任の件 4 「中大法曹」(一六号)の進捗状況について	2 集合写真掲載の件(高千穂印刷社長出席)
9・2・18(火)	第八回会報編集委員会	於 弁護士会館 東弁会議室 議題 1 「中大法曹」(一六号)の依頼原稿等の検討 2 資料・割付けの検討	
9・2・20(木)	第八回人事委員会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 中央大学評議員候補者推薦の件 2 法職講座運営委員会委員推薦の件	
9・3・3(月)	顧問・参与会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 中央大学評議員会議長候補者推薦の件	
9・3・7(金)	第九回執行部会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 第三回常任幹事・幹事会準備の件 2 勸白門奨学会評議員及び選考委員会委員推薦の件 3 中央大学評議員候補者推薦の件	
9・3・11(火)	第六回大学問題委員会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 学研連要望書への中大法曹会支援体制の報告 2 執行部よりの諮問事項の検討	
9・3・18(火)	第九回会報編集委員会	於 弁護士会館 東弁会議室 議題 1 「中大法曹」(一六号)のゲラ刷りの訂正 2 資料割付けの検討(高千穂印刷社長出席)	

9・4・18(金)	第七回大学問題委員会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 執行部より諮問事項に対する答申について
9・4・15(火)	第一〇回執行部会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 第四回常任幹事・幹事会、平成九年度定時総会準備に 関する件 2 平成八年度会務報告承認の件 3 各種委員会活動報告承認の件 4 平成八年度会計報告監査報告承認の件
9・4・8(火)	第一〇回会報編集委員会	於 弁護士会館 東弁会議室 議題 1 「中大法曹」(二六号)の最終校正 2 表紙写真の選択(高千穂印刷社長出席) 3 発行部数、配布先、価格の検討
9・3・28(金)	第一〇回人事委員会	於 弁護士会館 一弁会議室 議題 中央大学評議員会正・副議長選考委員会委員推薦の件
9・3・27(木)	第三回常任幹事・幹事会	於 弁護士会館 一弁講堂 議題 1 会務報告 2 会計報告 3 勸 白門奨学云評議員及び選考委員会委員推薦の件 4 中央大学評議員会議長候補者推薦の件 5 中央大学評議員候補者推薦の件 6 中央大学法曹会役員選任の件
9・3・21(金)	第九回人事委員会	3 発行部数と金額の検討 於 弁護士会館 一弁会議室 議題 1 中央大学評議員会評議員候補者推薦の件

9・4・24(木)	<p>第五回法職教育検討委員会</p>	<p>於 弁護士会館 二弁会議室 議題 1 招聘期間延長に伴う客員講師(B)の件 2 司法演習の制度内容再検討の件</p>
9・5・15(木)	<p>第四回常任幹事・幹事会 平成九年度定時総会 平成八年秋、平成九年春 叙勲授章者・栄進者 新入会員祝賀歓迎懇親会</p>	<p>於 中央大学駿河台記念館 幹事長挨拶 議長・副議長選出 議題 1 平成八年度会務報告承認の件 2 平成八年度会計報告・監査報告承認の件 3 各種委員会活動報告承認の件 4 平成九年度法曹会幹事・会計監事選任の件、顧問・参 与委嘱の件</p>



編集後記

「中大法曹」第一六号をお届けいたします。

本号は「司法試験対策特集号」のような性格のものとして出来上りました。ご高承のように、昨年の司法試験における中大の合格者は激減し、五位に転落してしまいました。この激震から立ち直り、いかにすれば昔日の「法科の中央」の名声を取り戻せるのか、その改善策を策定してそれを実行に移すことが現在の急務であると思料されます。

内海英男理事長から法人役員の改選と大学改革について、大西 保学員会長からは当会の大学に対する責務について、信部高雄評議員会議長からは現在検討中の大学の基本規定の問題点について、いずれも有益かつ貴重な玉稿を、竹村照雄先生には前理事長の故山本清二郎先生に対する追悼文をいただき誠に有難うございました。

高木友之助総長、長内 了法学部長、高橋守雄理事、松崎勝一監事、柳澤義信幹事長（巻頭言）、山岸憲司学研連委員長、榊原卓郎東弁会長、中津川彰公証人、高木新二郎山形地裁所長、吉川寿純講師の諸先生からは、中大法学部の司法試験対策や改善策等に関し、熱意のこもった貴重なご意見をお寄せいただきました。これらのご意

見と後記座談会におけるご意見から抜本的な改善策を策定し、その速やかな実行が行なわれるように切望するのは、会員の諸先生も同じだろうと思います。

なお、即戦的な対策として、学研連から中大宛に司法試験の指導体制の充実のため、駿河台記念館に早急に研究室を設置し、利用させていただきたい旨の要望書が提出されましたので、右「要望書」を掲載させていただきます。

安原正之理事からは、「総合企画委員会の第一次答申」に対する理事会の審議状況等についての玉稿をいただきました。司法試験の合格者数を増加させるためには、ハード面の対策として受験生を増加させるための入学定員の増加のための施設の増設や、受験生のための研究施設の増設は、受験指導対策のソフト面と共に、車の両輪として重要なものであります。

杉山英己先生には公証人の職務等、田中美登里先生には法制審議会の沿革と審議の概要、松田昇先生には現在脚光を浴びている預金保険機構の現状と役割、大藤敏先生には人権擁護行政の現状等について、ご多忙中のご多量かつ貴重な玉稿をお寄せいただき誠に有難うございました。

中大の司法試験合格者数が第一位を転落して以来、当会は第一位を取り戻すため、大学当局に対し司法試験対

策につき種々の提言をなし、かつ司法特設講座と法職講座に講師を派遣するなどして、協力して参りました。しかし最近は三位に定着した感を呈しており、昔日の第一位の地位を回復するのはおろか、三位を維持するのも危ないのではないかと危惧されておりました。

そこで当執行部と編集委員会が発足した当初、法学部の法曹教育の問題点を分析し、司法試験の不振の原因を究明し、どのような改善策があるのか、それに対し当会はどのような協力ができるのかについて座談会の開催を計画し、平成八年八月一〇日座談会を開催し、大学側と当会側の出席者から活発な意見の交換を行ない、その結果を本号に掲載いたしました。ご出席の先生方には、お暑いなかを熱心に意見の開陳や報告をしていただき、有難うございました。

「会員の声と消息」欄に回答を寄せられた先生方の大多数が、昨年の司法試験合格者数の激減に対し、「驚愕」「愕然」「残念至極」「憤激」等と強い調子で落胆し、長期低落化傾向に歯止めをかける抜本的な改善策の早期策定と、大学、当会、学研連等の関係団体が協力して速やかに改善策を実行に移し、昔日の「法科の中央」の名声を取り戻すことを切望する声に満ち溢れております。

「会務報告・開催行事報告」および「関係諸規定・役員名簿」等につきましては、森田昌昭事務局長に執筆等

をお願いいたしました。「関係諸規定」のなかに、「学校教育法」等の抜粋を新たに掲載いたしました。

本号を発刊できましたのは、ひとえに柳澤義信幹事長を初めとする執行部、会報編集委員会の諸先生方のご尽力の賜物であります。特に、新井嘉昭法職教育検討委員長、及川昭二副幹事長、森田昌昭事務局長、堀川文孝、伊井和彦の両事務次長の諸先生には終始ご指導とお力添えをいただきました。これらの諸先生方に紙上をお借りいたしました厚くお礼を申し上げます。

(編集委員長 岸 巖 記)

中大法曹 第十六号

平成九年五月一〇日 印刷 (非売品)

平成九年五月一五日 発行

発行人 柳 澤 義 信

編集人 岸 巖

発行所 中央大学法曹会

印刷所 株式会社 高千穂印刷所

東京都板橋区向原 一〇一〇

電話 (三九五六) 六五五〇 (代)

独占禁止政策と独占禁止法

伊従 寛 著 独禁法の理念・実体分析・運用解釈など、著者が公正取引委員会で関わった行政措置の解説やコメントを含む伊従独禁法の集大成。本体9000円(税別)

親子の裁判 ここ30年

田村 五郎 著 嫡出推定、養子縁組、特別養子、親族扶養等、親子法の裁判事件を通し最近の法状況にせまり、その裁判の実相を克明に描写。本体3200円(税別)

人類の叡智に学ぶ

中央大学出版部 編 宗教・思想・哲学・文化の深層を掘り起し、豊かな知性と教養を育み混迷の現代に明るい21世紀を追求した格好の入門書。本体2300円(税別)

創立50周年記念

国連年鑑特別号

国連半世紀の軌跡(1945-1995)

国際連合広報局 編 国連創設過程から創設後のパレスチナ分割、スエズ運河危機等、平和維持に深く関わった事柄や国連憲章の掲げるもう1つの目的、すなわち経済・文化・社会・人道的な問題にも触れ、拡大しつつある国連の課題、つまり21世紀の国連の使命を展望。中央大学国際関係法研究会 他訳 本体15000円(税別)

中央大学出版部

〒192-03 東京都八王子市東中野

☎0426(74)2351/振替00180-6-8154